



地方裁判所における 民事第一審訴訟事件の概況及び実情

1 民事第一審訴訟事件等の概況

1 . 1 民事第一審訴訟事件全体の概況

民事第一審訴訟事件の新受件数は、過払金等事件（「金銭のその他」等）の新受件数の増減を受け、平成 21 年をピークにして減少傾向が続いていたが、近年は増加に転じている。

平均審理期間を見ると、平成 22 年頃から令和 3 年までおおむね長期化傾向が続いた後、令和 5 年以降は短縮している。審理期間が 2 年を超える事件の割合も、前回の 9.9% から 7.6% に減少した。平均争点整理期日回数は若干減少し、平均期日間隔も若干短縮し、全体として、争点整理期間が短縮している。また、係属期間が 2 年を超える未済事件の事件数及び全未済事件に占める割合は、近年減少傾向が続いている。

終局区分別の事件割合については、前回（判決で終局した事件の割合が 45.8%、和解で終局した事件の割合が 32.8%、取下げで終局した事件の割合が 18.1%）と比べ、判決で終局した事件の割合が 50.5% と増加した一方で、和解で終局した事件の割合が 31.6%、取下げで終局した事件の割合が 14.0% とそれぞれ減少した。なお、対席判決で終局したのは既済件数全体の約 24%（判決で終局した 5 割強の事件のうち、対席判決によるものが 5 割弱）となっている。

人証調べの実施率は減少傾向にあり、令和 6 年は前回より減少し、人証調べ実施事件における平均人証数は前回とほぼ同様である。

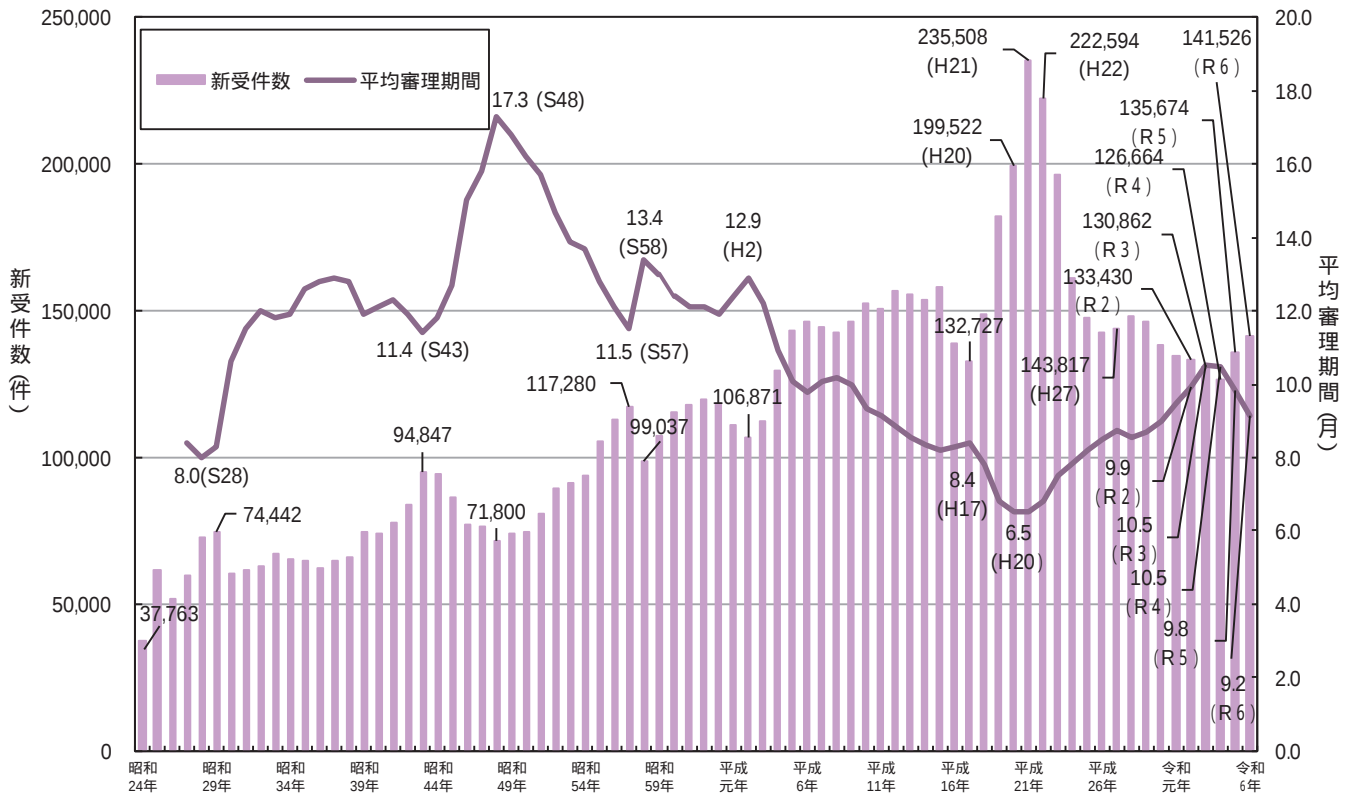
上訴率については、平成 28 年以降は減少する傾向にあり、令和 6 年は 16.7% であり、令和 4 年（20.8%）より減少している。

合議率については、平成 30 年まで、既済事件及び未済事件ともにおおむね増加する傾向にあったが、近年若干減少している。審理期間 2 年超の既済事件の合議事件数及び合議率は、いずれも増加する傾向にあったが、令和 6 年は、合議事件数は減少する一方、合議率は 29.6% であり、前回（29.1%）より若干増加している。

○ 事件数及び平均審理期間

民事第一審訴訟事件¹の新受件数及び平均審理期間の推移は【図 1】のとおりである。

【図 1】 新受件数及び平均審理期間の推移

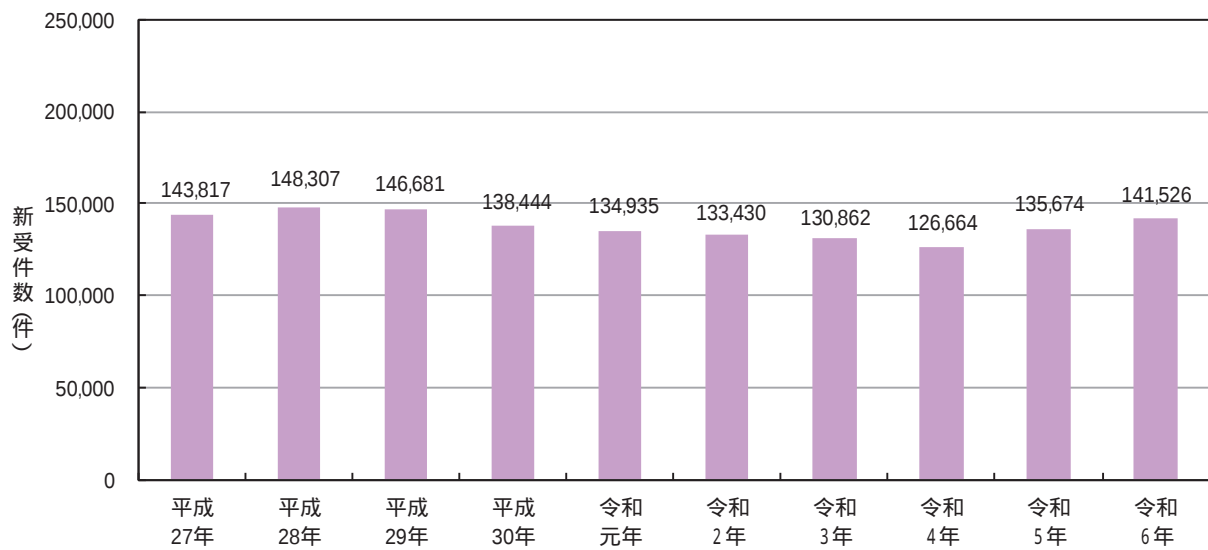


新受件数²は、平成 18 年以降に過払金等事件の新受件数の増加に伴って急増し、平成 21 年（23 万 5508 件）にピークとなった後は長らく減少傾向が続いていたが、令和 5 年に増加に転じ、令和 6 年は 14 万 1526 件となっている（【図 1】【図 2】）。

¹ ここでの「民事第一審訴訟事件」とは、地方裁判所の通常訴訟事件及び人事訴訟事件を指す。なお、平成 16 年 4 月 1 日以降提起された人事訴訟（人事を目的とする訴え）は、地方裁判所の管轄から家庭裁判所の管轄に移管されており、地方裁判所は、基本的には同日以前から係属していた事件及び経過措置により同日以降に提起されたそれに関する反訴事件等のみを審理していた。ただし、例えば、同日以降に、地方裁判所の人事訴訟事件の確定判決に対して第三者が独立当事者参加の申出とともに再審請求をした場合等には、当該独立当事者参加が地方裁判所の人事訴訟事件として新たに立件され、新受事件や既済事件として計上されることがある。

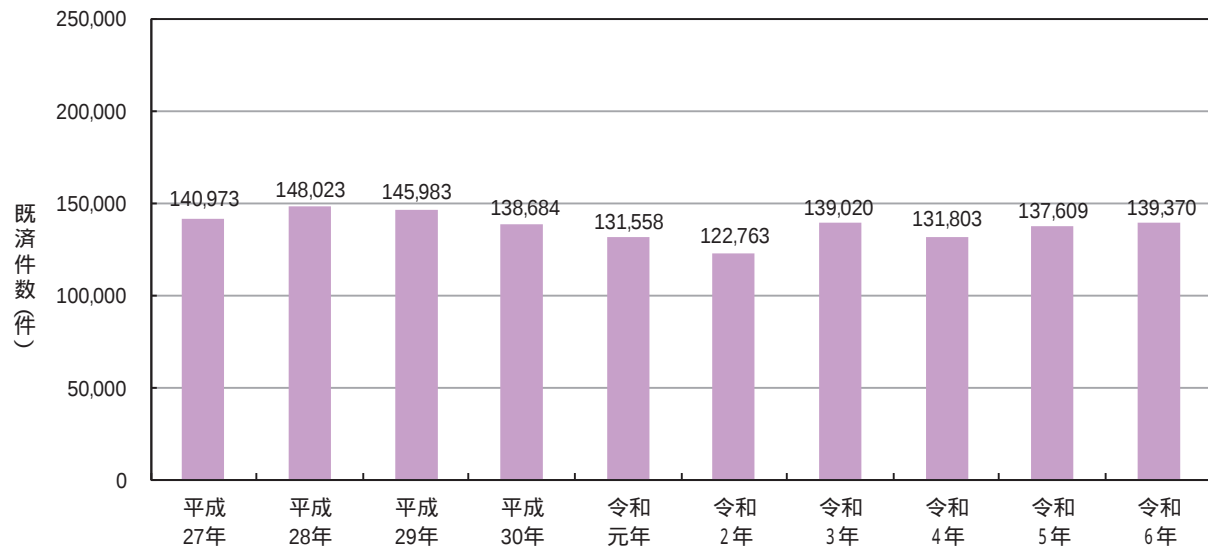
² 第 3 回から第 8 回まで、過払金等事件が含まれる事件類型である「金銭のその他」等の事件を統計から除外する処理（以下「本件除外処理」という。）を採用していたが、第 9 回報告書において、本件除外処理を改め、第一審訴訟事件全体の統計データのみを分析の対象とした（本件除外処理の詳細は、第 3 回報告書概況・資料編 24 頁以下、本件除外処理を改めた理由の詳細は、第 9 回報告書 56 頁注 2 以下参照）。本報告書でも、第一審訴訟事件全体の統計データのみを分析の対象としている。

【図2】 新受件数の推移



最近10年間における既済件数の推移については【図3】のとおりであり、令和2年まではおおむね減少傾向にあったが³、令和3年に増加し、それ以降はほぼ横ばいとなっており、令和6年は13万9370件となっている。

【図3】 既済件数の推移



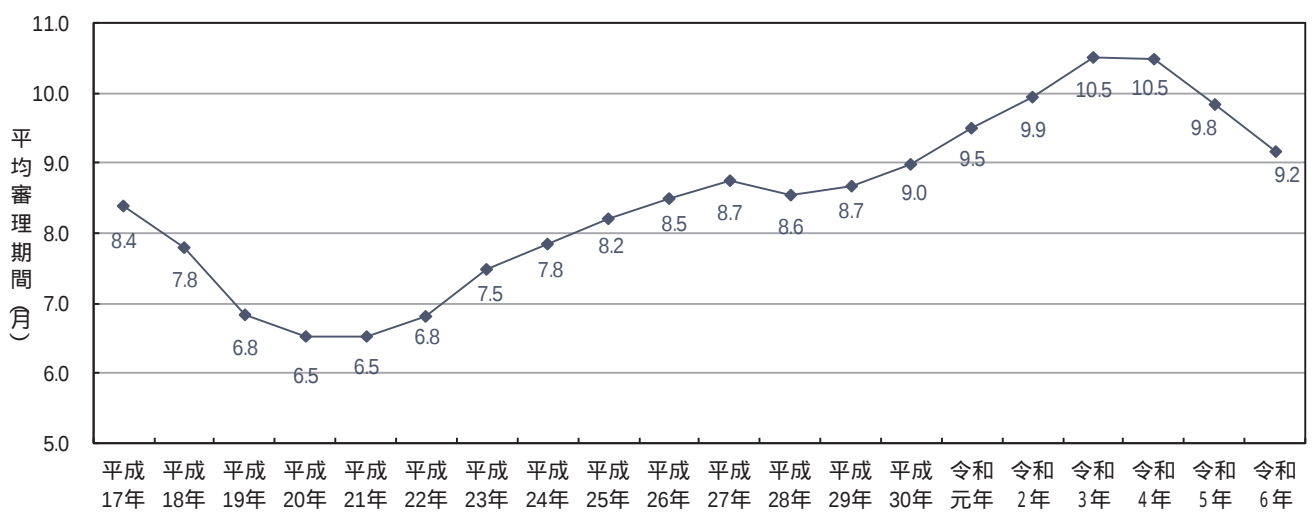
³ ただし、令和2年における減少の背景には、同年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出の影響もあるものと思われる。

民事第一審訴訟事件の平均審理期間（事件の受理日から終局日までの期間の平均値）は、過払金等事件の増加の影響を受けて平成 18 年（7.8 月）以降平成 20 年（6.5 月）まで顕著に短縮した後、平成 22 年（6.8 月）以降はおおむね長期化傾向にあったものの、令和 5 年以降は短縮されて令和 6 年は 9.2 月となり、前回（10.5 月）より短縮した（【表 4】【図 5】）。⁴

【表 4】 既済件数及び平均審理期間

事件の種類	民事第一審訴訟
既済件数	139,370
平均審理期間(月)	9.2

【図 5】 平均審理期間の推移



⁴ ただし、令和 2 年以降の長期化の背景には、同年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響もあるものと思われ、また、令和 4 年以降の平均審理期間の短縮の背景には、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で処理が滞り長期化していた事件が減少してきたことによるものとも思われる。

事件類型別の既済件数及び平均審理期間については【表6】のとおりである。

既済件数については、「建物」(4万0474件)、「金銭のその他」⁵(2万9156件)、「その他の損害賠償」(2万3489件)、「交通損害賠償」(1万3746件)の順に多く、「建物」⁶(4万0474件)が前回(2万9284件)より1万1190件増加したが、その他の事件類型については前回までの調査結果と大きな変化はない。

平均審理期間については、件数の少ない「公害差止め」(5件)を除くと、長い順に、「責任追及等」⁷(30.0月)「建築瑕疵損害賠償」(26.9月)、「医療損害賠償」(24.9月)、となっており、「労働」(16.7月)は長期化傾向が継続しているものの、ほぼ全ての事件類型において短縮した(第10回報告書85頁【表6】参照)。

【表6】 事件類型別の既済件数及び平均審理期間

事件の種類		既済件数	平均審理期間(月)
総 数		139,370	9.2
金 銭	売買代金	1,414	9.5
	貸 金	5,646	7.6
	立替金	2,391	3.8
	建築請負代金	1,386	17.8
	建築瑕疵損害賠償	434	26.9
	交通損害賠償	13,746	12.3
	医療損害賠償	676	24.9
	公害損害賠償	67	19.6
	その他の損害賠償	23,489	14.7
	手形金	2	3.0
	手形異議	13	15.8
	金銭債権存否	1,116	10.3
	労働金銭	2,659	15.8
	知的財産金銭	247	15.4
	金銭のその他	29,156	8.7

事件の種類		既済件数	平均審理期間(月)
建 物		40,474	3.8
土 地		6,016	9.2
土地境界		285	17.4
労 働		932	16.7
知的財産		246	15.5
請求異議		240	9.6
第三者異議		45	9.3
公害差止め		5	41.7
責任追及等		48	30.0
共通義務確認		-	-
その他		8,637	10.9

⁵ 「金銭のその他」は、金銭の支払を目的とする事件で、事件票上個別に分類されて統計が取られているものを除く事件であり、その中には、いわゆる過払金等事件以外に、手付金、地代、家賃、敷金、保証債務の履行等を請求する事件等が含まれる(第5回報告書概況編17頁脚注3参照)。

⁶ 「建物」には、建物の明渡し、引渡し、収去、建物に関する登記手続を請求する事件等が含まれる(第5回報告書概況編18頁脚注5参照)。

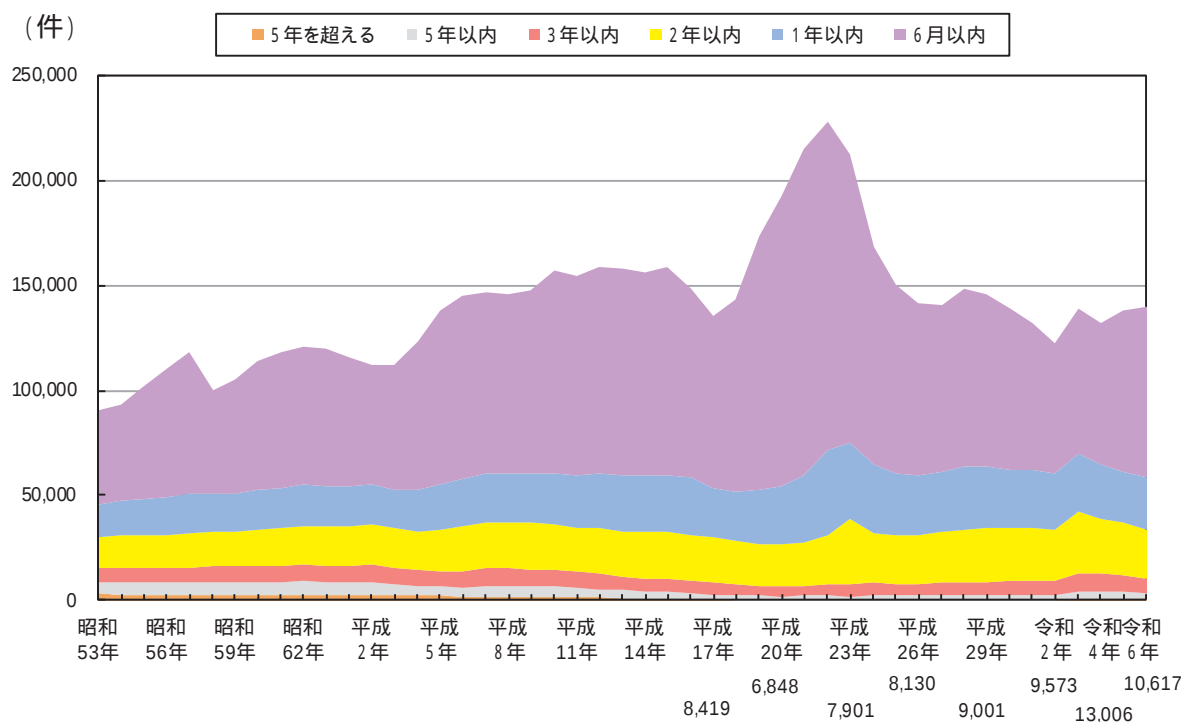
⁷ 「責任追及等」とはいわゆる株主代表訴訟等であり、具体的には、会社法847条3項若しくは5項、847条の2第6項若しくは第8項、847条の3第7項若しくは第9項(これらの規定を準用する場合を含む。)に基づく訴え、又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律64条による改正前の商法267条3項若しくは4項(これらの規定を準用する場合を含む。)に基づく訴えを指す。

民事第一審訴訟事件の審理期間別の既済件数及び事件割合は【表 7】のとおりであり、既済事件の審理期間別事件数の推移は【図 8】のとおりである。審理期間が 2 年を超える事件の割合（7.6%）⁸は、前回（9.9%）よりも減少している（第 10 回報告書 86 頁【表 7】参照）。

【表 7】 審理期間別の既済件数及び事件割合

事件の種類	民事第一審訴訟
既済件数	139,370
6月以内	80,923 58.1%
6月超1年以内	24,870 17.8%
1年超2年以内	22,960 16.5%
2年超3年以内	7,089 5.1%
3年超5年以内	3,048 2.2%
5年を超える	480 0.3%

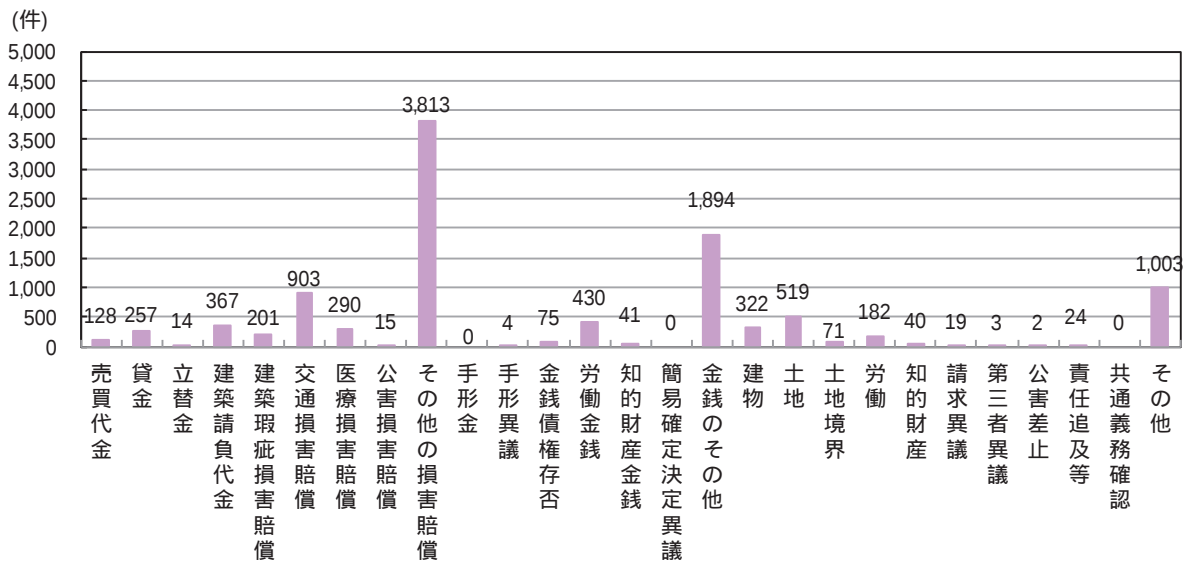
【図 8】 既済事件の審理期間別事件数の推移



年度の下の数値は審理期間が 2 年を超える事件の数である。

⁸ 端数処理の関係上、表 7 の数値を足し合わせた数値とは一致しない場合がある。正確な数値については、【図 9】のうち「総数」の行を参照されたい。

【図9】 事件類型別の審理期間2年超の既済件数



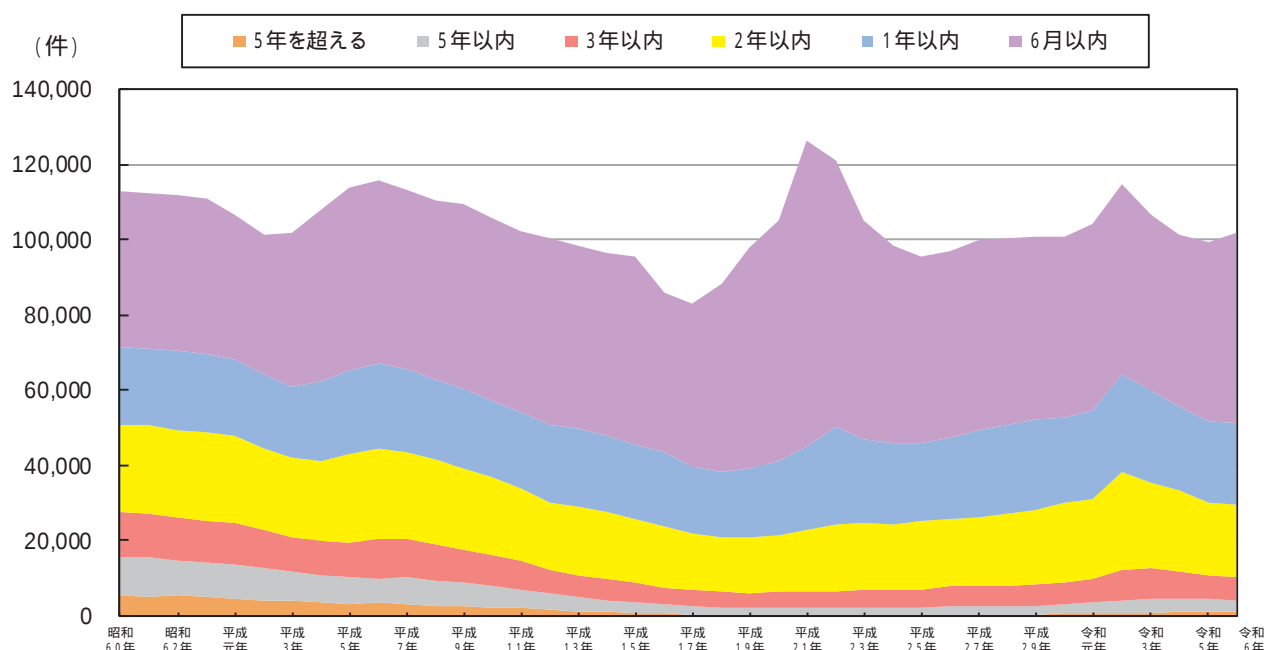
事件の種類	既済件数	全既済件数に対する割合	審理期間が2年を超えた既済件数	2年超全事件に対する各事件類型の2年超事件の割合	各事件類型における2年超事件の割合
総 数	139,370	100.0%	10,617	100.0%	7.6%
金 銭					
売買代金	1,414	1.0%	128	1.2%	9.1%
貸 金	5,646	4.1%	257	2.4%	4.6%
立替金	2,391	1.7%	14	0.1%	0.6%
建築請負代金	1,386	1.0%	367	3.5%	26.5%
建築瑕疵損害賠償	434	0.3%	201	1.9%	46.3%
交通損害賠償	13,746	9.9%	903	8.5%	6.6%
医療損害賠償	676	0.5%	290	2.7%	42.9%
公害損害賠償	67	0.05%	15	0.1%	22.4%
その他の損害賠償	23,489	16.9%	3,813	35.9%	16.2%
手形金	2	0.001%	-	-	-
手形異議	13	0.01%	4	0.04%	30.8%
金銭債権存否	1,116	0.8%	75	0.7%	6.7%
労働金銭	2,659	1.9%	430	4.1%	16.2%
知的財産金銭	247	0.2%	41	0.4%	16.6%
簡易確定決定異議	-	-	-	-	-
金銭のその他	29,156	20.9%	1,894	17.8%	6.5%
建 物	40,474	29.0%	322	3.0%	0.8%
土 地	6,016	4.3%	519	4.9%	8.6%
土地境界	285	0.2%	71	0.7%	24.9%
労 働	932	0.7%	182	1.7%	19.5%
知的財産	246	0.2%	40	0.4%	16.3%
請求異議	240	0.2%	19	0.2%	7.9%
第三者異議	45	0.03%	3	0.03%	6.7%
公害差止め	5	0.004%	2	0.02%	40.0%
責任追及等	48	0.03%	24	0.2%	50.0%
共通義務確認	-	-	-	-	-
その他	8,637	6.2%	1,003	9.4%	11.6%

事件類型別の審理期間2年超の既済件数は【図9】のとおりであり、2年超の既済件数全体に占める割合が高い事件類型が「その他の損害賠償」（35.9%）、「金銭のその他」（17.8%）である点、各事件類型における2年超事件の割合が高い主要な類型が「建築瑕疵損害賠償」（46.3%）及び「医療損害賠償」（42.9%）である点は、前回と同様である（第10回報告書87頁【図9】参照）。

各年12月末時点における未済事件の係属期間別事件数の推移は【図10】のとおりであり、係属期間2年超の未済事件の割合及び係属期間別事件数の推移は【図11】のとおりである。係属期間2年超の未済事件の数は、平成19年まで減少傾向が続いた後、平成20年以降はなだかな増加傾向が続いていたが⁹、令和3年（1万2664件）をピークに減少に転じ、令和6年は1万0330件であった。また、全未済事件に占める係属期間2年超の未済事件の割合も、同じく令和3年（11.9%）をピークとし、令和6年は10.2%となっている。

10

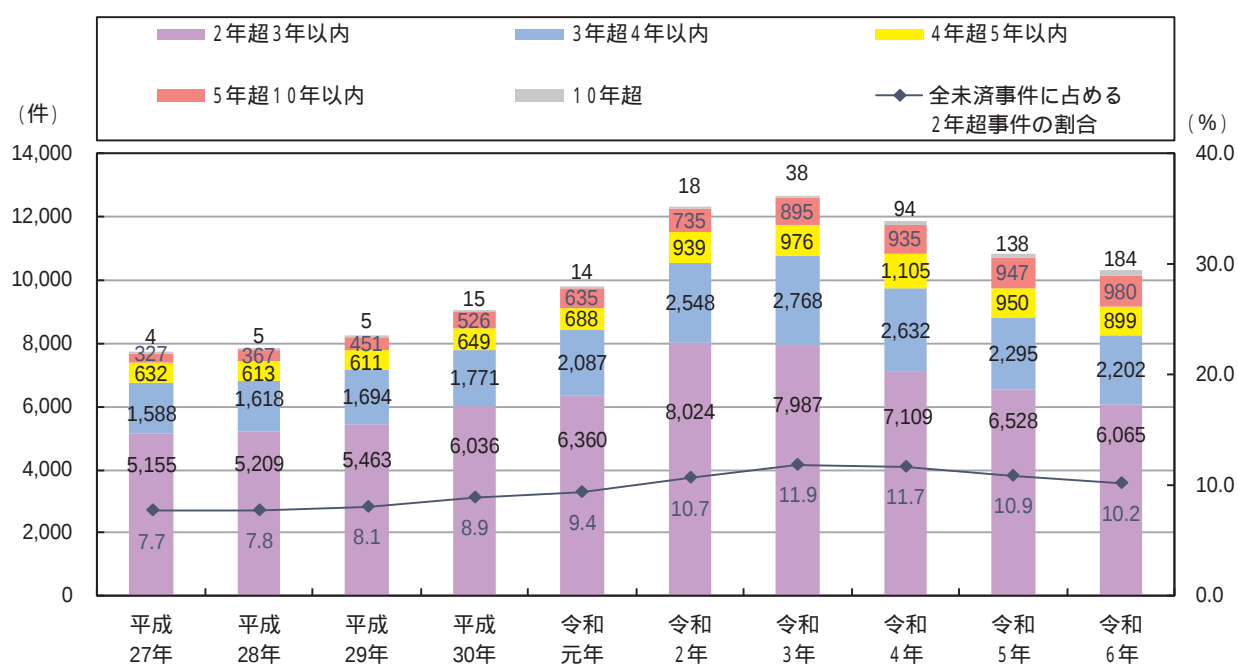
【図10】 未済事件の係属期間別事件数の推移



⁹ 上記の傾向に関しては、過払金等事件の被告会社が倒産手続中であるために訴訟が長期にわたって中断している事案の影響も考えられる（破産法44条1項、民事再生法40条1項、会社更生法52条1項等参照）。

¹⁰ ただし、令和2年以降の係属期間2年超の未済事件の事件数及び全未済事件に占める係属期間2年超の事件の割合の各増加の背景には、同年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響もあるものと思われ、また、令和4年以降の各事件数の減少の背景には、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で処理が滞り長期化していた事件が減少してきたことによるものとも思われる。

【図11】 係属期間2年超の未済事件の割合及び係属期間別事件数の推移



○ 終局区分と審理期間の関係

終局区分別の事件割合については、判決で終局した事件の割合（50.5％）が前回（45.8％）より増加した。そのうち、対席判決の事件の割合（47.7％）は前回（55.5％）より減少した。

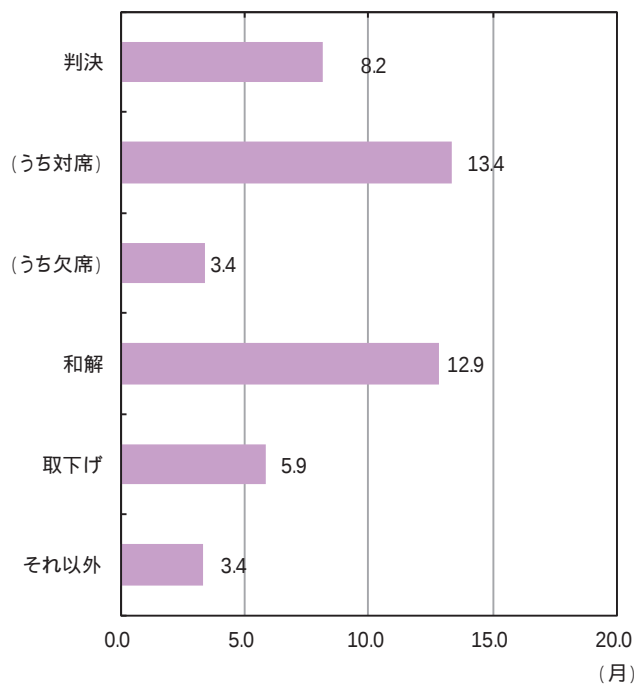
また、和解で終局した事件の割合（31.6％）、取下げで終局した事件の割合（14.0％）は前回（それぞれ32.8％、18.1％）より減少した（第10回報告書90頁【表12】参照）。

【表12】 終局区分別の既済件数及び事件割合

事件の種類	民事第一審訴訟
既済件数	139,370
判決	70,423 50.5%
うち対席 (%は判決に対する割合)	33,598 47.7%
和解	44,080 31.6%
取下げ	19,553 14.0%
それ以外	5,314 3.8%

終局区分別の平均審理期間は【図13】のとおりであり、全体的に見て前回より短縮している（第10回報告書90頁【図13】参照）。

【図13】 終局区分別の平均審理期間



○ 審理の状況

平均期日回数及び平均期日間隔¹¹は【表 14】のとおりである。平均口頭弁論期日回数（1.2 回）及び平均争点整理期日回数（2.5 回）は、いずれも前回（平均口頭弁論期日回数 1.5 回、平均争点整理期日回数 2.6 回）より若干減少し¹²、平均期日間隔（2.5 月）も、前回（2.6 月）から若干短縮した。全体として、争点整理期間は前回より短縮している（第 10 回報告書 91 頁【表 14】参照）。

【表 14】 平均期日回数及び平均期日間隔

事件の種類		民事第一審訴訟
平均期日回数		3.6
うち平均口頭弁論期日回数	うち平均口頭弁論期日回数	1.2
	うち平均争点整理期日回数	2.5
平均期日間隔(月)		2.5

なお、争点整理手続の実施件数及び実施率¹³（準備的口頭弁論、弁論準備手続及び書面による準備手続のいずれかが実施された事件の割合）は、【表 15】のとおりである。争点整理手続の実施率（41.2%）は、前回（47.5%）より減少している（第 10 回報告書 91 頁【表 15】参照）。

【表 15】 争点整理手続の実施件数及び実施率

事件の種類		民事第一審訴訟
争点整理手続	実施件数	57,354
	実施率	41.2%

¹¹ 平均期日回数とは、平均口頭弁論期日回数（準備的口頭弁論期日及び判決言渡期日を除く口頭弁論期日の平均回数）と平均争点整理期日回数（準備的口頭弁論期日及び弁論準備手続期日の合計の平均回数）の合計値を指す。また、平均期日間隔とは、平均審理期間を平均期日回数で除した数値を指す。なお、平均期日回数・平均期日間隔の算出に当たっては、判決言渡期日のみならず、事件票上の記載項目とされていない和解期日及び進行協議期日が考慮されていないため、実際の期日回数よりも少なめの数値及び実際の期日間隔よりも長めの数値が出ていると思われることに注意を要する（第 1 回報告書 20 頁参照）。

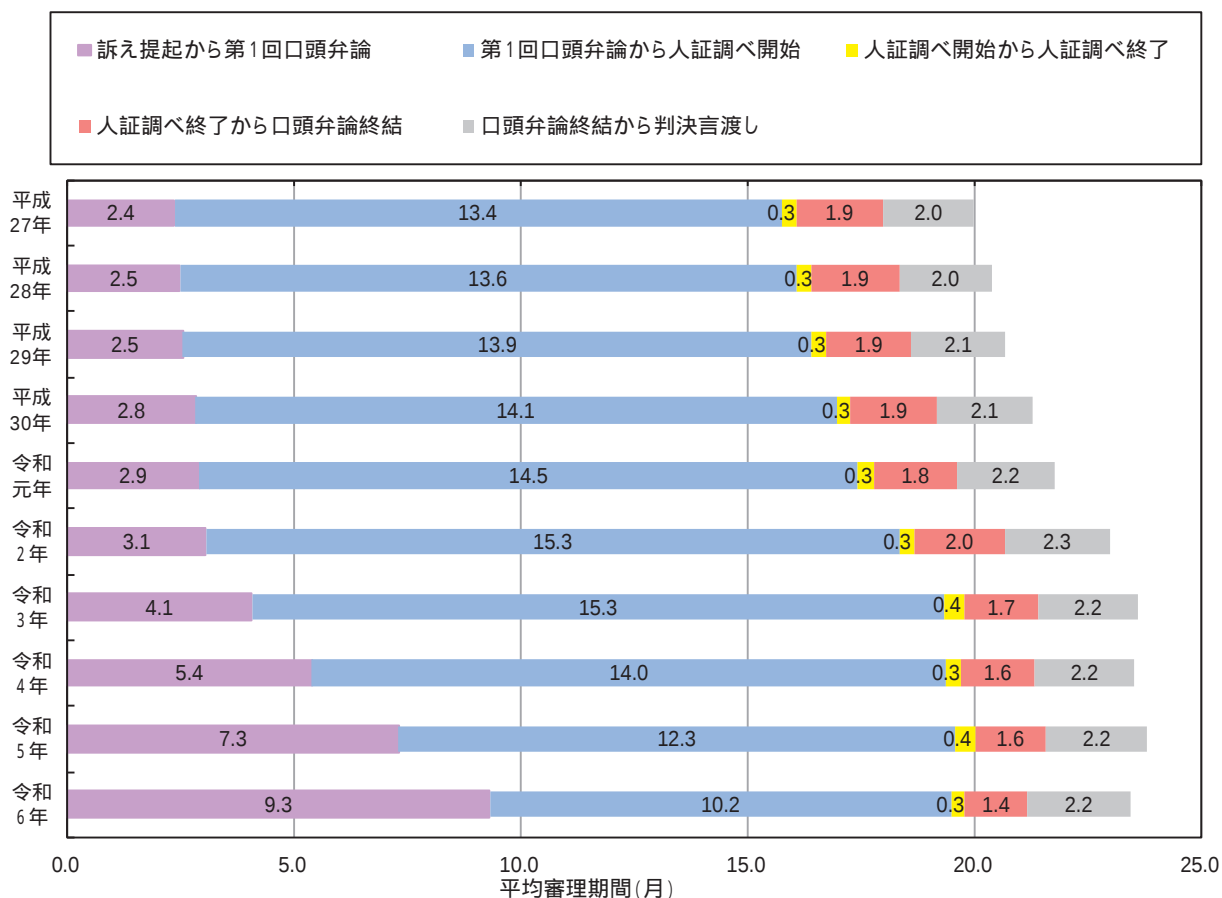
¹² 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、ウェブ会議又は電話会議を利用した、書面による準備手続における協議（期日回数に含まれない。）が活用されるようになったことの影響もあると思われる。

¹³ ただし、それほど複雑ではなく 1 回 1 回の期日に時間をかける必要がないような類型等の場合、いわゆる争点整理手続を用いず、口頭弁論の中で争点整理を進める訴訟指揮を行う例も一定数存在するので、争点整理手続の実施率はあくまでも目安にすぎない。

人証調べを実施して対席判決で終局した事件¹⁴における手続段階別平均期間の推移は【図 16】のとおりである。手続全体としては長期化傾向にあり¹⁵、令和3年以降はほぼ横ばいとなっているが、内訳には変化がある。訴え提起から第1回口頭弁論までの期間は、令和6年（9.3月）は前回（5.4月）より長期化した一方、第1回口頭弁論から人証調べ開始までの期間は、令和6年（10.2月）は前回（14.0月）より短縮した。

16

【図16】 人証調べを実施して対席判決で終局した事件における手続段階別平均期間の推移



¹⁴ 人証調べを実施して対席判決で終局した事件のみを取り上げるのは、審理の各段階ごとの期間を取ることが、統計データシステム上、上記の事件でしか行えないためである（この点は、本報告書における他の事件類型についても同様である。）。

¹⁵ ただし、令和2年以降の長期化の背景には、同年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響もあるものと思われる。

¹⁶ このような内訳の変化は、民事訴訟のデジタル化を背景とした審理運営の工夫が進み、争いのあることが判明した事件については、第1回口頭弁論期日を経ることなく、最初からウェブ会議なども活用した争点整理を行うなどの取組が進められていることなどが影響しているものと思われる。

人証調べ実施率及び平均人証数¹⁷は【表 17】のとおりである。

第 5 回報告書概況編 37 頁でも指摘されているとおり、民事第一審訴訟事件における平均人証数（今回 0.3 人）はおおむね減少傾向にある。人証調べを実施した事件における平均人証数も、ここ 10 年間おおむね横ばい状態であり、令和 6 年においては、2.6 人となっていて、前回とほぼ同様である（第 6 回報告書 30 頁【表 16】、第 7 回報告書 24 頁【表 15】、第 8 回報告書 28 頁【表 17】、第 9 回報告書 67 頁【表 17】、第 10 回報告書 93 頁【表 17】参照）。

人証調べ実施率は、人証調べが実施されることが少ない事件類型の動向に影響されやすく、過去には過払金訴訟が多くあった平成 20 年前後に人証調べ実施率が減少した（第 5 回報告書概況編 38 頁【図 21】）。令和 6 年は 11.4%と前回（14.2%）より減少しているところ（第 10 回報告書 93 頁【表 17】参照）、建物訴訟の増加も影響しているものと思われる（【表 6】、第 10 回報告書 85 頁【表 6】参照）。

人証調べを実施した事件における平均審理期間（23.6 月）は、前回（23.9 月）よりも若干短くなっている（【表 18】【表 19】、第 10 回報告書 93 頁【表 18】参照）。

【表 17】 人証調べ実施率及び平均人証数

事件の種類		民事第一審訴訟
人証調べ実施率		11.4%
平均人証数		0.3
人証調べ実施事件	うち平均証人数	0.1
	うち平均本人数	0.2
	平均人証数	2.6
	うち平均証人数	0.8
	うち平均本人数	1.8

【表 18】 人証調べを実施した事件における平均審理期間及び平均人証調べ期間

平均審理期間(月)	23.6
平均人証調べ期間(月)	0.3

【表 19】 人証調べを実施した事件における平均期日回数

平均期日回数	9.9
平均口頭弁論期日回数 (人証調べ期日を含む)	2.6
うち平均人証調べ期日回数	1.1
平均争点整理期日回数	7.3

端数処理の関係で、平均口頭弁論期日回数と平均争点整理期日回数の合計は、全体の平均期日回数とは必ずしも一致しない。

¹⁷ 平均人証数は、平均本人数と平均証人数の合計である。ただし、端数処理の関係上、平均本人数と平均証人数の合計値が平均人証数と合致しない場合がある。

さらに、人証調べ期日回数別の既済件数及び事件割合について見ると、前回と同様に、およそ9割の事件は1回の期日で人証調べが終えられている一方、3回以上の人証調べ期日を重ねた事件は約1%であるから、ほとんどの事件で集中証拠調べが実践されていることは明らかである（【表20】）（第10回報告書94頁【表20】参照）。

【表20】 人証調べ期日回数別の既済件数及び事件割合

人証調べ期日回数	既済件数	事件割合
1回	14,430	91.1%
2回	1,211	7.6%
3回	133	0.8%
4回	19	0.1%
5回	14	0.1%
6回	-	-
7回	3	0.02%
8回	13	0.1%
9回	-	-
10回	4	0.03%
11～15回	1	0.01%
16回以上	4	0.03%
合 計	15,832	100.0%

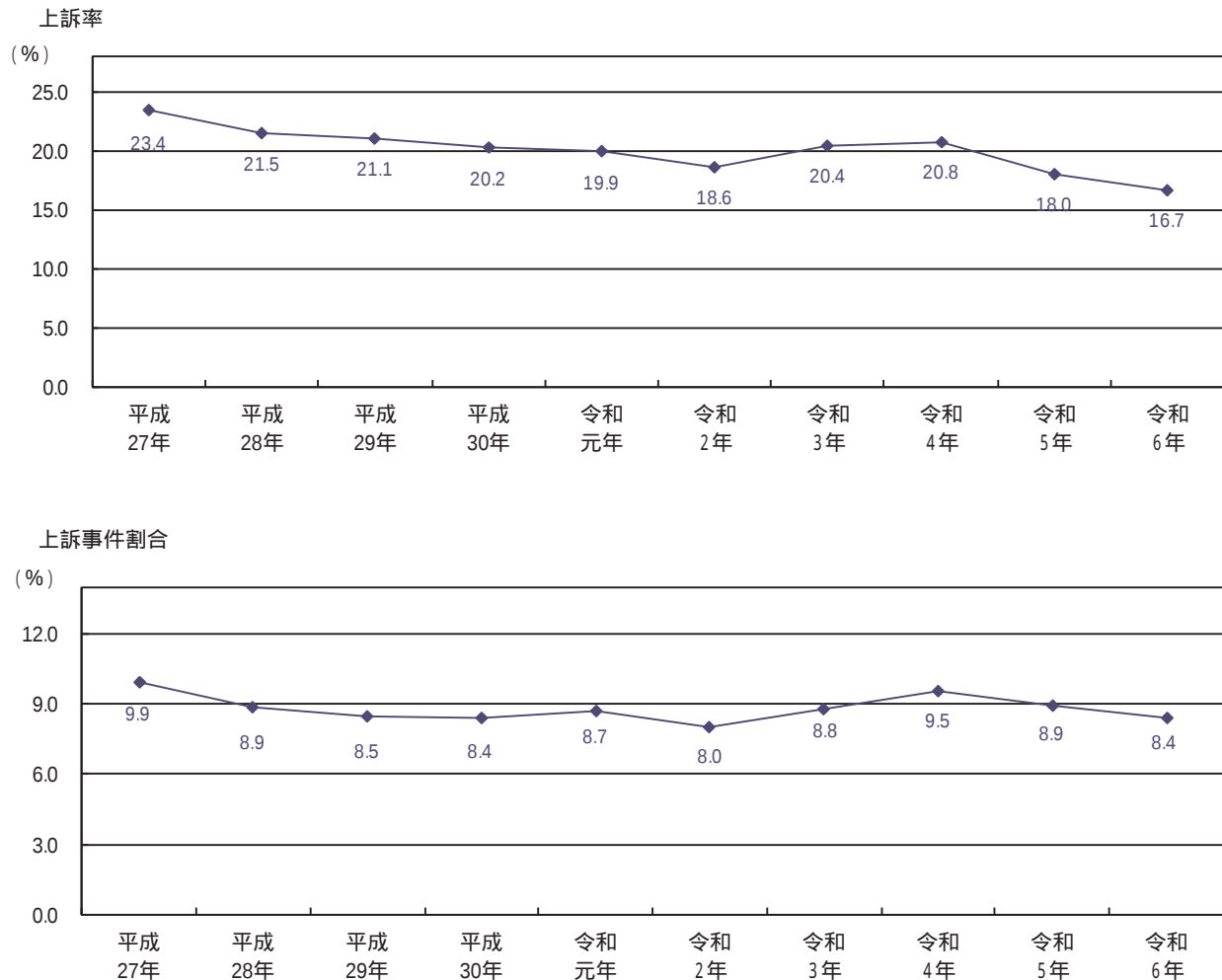
鑑定及び検証の実施件数及び実施率については【表21】のとおりであり、いずれの実施率も前回と同様である（第10回報告書94頁【表21】参照）。

【表21】 鑑定及び検証の実施件数及び実施率

事件の種類		民事第一審訴訟
鑑 定	実施件数	741
	実施率	0.5%
検 証	実施件数	197
	実施率	0.1%

上訴率及び上訴事件割合¹⁸の推移については【図 22】のとおりであり、平成 27 年をピークにいずれも減少する傾向にあり、令和 6 年は上訴率（16.7%）及び上訴事件割合（8.4%）ともに前回（それぞれ 20.8%、9.5%）より減少している。

【図 22】 上訴率及び上訴事件割合の推移



¹⁸ 上訴率は、判決で終局した事件の中で上訴がされた事件の占める割合を指し、上訴事件割合は、全既済事件の中で上訴がされた事件の占める割合を指す。例えば、和解で終局する事件の割合が大幅に増加した場合、その分判決で終局する事件として対立が先鋭なものが残る可能性があるから、上訴率は増加する可能性があるが、判決で終局する事件そのものが和解で終局する事件の割合の増加に伴い減少することで、上訴事件割合は減少する可能性がある。その意味で、上訴率や上訴事件割合を見るに当たっては、終局区分別の事件割合との関係を念頭に置く必要がある。ただし、今回に関しては、終局区分別の事件割合に大きな変化が見られないため、この考慮が分析の中で顕在化することはない。

○ 訴訟代理人の選任状況

訴訟代理人の選任状況は【表 23】のとおりであり、双方に訴訟代理人が選任された事件の割合は、近年増加傾向にあったが、令和 6 年（40.5％）は前回（47.9％）よりも減少し、代わりに、原告側のみ訴訟代理人が選任された事件の割合（令和 6 年 48.2％）が前回（41.7％）よりも増加した（第 10 回報告書 96 頁【表 23】参照）¹⁹。

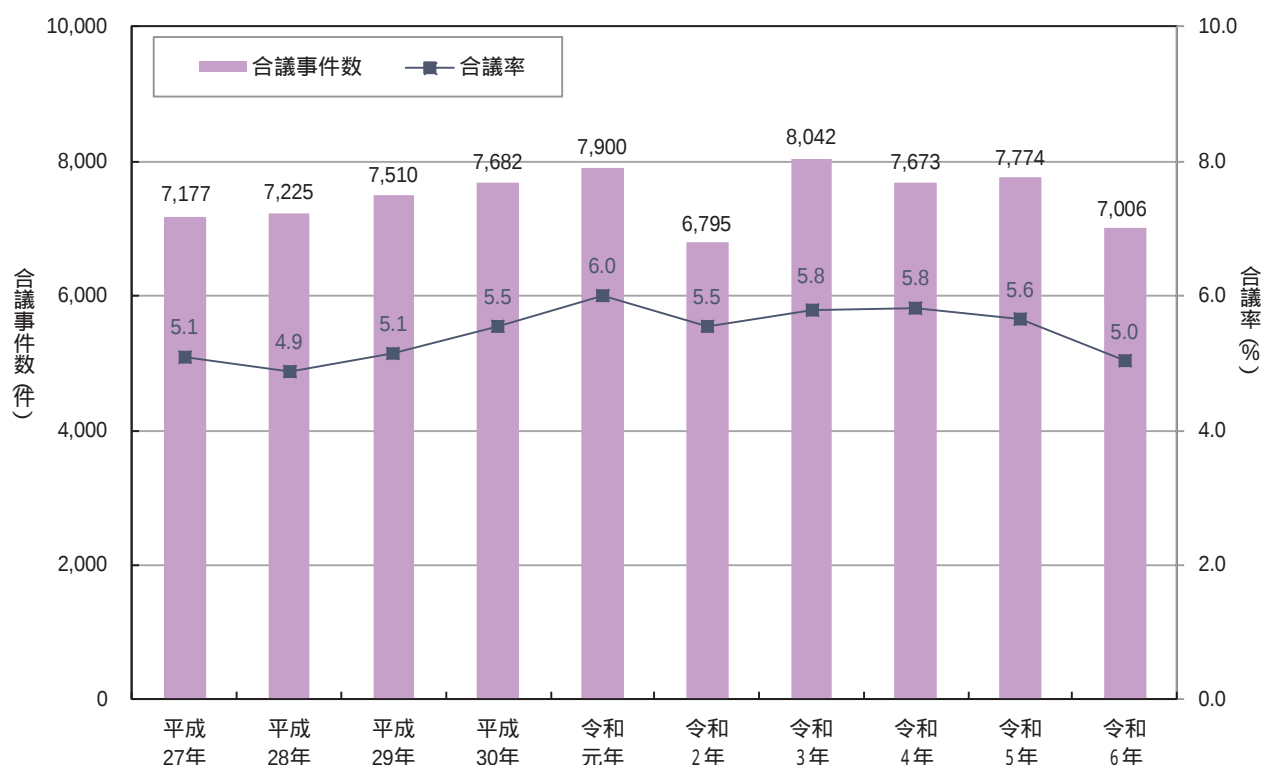
【表 23】 訴訟代理人の選任状況

事件の種類	民事第一審訴訟
双方に 訴訟代理人	56,385 40.5%
原告側のみ 訴訟代理人	67,205 48.2%
被告側のみ 訴訟代理人	3,978 2.9%
本人による	11,802 8.5%

○ 合議の状況

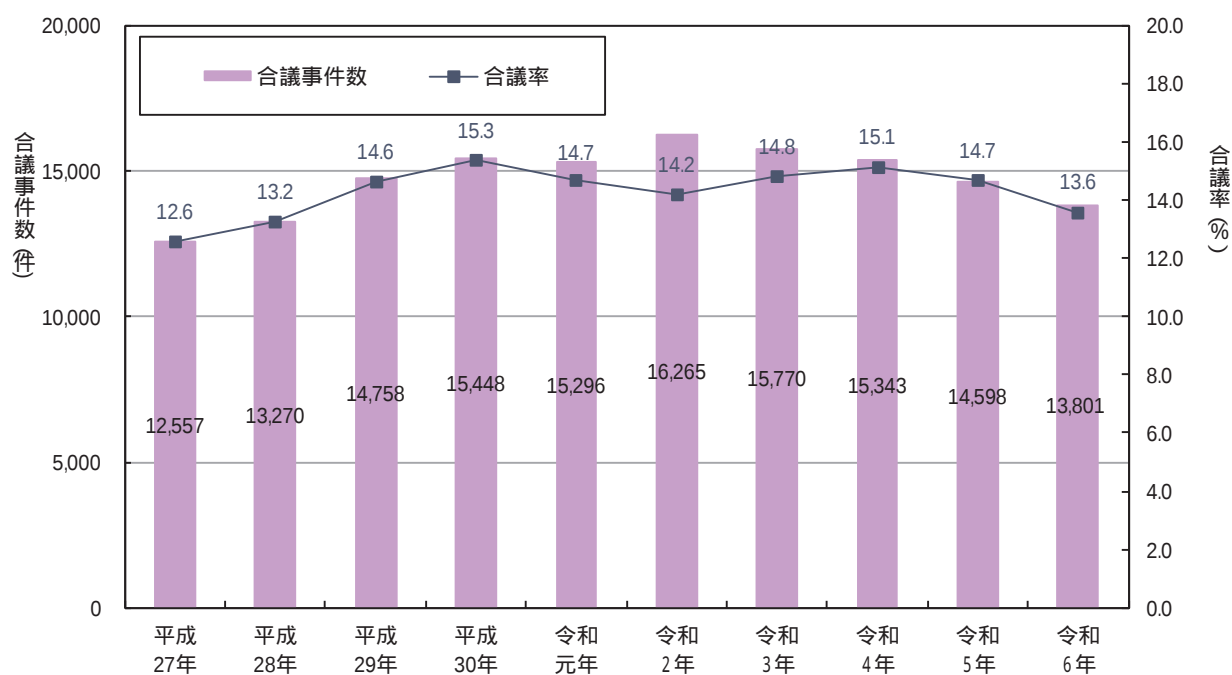
既済事件における合議事件数及び合議率の推移は【図 24】のとおりである。合議率は、令和元年（6.0％）まではおおむね増加傾向にあったが、近年は若干減少傾向となっており、令和 6 年は 5.0％となっている。

【図 24】 既済事件における合議事件数及び合議率の推移



¹⁹ 建物訴訟の増加の影響もあると思われる（【表 6】、第 10 回報告書 85 頁【表 6】参照）。

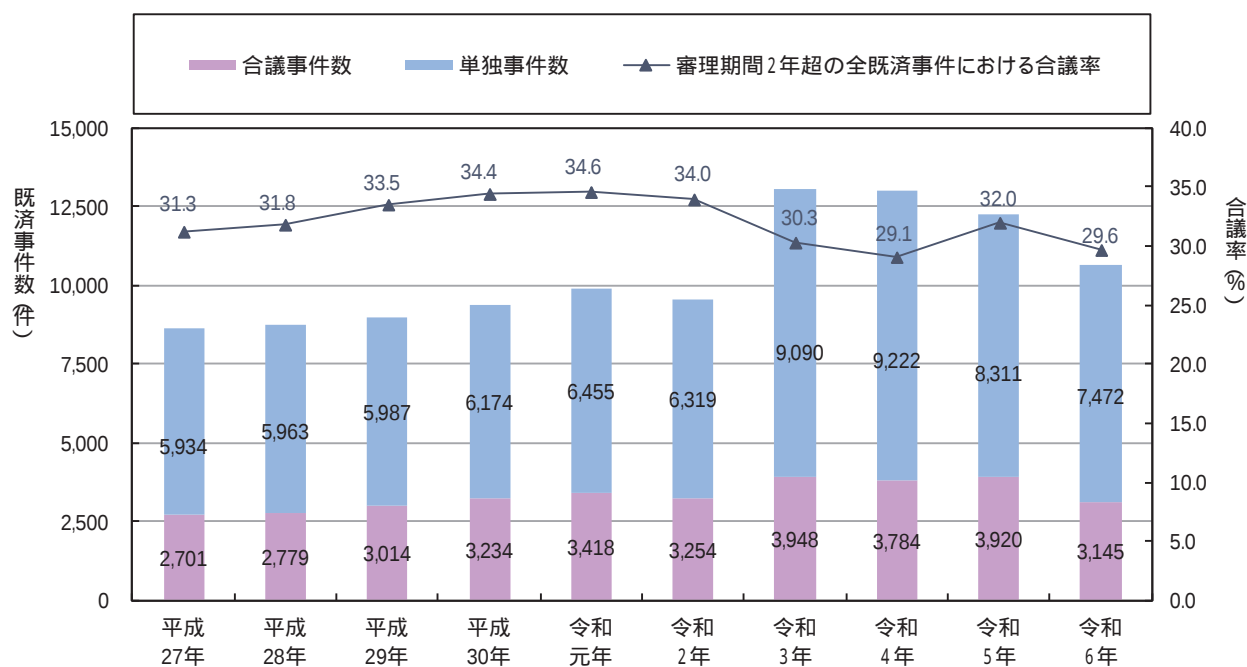
【図 25】 未済事件における合議事件数及び合議率の推移



未済事件における合議事件数及び合議率の推移は【図 25】のとおりである。合議率については、平成 30 年（15.3%）をピークとして、近年はやや減少傾向にあり、令和 6 年は 13.6%となっている。合議事件数については、令和 2 年を除いて、おおむね合議率に沿うように推移しており、令和 6 年（1 万 3801 件）は前回（1 万 5343 件）より減少した。

合議・単独別での審理期間2年超の既済事件数及び合議率の推移は【図26】のとおりである。合議事件数は近年増加傾向にあったが、令和6年（3,145件）は前回（3,784件）より減少した。また、合議率は、令和元年（34.6%）までは増加傾向にあったが、その後減少し²⁰、令和6年（29.6%）は前回（29.1%）と同水準となっている。

【図26】 合議・単独別での審理期間2年超の既済事件及び合議率の推移



²⁰ 令和2年から令和4年にかけての合議率の減少は、令和2年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出に伴う裁判所の業務縮小を経て、その後単独事件の既済件数が増加したことによると考えられる。

1 . 2

個別の事件類型の概況

1 . 2 . 1 医事関係訴訟

医事関係訴訟の新受件数は、ピーク時である平成 16 年（1,089 件）から平成 21 年（707 件）までおおむね減少傾向をたどった後、平成 21 年以降は年間 700 件台から 800 件台前半で推移していたが、令和 4 年（645 件）以降、600 件台に減少して、令和 6 年は 658 件であった。

平均審理期間は、近年 23 月から 26 月の範囲内で推移しており、平成 27 年以降徐々に長期化していたが、令和 6 年（24.9 月）は、令和 4 年（26.5 月）から減少した。審理期間が 2 年を超える事件の割合については、令和 6 年（42.9%）は令和 4 年（47.6%）より減少した。

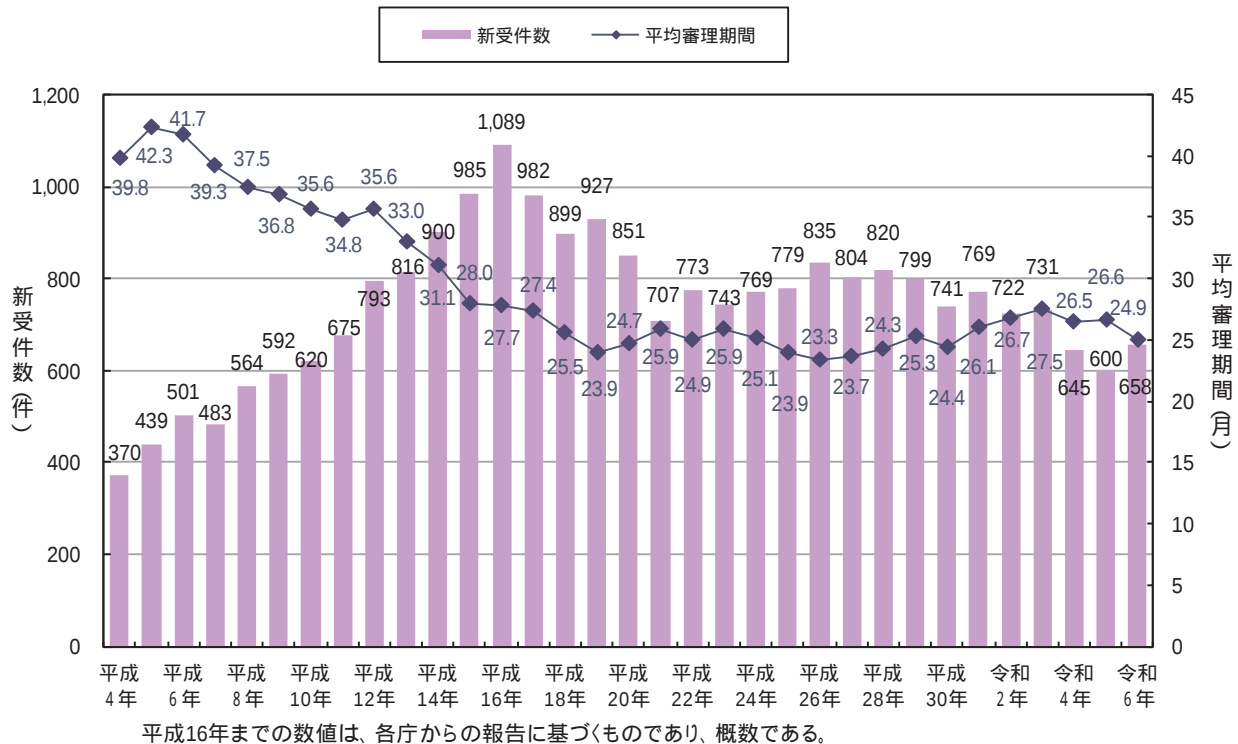
人証調べ実施率及び鑑定実施率については前回より減少しており、長期的に見ても減少傾向が続いている。

終局区分別の既済件数及び事件割合については、前回から大きな変化は見られず、民事第一審訴訟事件（全体）と比べて、和解で終局した事件の割合が高い水準にあることも、前回と同様である。

○ 事件数及び平均審理期間

医事関係訴訟¹の新受件数及び平均審理期間の推移は【図 1】のとおりである。

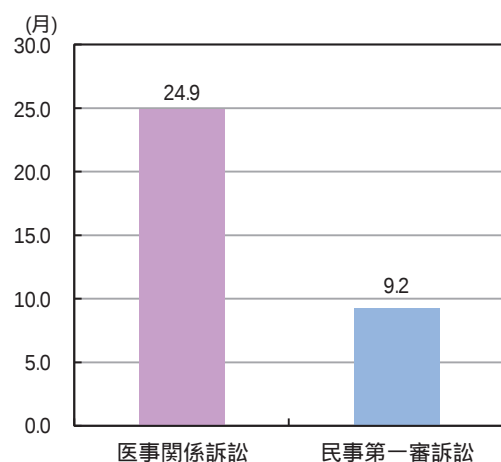
【図 1】 新受件数及び平均審理期間の推移 (医事関係訴訟)



新受件数は、平成 4 年 (370 件) から平成 16 年 (1,089 件) までおおむね増加傾向にあったところ、それ以降減少傾向に転じた後、平成 21 年以降は年間 700 件台から 800 件前半まで推移していたが、令和 4 年 (645 件) 以降 600 件台に減少して、令和 6 年は 658 件であった。

平均審理期間については、民事第一審訴訟事件 (全体) と比べると高い水準にあり、近年 23 月から 26 月の範囲内で推移していたが、平成 27 年 (23.7 月) 以降徐々に長期化しており、令和 6 年 (24.9 月) は、令和 4 年とほぼ同様であった (【図 1】【図 2】)²。

【図 2】 平均審理期間
(医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)



¹ 本報告書において、医事関係訴訟とは、事件票において「医療損害賠償」に区分される訴訟を指す (第 1 回報告書 69 頁参照)。

² ただし、第 9 回 (令和 2 年) 以降の長期化は、同年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出に伴い、裁判所業務を縮小したことの影響もあるものと思われる。

○ 審理期間別の既済件数等

審理期間別の既済件数及び事件割合については【表3】のとおりである。審理期間が2年を超える事件の割合は、民事第一審訴訟事件（全体）と比べると高い水準にあるところ、平成26年（39.6%）以降増加傾向にあったが、令和6年は、前回（47.6%）より減少して42.9%となった（第6回報告書34頁【表3】、第7回報告書29頁【表3】、第8回報告書34頁【表3】、第9回報告書75頁【表3】、第10回報告書101頁【表3】参照）³。

【表3】 審理期間別の既済件数及び事件割合
（医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	医事関係訴訟	民事第一審訴訟
既済件数	676	139,370
平均審理期間(月)	24.9	9.2
6月以内	88 13.0%	80,923 58.1%
6月超1年以内	90 13.3%	24,870 17.8%
1年超2年以内	208 30.8%	22,960 16.5%
2年超3年以内	144 21.3%	7,089 5.1%
3年超5年以内	125 18.5%	3,048 2.2%
5年を超える	21 3.1%	480 0.3%

○ 終局区分別の既済件数等

終局区分別の既済件数及び事件割合については【表4】のとおりであり、和解で終局した事件の割合は、前回（53.0%）より減少して51.5%となっているが、民事第一審訴訟事件（全体）と比べると高い水準にある。また、欠席判決で終局した事件が極めて少ない傾向も、前回と同様である。（第10回報告書101頁【表4】参照）

【表4】 終局区分別の既済件数及び事件割合
（医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	医事関係訴訟	民事第一審訴訟
判決	252 37.3%	70,423 50.5%
うち対席 (%は判決に対する割合)	251 99.6%	33,598 47.7%
和解	348 51.5%	44,080 31.6%
取下げ	23 3.4%	19,553 14.0%
それ以外	53 7.8%	5,314 3.8%

³ ただし、第9回(令和2年)以降に審理期間が2年を超える事件が増加した背景には、同年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出に伴い、裁判所業務を縮小したことの影響もあると思われる。

○ 訴訟代理人の選任状況

訴訟代理人の選任状況については【表5】のとおりであり、双方に訴訟代理人が選任されている事件の割合（75.0％）は、前回（78.7％）より減少したものの、依然として高い水準にある（第10回報告書102頁【表5】参照）。

【表5】 訴訟代理人の選任状況
（医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	医事関係訴訟	民事第一審訴訟
双方に 訴訟代理人	507 75.0%	56,385 40.5%
原告側のみ 訴訟代理人	76 11.2%	67,205 48.2%
被告側のみ 訴訟代理人	76 11.2%	3,978 2.9%
本人による	17 2.5%	11,802 8.5%

○ 審理の状況

平均期日回数及び平均期日間隔については【表6】のとおりであり、平均期日回数（9.3回。うち平均口頭弁論期日回数は1.4回、平均争点整理期日回数は7.8回。）は、前回（10.3回。うち平均口頭弁論期日回数は1.7回、平均争点整理期日回数は8.6回。）よりも減少し、平均期日間隔（2.7月）は前回とほぼ同様であった（第10回報告書103頁【表6】参照）。

【表6】 平均期日回数及び平均期日間隔
（医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類		医事関係訴訟	民事第一審訴訟
平均期日回数		9.3	3.6
	うち平均口頭弁論期日回数	1.4	1.2
	うち平均争点整理期日回数	7.8	2.5
平均期日間隔(月)		2.7	2.5

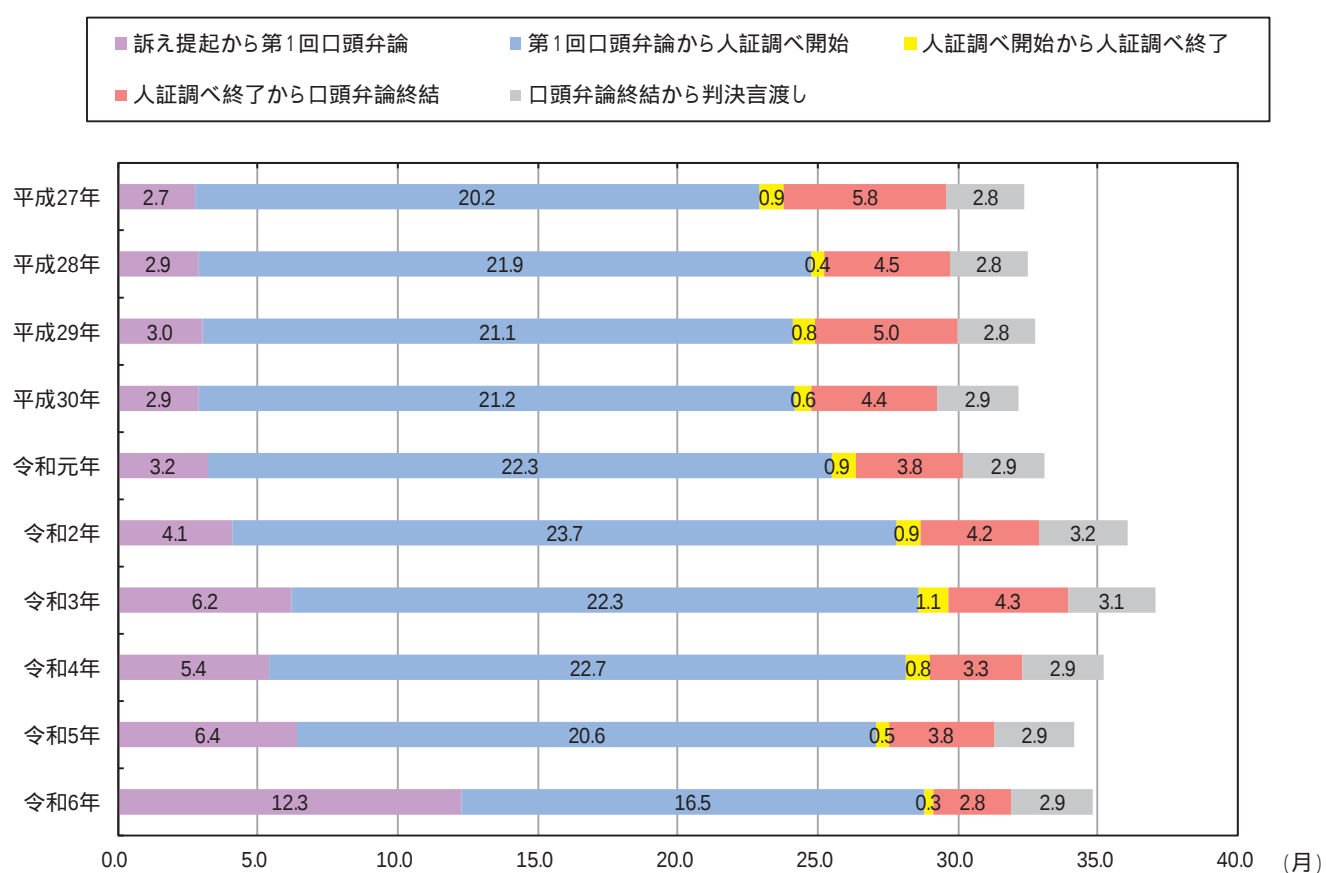
争点整理手続の実施件数及び実施率については【表7】のとおりであり、医事関係訴訟の争点整理実施率（78.8%）は、前回（83.1%）より減少したものの、民事第一審訴訟事件（全体）と比べると顕著に高い水準にある（第10回報告書103頁【表7】参照）。

【表7】 争点整理手続の実施件数及び実施率
（医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類		医事関係訴訟	民事第一審訴訟
争点整理手続	実施件数	533	57,354
	実施率	78.8%	41.2%

人証調べを実施して判決で終局した事件（令和6年において、医事関係訴訟全体の24.0%を占める。）における手続段階別平均期間の推移は【図8】のとおりである。長期的に見ると、訴え提起から人証調べ開始までの平均期間は長期化傾向にあり、人証調べ開始以降の平均期間はおおむね短縮傾向にあるものの、審理期間全体は長期化傾向にある⁴。令和6年は、訴え提起から第1回口頭弁論までの平均期間（12.3月）が前回（5.4月）より長期化した一方⁵、第1回口頭弁論期日から人証調べ開始までの平均期間（16.5月）は前回（22.7月）より短縮し、審理期間全体（34.8月）は、前回（35.1月）よりも若干短縮した。

【図8】 人証調べを実施して判決で終局した事件の手続段階別平均期間の推移（医事関係訴訟）



⁴ ただし、第9回（令和2年）以降の長期化は、同年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出に伴い、裁判所業務を縮小したことの影響もあると思われる。

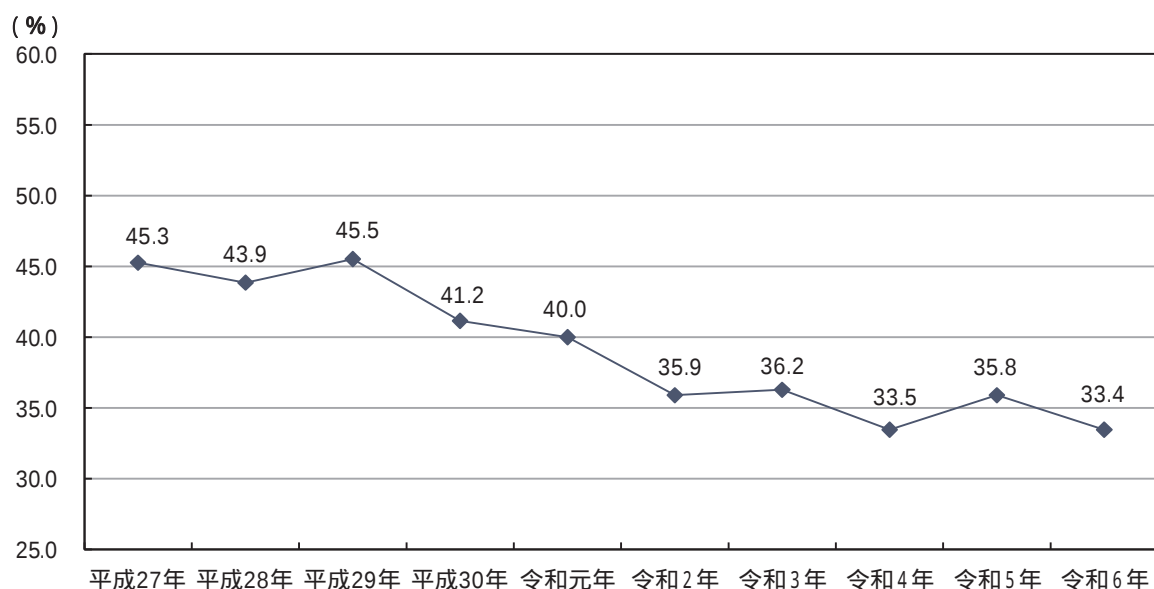
⁵ 指定済みの第1回口頭弁論期日を取り消し、最初からウェブ会議なども活用した実質的な争点整理手続を行う運用が拡大していることが影響しているものと思われる。

人証調べ実施率及び平均人証数については【表 9】のとおりである。人証調べ実施率（33.4％）は、民事第一審訴訟事件（全体）と比べれば依然顕著に高い水準にあるが、前回（33.5％）から減少しており、平成 27 年以降で見ても減少傾向にある（【図 10】）（第 10 回報告書 105 頁【表 9】参照）。

【表 9】 人証調べ実施率及び平均人証数
（医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	医事関係訴訟	民事第一審訴訟
人証調べ実施率	33.4%	11.4%
平均人証数	0.8	0.3
平均人証数 （人証調べ実施事件）	2.4	2.6

【図 10】 人証調べ実施率の推移（医事関係訴訟）



人証調べを実施した事件における平均審理期間（36.8 月）は、前回（38.9 月）より短縮したが、民事第一審訴訟事件（全体）のうち人証調べを実施した事件における平均審理期間（23.6 月（前掲 ． 1 ． 1 【表 18】））と比べて長い傾向が続いている。なお、平均人証調べ期間（0.3 月）は、前回（0.7 月）から減少している。（【表 11】）（第 10 回報告書 105 頁【表 11】参照）

【表 11】 人証調べを実施した事件における平均
審理期間及び平均人証調べ期間
（医事関係訴訟）

平均審理期間（月）	36.8
平均人証調べ期間（月）	0.3

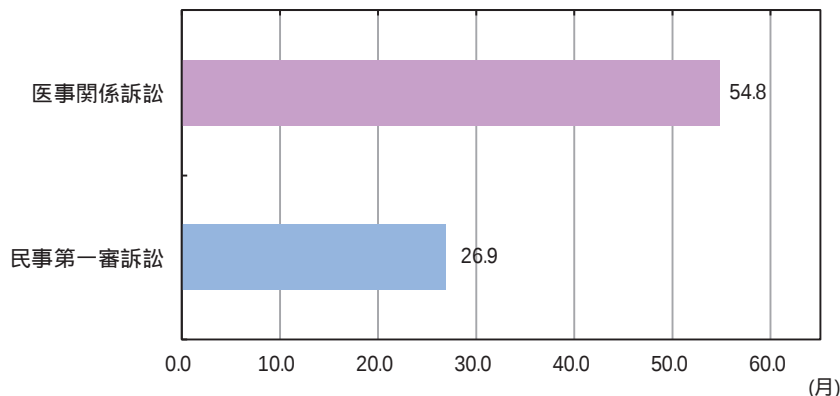
鑑定実施件数及び鑑定実施率については【表 12】のとおりである。鑑定実施率（4.4％）は、民事第一審訴訟事件（全体）と比べて一貫して顕著に高い水準にあるものの、前回（5.8％）より減少しており、長期的に見ても、平成 20 年からおおむね緩やかな減少傾向にある（第 5 回報告書概況編 72 頁【図 13】、第 6 回報告書 38 頁【表 12】、第 7 回報告書 33 頁【表 12】、第 8 回報告書 38 頁【表 12】、第 9 回報告書 79 頁【表 12】、第 10 回報告書 106 頁【表 12】参照）。

【表 12】 鑑定実施件数及び鑑定実施率
（医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類		医事関係訴訟	民事第一審訴訟
鑑定	実施件数	30	741
	実施率	4.4%	0.5%

鑑定を実施した事件における平均審理期間については【図 13】のとおりであり、平均審理期間（54.8 月）は、前回（59.9 月）よりも短縮した。平均審理期間が民事第一審訴訟事件（全体）のうちの鑑定実施事件よりも顕著に長い傾向は、前回と同様である。（第 10 回報告書 106 頁【図 13】参照）

【図 13】 鑑定を実施した事件における平均審理期間
（医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）



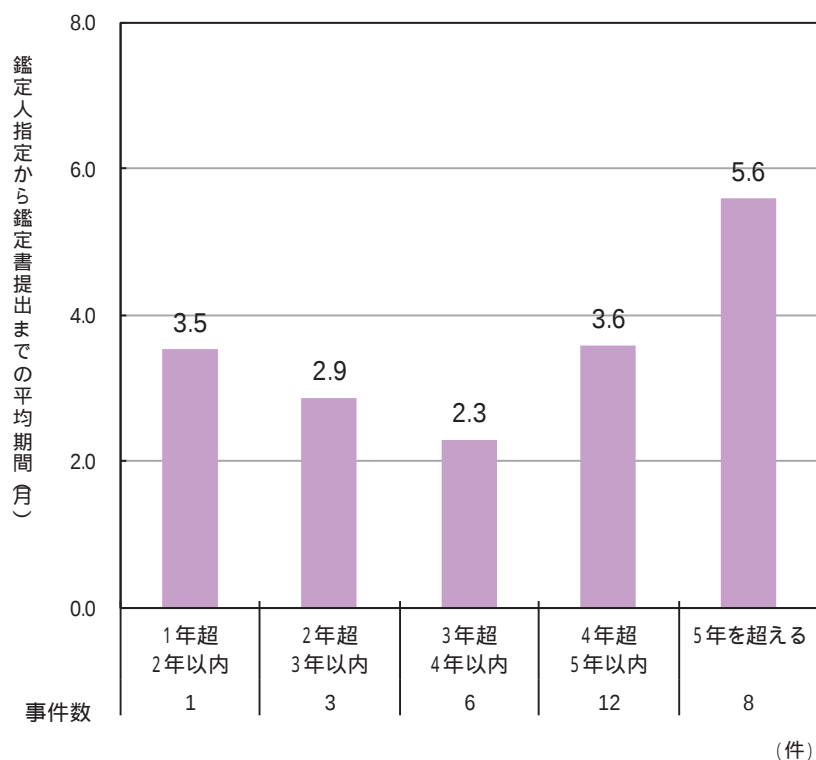
平均鑑定期間（鑑定採用から鑑定書提出までの平均期間）は【表 14】のとおりであり、前回（4.0 月）よりも 0.2 月短縮して 3.8 月となった（第 10 回報告書 106 頁【表 14】参照）。

【表 14】 平均鑑定期間（医事関係訴訟）

平均鑑定期間(月)	3.8
鑑定採用から鑑定人指定までの平均期間(月)	0.03
うち鑑定採用日と鑑定人指定日が同日の事件を除く(月)	-
鑑定人指定から鑑定書提出までの平均期間(月)	3.8

なお、【図 15】によれば、審理期間が長い事件ほど鑑定書提出までに時間を要するという傾向は、従前ほど明確ではないものの、同様に認められる（第 2 回報告書 48 頁【図 59】、第 3 回報告書概況・資料編 69 頁【図 18】、第 4 回報告書概況編 68 頁【図 18】、第 5 回報告書概況編 73 頁【図 16】、第 6 回報告書 39 頁【図 15】、第 7 回報告書 34 頁【図 15】、第 8 回報告書 39 頁【図 15】、第 9 回報告書 80 頁【図 15】、第 10 回報告書 107 頁【図 15】参照）。

【図 15】 審理期間別の鑑定人指定から鑑定書提出までの平均期間
（医事関係訴訟）



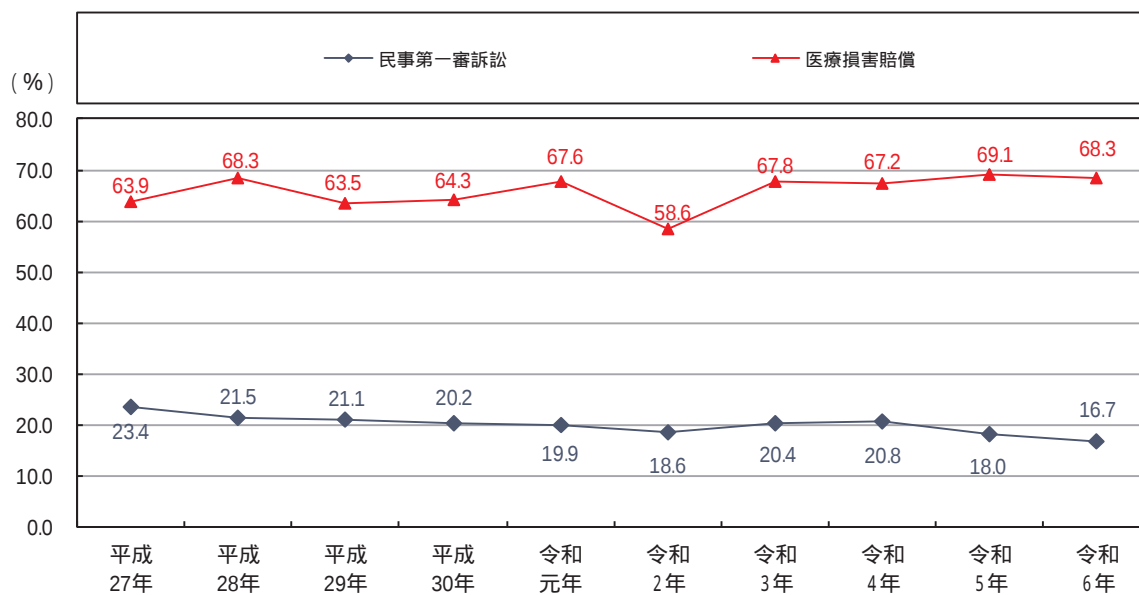
審理期間1年以内の事件は該当なし。

○ 上訴に関する状況

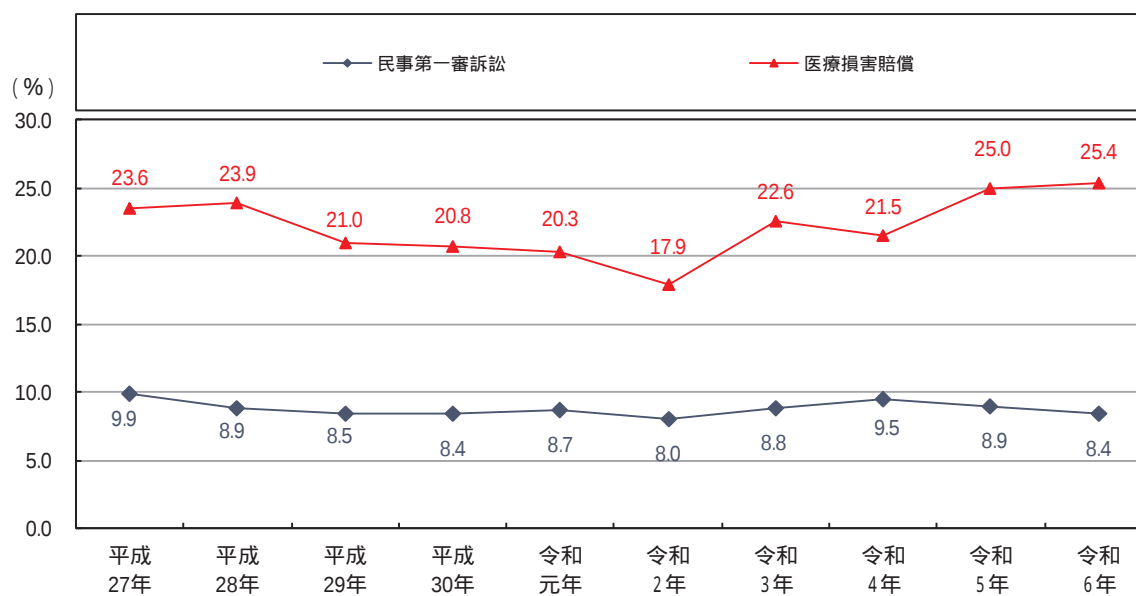
上訴率及び上訴事件割合については【図 16】のとおりであり、民事第一審訴訟事件（全体）より顕著に高い水準にある。

【図 16】 上訴率及び上訴事件割合の推移（医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

上訴率



上訴事件割合



1.2.2 建築関係訴訟

建築関係訴訟の新受件数は、近年おおむね 1,950 件から 2,050 件程度で推移していたが、令和 6 年（1,800 件）は前回とほぼ同様である。審理期間については、比較的審理が長期化しやすい瑕疵主張のある建築関係訴訟（27.2 月）は前回とほぼ同じであったが、瑕疵主張のない建築関係訴訟（14.0 月）が前回（15.3 月）より 1.3 月短縮し、建築関係訴訟全体の平均審理期間（19.9 月）は、前回（21.3 月）より 1.4 月短縮した。

平均期日回数は、瑕疵主張のある建築関係訴訟が 10.4 回（前回 11.1 回）、瑕疵主張のない建築関係訴訟が 5.7 回（前回 6.2 回）と、いずれも前回より減少した。他方で、平均期日間隔は、瑕疵主張のある建築関係訴訟及び瑕疵主張のない建築関係訴訟のいずれも前回とほぼ同様であった。

瑕疵主張のある建築関係訴訟における審理期間が 2 年を超える事件の割合（47.0%）は前回と同じだが、民事第一審訴訟事件（全体）と比べて、審理期間が 2 年を超える事件の割合が高い水準にある。

瑕疵主張のある建築関係訴訟における平均人証調べ期間（0.1 月）は前回（0.5 月）から減少し、民事第一審訴訟事件（全体）とほぼ同様の水準となっている。

瑕疵主張のある建築関係訴訟における鑑定実施率は、平成 18 年以降で見ると低い水準が続いている。

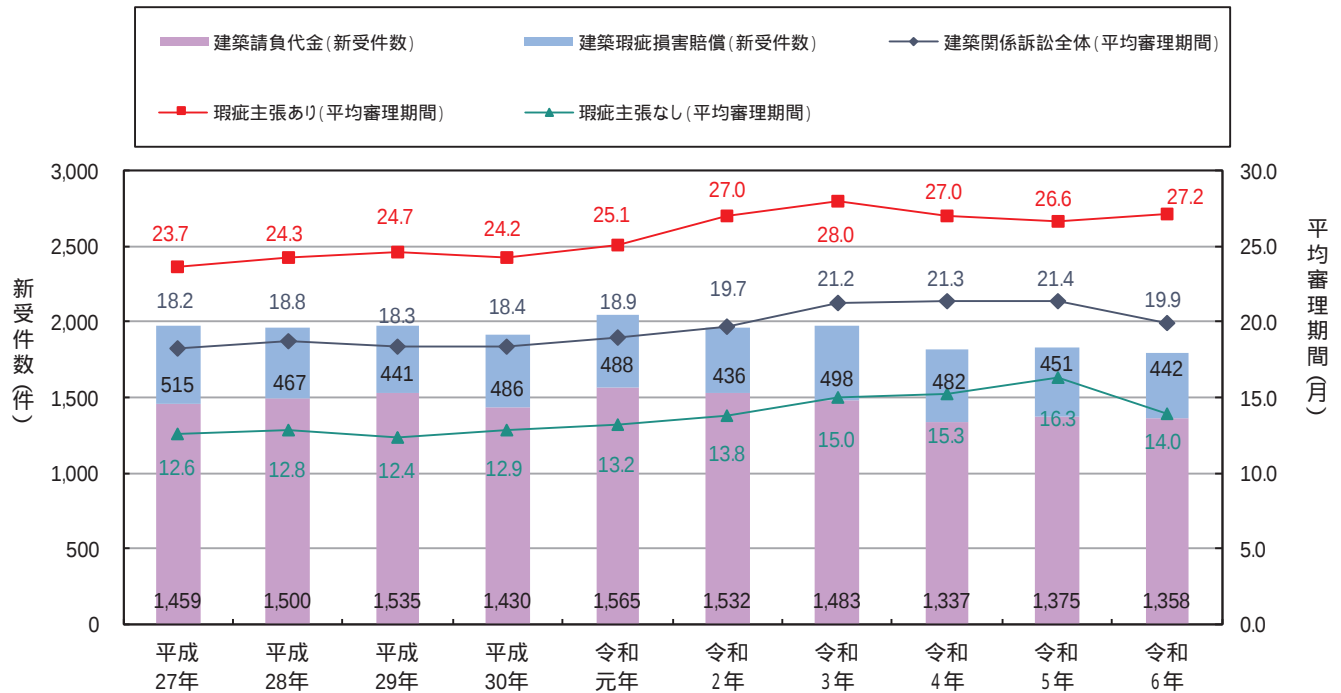
瑕疵主張のある建築関係訴訟のうち、調停に付された事件の割合（41.4%）は、前回（53.0%）よりも減少し、その平均審理期間（33.8 月）は、前回（29.8 月）より長期化した。平均調停期日回数（10.4 回）も前回（8.0 回）より増加した。

その余の主な統計データ（終局区分別の既済件数及び事件割合）について、前回から大きな変化は見られない。

○ 事件数及び平均審理期間

建築関係訴訟¹の新受件数及び平均審理期間の推移は【図 1】のとおりである。

【図 1】 新受件数及び平均審理期間の推移 (建築関係訴訟)



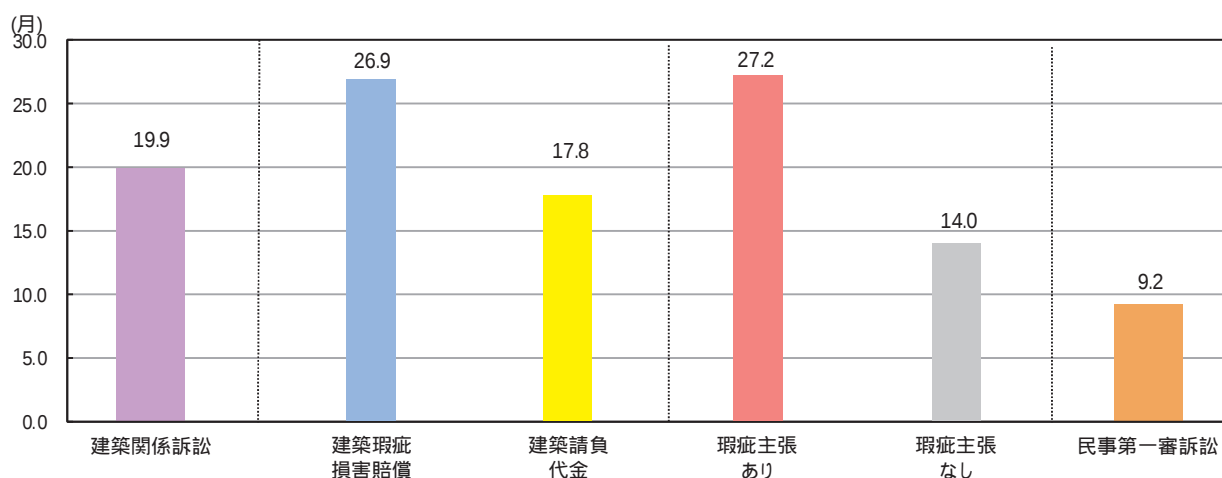
新受件数は、近年おおむね 1,950 件から 2,050 件程度で推移していたが、前回から 1,800 件から 1,850 件程度に減少し、令和 6 年 (1800 件) は前回とほぼ同様であった。

建築関係訴訟全体の平均審理期間については、近年 18 月台で推移し、令和 2 年以降長期化していたが、令和 6 年は前回 (21.3 月) よりも短縮して 19.9 月となった (【図 1】【図 2】)。比較的審理が長期化しやすい瑕疵主張のある建築関係訴訟の平均審理期間は、前回とほぼ同じ 27.2 月であったが、瑕疵主張のない建築関係訴訟 (14.0 月) が前回 (15.3 月) より短縮した (第 10 回報告書 111 頁【図 2】参照)²。

¹ 建築関係訴訟には、建築瑕疵損害賠償事件 (建物建築の施工等に瑕疵があったとして損害賠償を求める事件) と建築請負代金事件 (建物建築に関する請負代金等を請求する事件) がある (第 5 回報告書概況編 78 頁脚注 1 参照)。前者において建物の瑕疵が主張されているのは当然であるが、後者においては、被告が建物の瑕疵を主張して反論する事件とそうでない事件とがある。そして、建築瑕疵損害賠償事件であっても、建築請負代金事件のうちの瑕疵主張がある類型であっても (以上をまとめて「瑕疵主張のある建築関係訴訟」という。)、瑕疵が主張されることで専門的知見が必要になるなどの点は共通するといえるから、以下の分析においては、主として、より長期化しやすい、瑕疵主張のある建築関係訴訟を取り上げ、必要に応じて瑕疵主張のない建築関係訴訟との比較等を交えながら記述していくこととしたい (この点は、第 10 回報告書と同様である。同・110 頁脚注 1 参照)。

² ただし、令和 2 年以降の平均審理期間の長期化の背景には、同年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響もあるものと思われる。

【図2】 平均審理期間(建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)



○ 審理期間別の既済件数等

審理期間別の既済件数及び事件割合については【表3】のとおりである。瑕疵主張のある建築関係訴訟における審理期間が2年を超える事件の割合(47.0%)は、前回と同様であるが、令和2年(48.0%)以降平成30年(40.2%)と比べて増加傾向にあり、民事第一審訴訟事件(全体)と比べると高い水準にある。瑕疵主張のない建築関係訴訟における審理期間が2年を超える事件の割合(18.2%)は、前回(20.1%)より減少した³。(第8回報告書43頁【表3】、第9回報告書84頁【表3】、第10回報告書111頁【表3】参照)

【表3】 審理期間別の既済件数及び事件割合(建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	建築瑕疵損害賠償	建築請負代金	瑕疵主張あり	瑕疵主張なし	民事第一審訴訟
既済件数 (%は建築関係訴訟に対する事件割合)	434 23.8%	1,386 76.2%	821 45.1%	999 54.9%	139,370 -
平均審理期間(月)	26.9	17.8	27.2	14.0	9.2
6月以内	31 7.1%	428 30.9%	57 6.9%	402 40.2%	80,923 58.1%
6月超1年以内	38 8.8%	241 17.4%	106 12.9%	173 17.3%	24,870 17.8%
1年超2年以内	164 37.8%	350 25.3%	272 33.1%	242 24.2%	22,960 16.5%
2年超3年以内	115 26.5%	205 14.8%	206 25.1%	114 11.4%	7,089 5.1%
3年超5年以内	67 15.4%	137 9.9%	140 17.1%	64 6.4%	3,048 2.2%
5年を超える	19 4.4%	25 1.8%	40 4.9%	4 0.4%	480 0.3%

³ ただし、令和2年以降に審理期間が2年を超える事件が増加した背景には、同年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響もあるものと思われる。

○ 終局区分別の既済件数等

終局区分別の既済件数及び事件割合については【表４】のとおりである。瑕疵主張のある建築関係訴訟についてみると、判決で終局した事件（30.5％）のほとんどが対席判決によるもの（91.6％）である点は前回から大きな変化が見られず、取下げ⁴で終局した割合（27.4％）は前回（39.5％）から減少したものの、民事第一審訴訟事件（全体）（14.0％）と比べてなお高い傾向にある。（第10回報告書112頁【表４】参照）

【表４】 終局区分別の既済件数及び事件割合（建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	建築瑕疵 損害賠償	建築請負代金	瑕疵主張あり	瑕疵主張なし	民事第一審
判決	144 33.2%	526 38.0%	250 30.5%	420 42.0%	70,423 50.5%
うち対席 (%は判決に対する割合)	130 90.3%	344 65.4%	229 91.6%	245 58.3%	33,598 47.7%
和解	144 33.2%	583 42.1%	325 39.6%	402 40.2%	44,080 31.6%
取下げ	132 30.4%	225 16.2%	225 27.4%	132 13.2%	19,553 14.0%
それ以外	14 3.2%	52 3.8%	21 2.6%	45 4.5%	5,314 3.8%

○ 訴訟代理人の選任状況

訴訟代理人の選任状況については【表５】のとおりであり、特に瑕疵主張のある建築関係訴訟で双方に訴訟代理人が選任された事件の割合（86.2％）は、民事第一審訴訟事件（全体）（40.5％）と比べて顕著に高く、大半で訴訟代理人が選任されている傾向に前回から変化は見られない（第10回報告書112頁【表５】参照）。

【表５】 訴訟代理人の選任状況（建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	建築瑕疵 損害賠償	建築請負代金	瑕疵主張あり	瑕疵主張なし	民事第一審訴訟
双方に 訴訟代理人	377 86.9%	894 64.5%	708 86.2%	563 56.4%	56,385 40.5%
原告側のみ 訴訟代理人	40 9.2%	416 30.0%	82 10.0%	374 37.4%	67,205 48.2%
被告側のみ 訴訟代理人	10 2.3%	26 1.9%	20 2.4%	16 1.6%	3,978 2.9%
本人による	7 1.6%	50 3.6%	11 1.3%	46 4.6%	11,802 8.5%

⁴ 取下げ事案の相当部分は、調停成立に伴う取下げ擬制であると考えられる（第5回報告書概況編81頁参照）。

○ 審理の状況

平均期日回数及び平均期日間隔⁵については【表6】のとおりであり、瑕疵主張のある建築関係訴訟における平均期日回数（10.4回）は前回（11.1回）よりも減少しており、瑕疵主張のない建築関係訴訟における平均期日回数（5.7回）も、前回（6.2回）から減少している。（第10回報告書113頁【表6】参照）

他方で、平均期日間隔は、瑕疵主張の有無にかかわらず、いずれの類型でも前回とほぼ同様であった（第10回報告書113頁【表6】参照）。

【表6】 平均期日回数及び平均期日間隔
（建築関係訴訟（調停に付された事件を除く）及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	建築瑕疵 損害賠償	建築請負代金	瑕疵主張あり	瑕疵主張なし	民事第一審訴訟
平均期日回数	9.5	6.9	10.4	5.7	3.6
うち平均口頭弁論 期日回数	1.3	1.4	1.4	1.4	1.2
うち平均争点整理 期日回数	8.2	5.5	9.0	4.4	2.5
平均期日間隔(月)	2.2	2.2	2.2	2.2	2.5

争点整理手続の実施件数及び実施率については【表7】のとおりであり、瑕疵主張のある建築関係訴訟の9割強で争点整理手続が実施されており、民事第一審訴訟事件（全体）よりも争点整理実施率が顕著に高い傾向にあることは前回と同様である（第10回報告書113頁【表7】参照）。

【表7】 争点整理手続の実施件数及び実施率（建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類		建築瑕疵 損害賠償	建築請負代金	瑕疵主張あり	瑕疵主張なし	民事第一審訴訟
争点 手続 整理	実施件数	396	948	757	587	57,354
	実施率	91.2%	68.4%	92.2%	58.8%	41.2%

⁵ 調停に付された事件に関しては、調停で争点整理が行われることが多い分、争点整理期日回数が減り、期日間隔が長くなる可能性があると考えられる。そこで、建築関係訴訟に関する統計データのうち、平均期日回数及び平均期日間隔については、調停に付された事件を除いて算出した。

人証調べ実施率及び平均人証数は【表 8】のとおりであり、平均人証調べ期間（瑕疵主張のある建築関係訴訟）は【表 9】のとおりである。民事第一審訴訟事件（全体）よりも人証調べ実施率が高く、平均人証数も多い傾向にある点については、前回から変化は見られない。人証調べを実施した瑕疵主張のある建築関係訴訟における平均人証調べ期間（0.1 月）は、前回（0.5 月）から減少し、民事第一審訴訟事件（全体）（0.3 月）とほぼ同様の水準となっている。瑕疵主張のない建築関係訴訟における人証調べ実施率（18.1%）は、前回（21.2%）より減少した。（前掲 ． 1 ． 1 【表 17】【表 18】）（第 10 回報告書 114 頁【表 8】【表 9】参照）

【表 8】 人証調べ実施率及び平均人証数（建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	建築瑕疵 損害賠償	建築請負代金	瑕疵主張あり	瑕疵主張なし	民事第一審訴訟
人証調べ実施率	28.8%	20.3%	27.5%	18.1%	11.4%
平均人証数	0.8	0.6	0.8	0.5	0.3
平均人証数 （人証調べ実施事件）	2.8	2.9	2.8	2.9	2.6

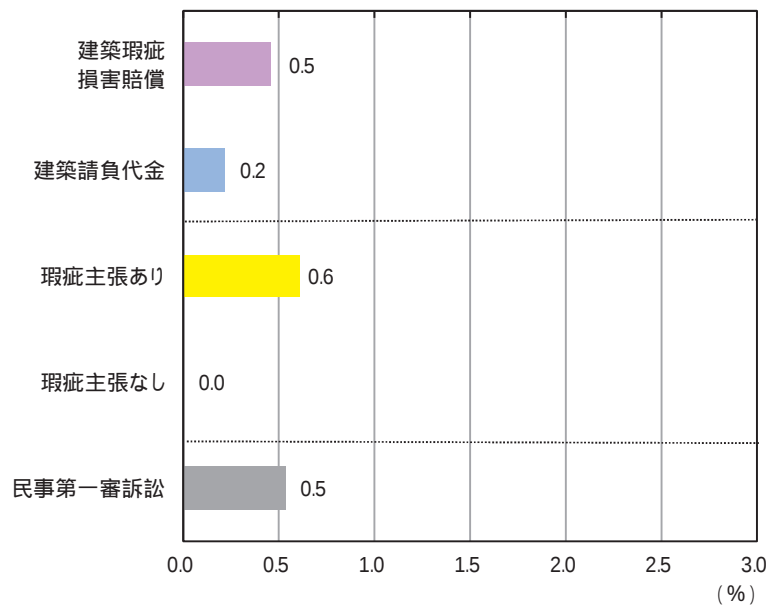
人証調べを実施した瑕疵主張のある建築関係訴訟における平均審理期間については【表 9】のとおりであり、前回（35.6 月）よりも若干増加して 36.2 月となった。民事第一審訴訟事件（全体）のうち人証調べを実施した事件における平均審理期間（23.6 月）（前掲 ． 1 ． 1 【表 18】）と比べて長い傾向についても、前回と同様である。（第 10 回報告書 114 頁【表 9】参照）

【表 9】 人証調べを実施した事件における平均審理期間及び平均人証調べ期間（瑕疵主張のある建築関係訴訟）

平均審理期間（月）	36.2
平均人証調べ期間（月）	0.1

鑑定実施率については【図 10】のとおりである。瑕疵主張のある建築関係訴訟における鑑定実施率（0.6％）は前回（0.8％）より若干減少しており、平成 18 年以降で最も低い水準となっている（この一つの要因としては、鑑定以外の形で、建築関係訴訟への専門家の関与が進んでいることが考えられる⁶。）（第 10 回報告書 115 頁【図 10】参照）。

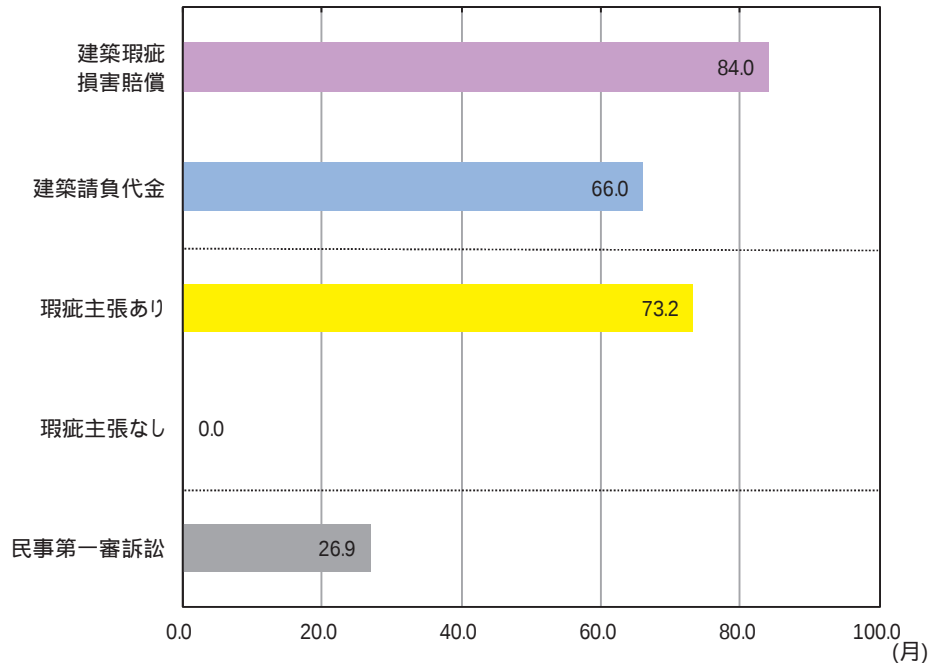
【図 10】 鑑定実施率（建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）



⁶ 瑕疵主張のある建築関係訴訟のうち、調停委員又は専門委員が関与した事件の割合は、平成 19 年に 37.4％であったものが、令和 6 年には 50.8％に達している。

鑑定を実施した事件における平均審理期間については【図 11】のとおりであり、瑕疵主張のある建築関係訴訟の平均審理期間（73.2 月）は前回（49.1 月）よりも増加した（第 10 回報告書 116 頁【図 11】参照）⁷。

【図 11】 鑑定を実施した事件における平均審理期間
（建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）



平均鑑定期間は【表 12】のとおり 3.1 月であり、前回（7.5 月）よりも短縮した（第 10 回報告書 116 頁【表 12】参照）⁸。なお、令和 6 年は、鑑定採用日と鑑定人指定日は全て同日であった。

【表 12】 平均鑑定期間（建築関係訴訟）

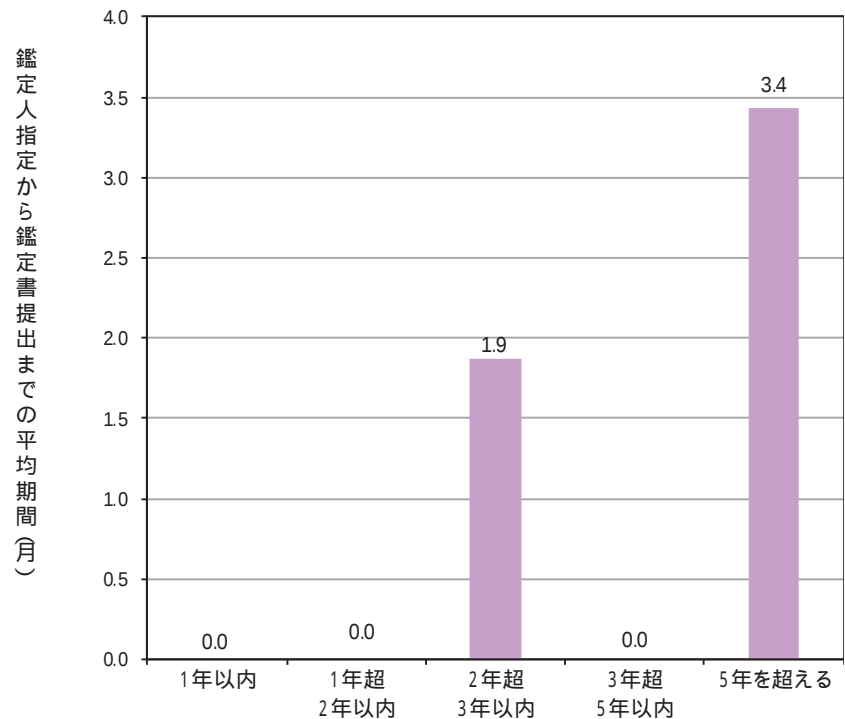
平均鑑定期間(月)	3.1
鑑定採用から鑑定人指定までの平均期間(月)	-
うち鑑定採用日と鑑定人指定日が同日の事件を除く(月)	-
鑑定人指定から鑑定書提出までの平均期間(月)	3.1

⁷ ただし、鑑定を実施した事件は計 5 件（建築瑕疵損害賠償 2 件、建築請負代金 3 件）しかないことに留意する必要がある。

⁸ ただし、既に述べたとおり、鑑定を実施した事件は計 5 件しかないため、平均鑑定期間は、個別事件の影響を受けやすいことに留意する必要がある。

また、鑑定人指定から鑑定書提出までの平均期間を審理期間別に見たものについては【図13】のとおりであり、2年を超え3年以内の事件（1.9月）は前回（0.6月）より長期化したものの、5年を超える事件（3.4月）は前回（15.0月）よりも短縮している（第10回報告書117頁【図13】参照）⁹。

【図13】 審理期間別の鑑定人指定から鑑定書提出までの平均期間（建築関係訴訟）



付調停に関する状況について、調停に付された件数の大部分を占めている瑕疵主張のある建築関係訴訟を見ると、【表14】のとおり、調停に付された事件の割合（41.4％）は前回（53.0％）よりも減少した（第10回報告書117頁【表14】参照）。

【表14】 付調停事件数及び付調停率（建築関係訴訟）

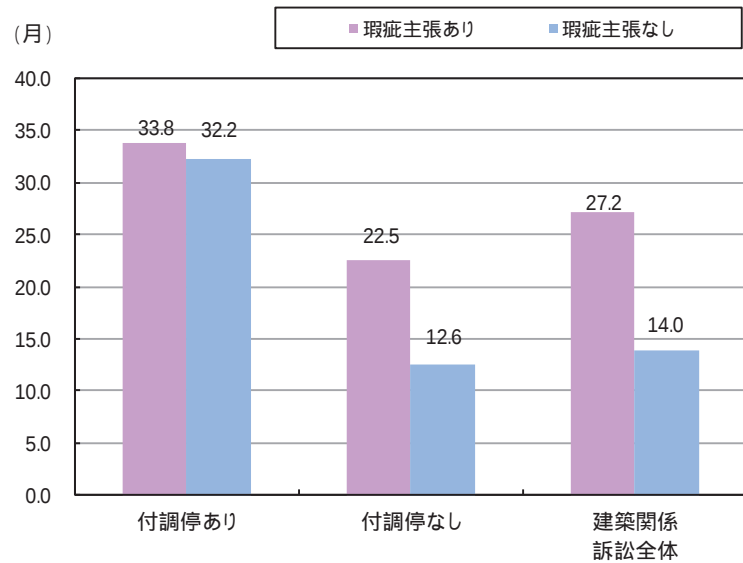
事件の種類	瑕疵主張あり	瑕疵主張なし	建築関係訴訟全体
既済件数	821	999	1,820
付調停事件数	340	70	410
付調停率	41.4%	7.0%	22.5%

⁹ もっとも、鑑定を実施した事件が計5件しかないことに留意する必要があることについては、既に述べたとおりである。

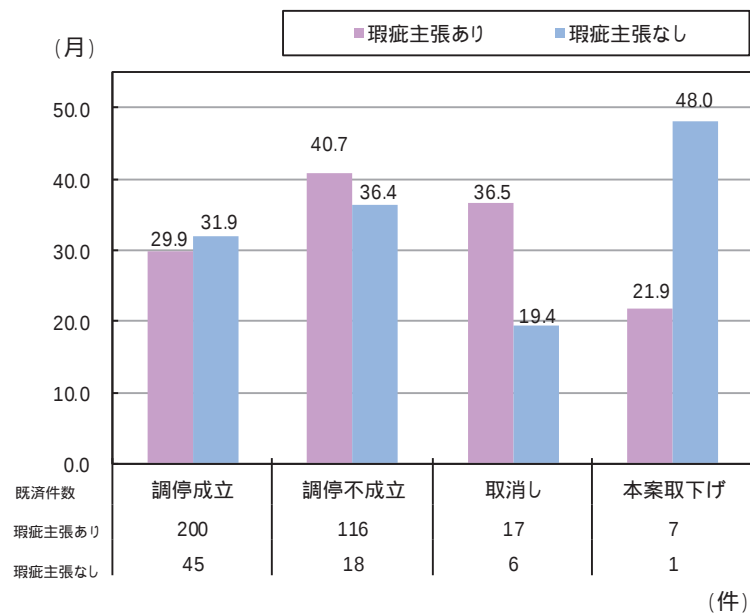
調停に付された瑕疵主張のある建築関係訴訟の平均審理期間は、【図 15】のとおり、前回（29.8 月）より増加して 33.8 月となった。調停終了区分別で見ると、【図 16】のとおり、調停成立事件（29.9 月）は前回（25.4 月）より長期化し、調停不成立事件（40.7 月）は前回（40.5 月）より若干長期化した。また、瑕疵主張のある建築関係訴訟の平均調停期日回数（10.4 回）は、前回（8.0 回）から増加した（【表 17】）。（第 10 回報告書 118 頁【図 15】【図 16】【表 17】参照）。

調停に付された事件の方がそうでない事件よりも平均審理期間が長くなり（【図 15】）調停に付された事件の中では、不成立となった事件の方が成立した事件よりも審理が長期化する傾向（【図 16】）については、前回と同様である（調停に付された事件の方がそうでない事件よりも平均審理期間が長くなる要因としては、調停に付された事件には、建築士等の専門家を調停委員として加えて進行する必要のある、より専門性の高い事案が多いことが考えられる。）（第 10 回報告書 118 頁【図 15】【図 16】参照）。

【図 15】 付調停の有無別の平均審理期間（建築関係訴訟）



【図 16】 調停終了区分別の平均審理期間（建築関係訴訟）



【表 17】 平均調停期間及び平均調停期日回数（建築関係訴訟）

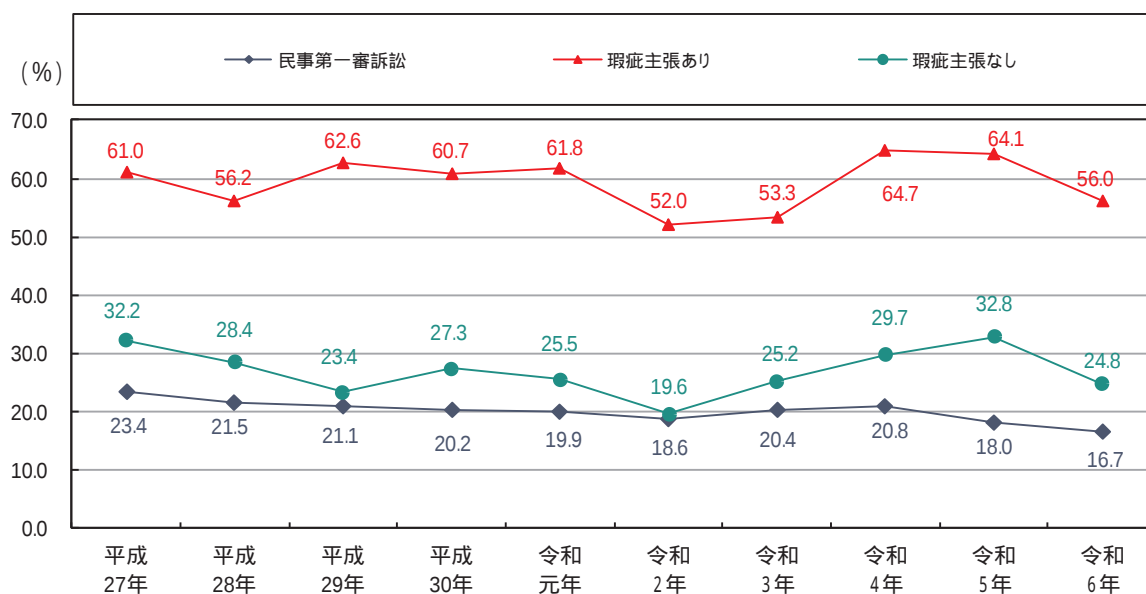
事件の種類		瑕疵主張あり	瑕疵主張なし	建築関係訴訟全体
付調停	平均調停期間(月)	17.3	12.6	16.5
	平均調停期日回数	10.4	7.4	9.9

○ 上訴に関する状況

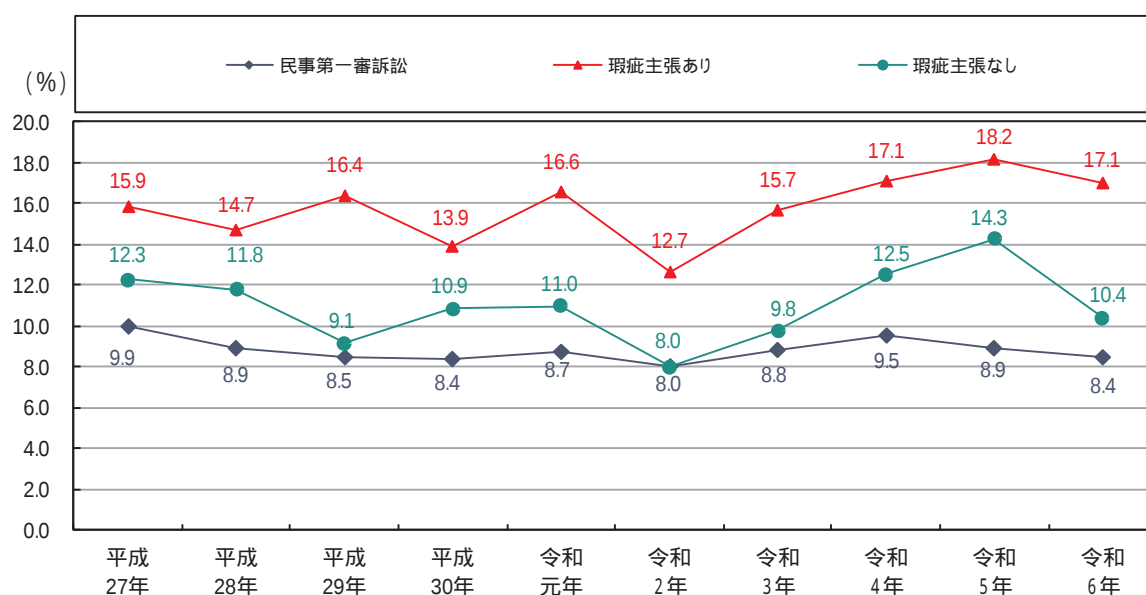
上訴率及び上訴事件割合については【図 18】のとおりであり、瑕疵主張のある建築関係訴訟では民事第一審訴訟事件（全体）よりも上訴率等が高くなっている一方、瑕疵主張のない建築関係訴訟の上訴率等は民事第一審訴訟事件（全体）と比較的近い水準である。

【図 18】 上訴率及び上訴事件割合の推移（建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

上訴率



上訴事件割合



1.2.3 知的財産権訴訟

知的財産権訴訟の新受件数（464件）は、前回（486件）より減少した。平均審理期間は、平成5年（31.9月）以降短縮が進み、令和6年は、前回（16.7月）より短縮して、15.4月となった。

審理期間が6月以内の事件の割合（21.1%）は前回（23.7%）より減少し、6月超2年以内の事件の割合（62.5%）は前回（52.6%）より増加し、2年超の事件の割合（16.5%）は前回（23.7%）より減少した。

また、知的財産権訴訟は、民事第一審訴訟事件と比べて、判決で終局した事件に占める対席判決の割合（92.6%）及び当事者双方に訴訟代理人が選任された事件の割合（80.9%）が極めて高く、平均争点整理期日回数（5.8回）も多くなっている。

知的財産権訴訟の上訴率は48.7%であり、民事第一審訴訟事件の上訴率の約2.9倍である。

○ 事件数及び平均審理期間

知的財産権訴訟¹の新受件数及び平均審理期間の推移は【図1】のとおりであり、新受件数は約410件から約700件の幅の中で推移しているところ、令和6年（464件）は、令和4年（486件）より減少した。

平均審理期間については、平成5年には31.9月、平成10年には25.7月であったが、その後、制度面の改善（特許法104条の3による無効の抗弁の導入等²）及び運用面での工夫³が図られたことにより、短縮が進んだ。令和6年は、前回（16.7月）より短縮して、15.4月となったが（【図1】【図2】）、知的財産権訴訟は、全体の事件数が上記のとおり多くはないため、長期間係属していた事件が数多く終局したなどといった事情によって、その年の平均審理期間が左右されることもあり得るので、そのような点にも留意し、少し長い目で見ていくのが相当であろう⁴。（第10回報告書121頁【図2】参照）

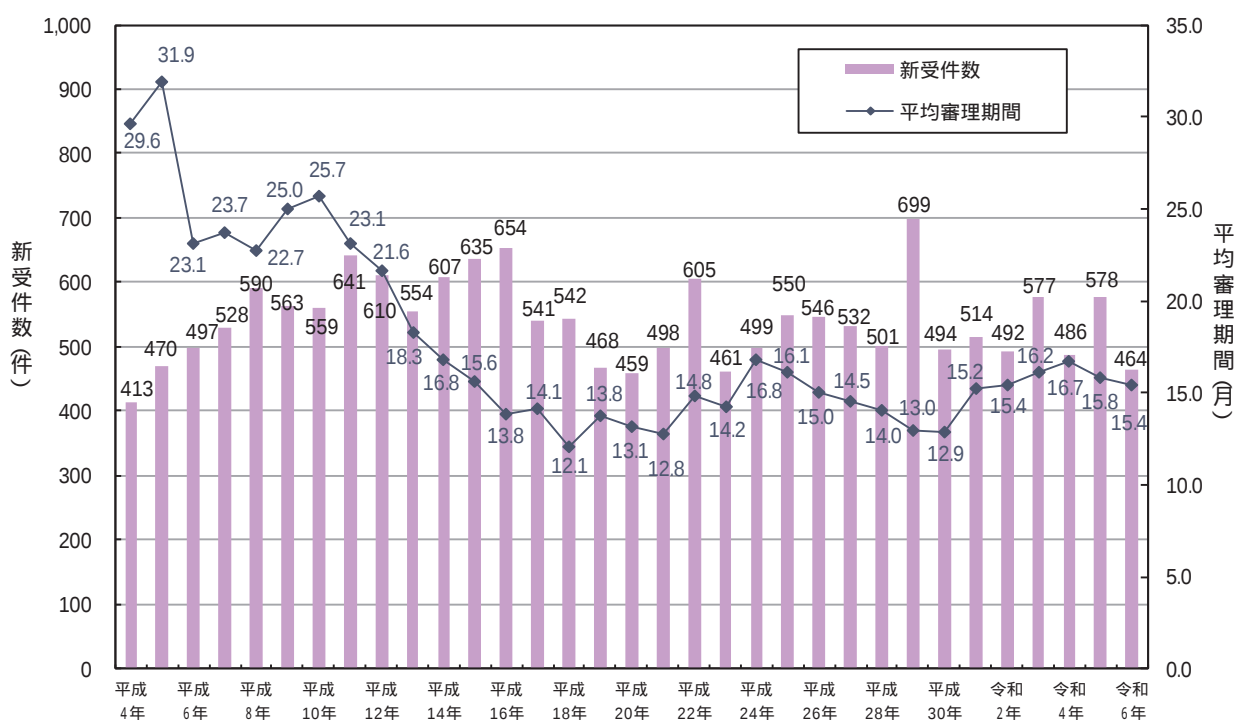
¹ 本報告書において、知的財産権訴訟とは、事件票において「知的財産金銭」又は「知的財産」に区分される訴訟を指す（第1回報告書97頁参照）。

² 制度面の改善による審理への影響等について、第6回報告書50頁参照

³ 運用面の工夫による審理への影響等について、第6回報告書50頁参照

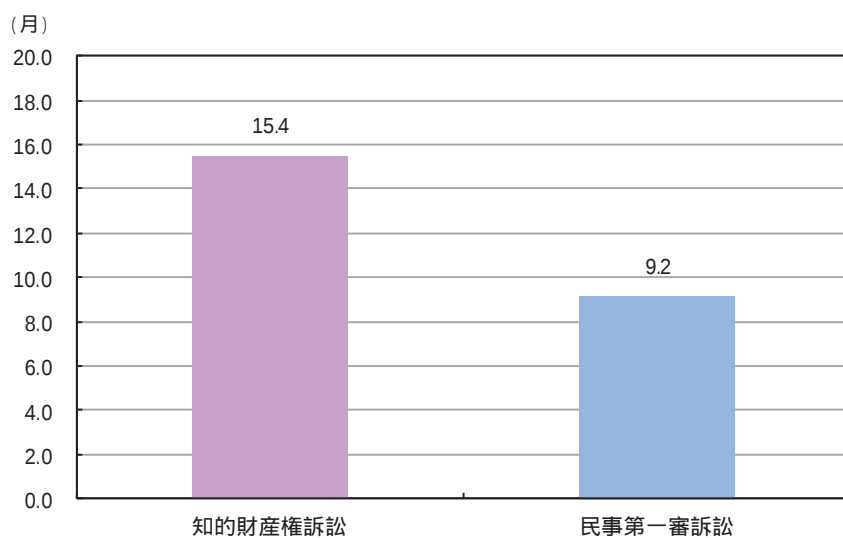
⁴ 令和4年の平均審理期間の長期化の背景には、令和2年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響もあるものと思われる。

【図1】 新受件数及び平均審理期間の推移(知的財産権訴訟)



平成16年までの数値は、各庁からの報告に基づくものであり、概数である。

【図2】 平均審理期間(知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件)



○ 審理期間別の既済件数等

審理期間別の既済件数及び事件割合については【表3】のとおりである。審理期間が2年を超える事件の割合は前回(23.7%)より減少して16.5%となった一方で、6月超2年以内の事件の割合は前回(52.6%)より増加して62.5%となり、6月以内の事件の割合は前回(23.7%)より減少して21.1%となっている⁵。前回と同様、民事第一審訴訟事件と比べると、審理期間が6月以内の事件の割合が低く、1年を超える事件の割合が高い(50.8%)。(第10回報告書122頁【表3】参照)

【表3】 審理期間別の既済件数及び事件割合
(知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	知的財産権訴訟	民事第一審訴訟
既済件数	493	139,370
平均審理期間(月)	15.4	9.2
6月以内	104 21.1%	80,923 58.1%
6月超1年以内	139 28.2%	24,870 17.8%
1年超2年以内	169 34.3%	22,960 16.5%
2年超3年以内	54 11.0%	7,089 5.1%
3年超5年以内	25 5.1%	3,048 2.2%
5年を超える	2 0.4%	480 0.3%

○ 終局区分別の既済件数等

終局区分別の既済件数及び事件割合については【表4】のとおりである。46.7%の事件が判決で終局し、民事第一審訴訟事件と異なりその大半が対席判決である(92.6%)。また、和解により終局した事件が31.6%、取下げにより終局した事件が18.5%と、前回(それぞれ33.3%、21.0%)から減少している(第10回報告書122頁【表4】参照)。

【表4】 終局区分別の既済件数及び事件割合
(知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	知的財産権訴訟	民事第一審訴訟
判決	230 46.7%	70,423 50.5%
うち対席 (%は判決に対する割合)	213 92.6%	33,598 47.7%
和解	156 31.6%	44,080 31.6%
取下げ	91 18.5%	19,553 14.0%
それ以外	16 3.2%	5,314 3.8%

○ 訴訟代理人の選任状況

訴訟代理人の選任状況については【表5】のとおりである。80.9%の事件で双方に訴訟代理人が選任されていて、この割合が民事第一審訴訟事件と比べて顕著に高い水準であることに、前回から大きな変化は見られない(第10回報告書122頁【表5】参照)。

【表5】 訴訟代理人の選任状況
(知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	知的財産権訴訟	民事第一審訴訟
双方に 訴訟代理人	399 80.9%	56,385 40.5%
原告側のみ 訴訟代理人	45 9.1%	67,205 48.2%
被告側のみ 訴訟代理人	26 5.3%	3,978 2.9%
本人による	23 4.7%	11,802 8.5%

⁵ ただし、令和4年の2年超の事件割合の増加の背景には、令和2年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響があるものと思われる。

○ 審理の状況

平均期日回数及び平均期日間隔については【表6】のとおりである。平均争点整理期日回数は前回(4.9回)より増加して5.8回、平均口頭弁論期日回数は前回(1.2回)より若干減少して0.9回、平均期日間隔は前回(2.7月)より若干短縮して2.3月となった(第10回報告書123頁【表6】参照)。

【表6】 平均期日回数及び平均期日間隔
(知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	知的財産権訴訟	民事第一審訴訟
平均期日回数	6.8	3.6
うち平均口頭弁論期日回数	0.9	1.2
うち平均争点整理期日回数	5.8	2.5
平均期日間隔(月)	2.3	2.5

争点整理手続の実施件数及び実施率については【表7】のとおりであり、争点整理実施率は前回(83.0%)より増加して84.8%であり、民事第一審訴訟事件と比べて顕著に高い水準である(第10回報告書123頁【表7】参照)。

【表7】 争点整理手続の実施件数及び実施率
(知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	知的財産権訴訟	民事第一審訴訟
争点整理 実施件数	418	57,354
実施率	84.8%	41.2%

人証調べ実施率及び平均人証数については【表8】のとおりであり、人証調べ実施率が前回(13.7%)より減少して10.5%となった⁶(第10回報告書123頁【表8】参照)。

【表8】 人証調べ実施率及び平均人証数
(知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	知的財産権訴訟	民事第一審訴訟
人証調べ実施率	10.5%	11.4%
平均人証数	0.3	0.3
平均人証数 (人証調べ実施事件)	2.8	2.6

人証調べを実施した事件における平均審理期間及び平均人証調べ期間については【表9】のとおりであり、平均審理期間は前回(27.0月)より若干長期化して27.2月となり、平均人証調べ期間は前回(0.2月)から若干長期化して0.8月となった(第10回報告書123頁【表9】参照)。

【表9】 人証調べを実施した事件における平均審理期間及び平均人証調べ期間(知的財産権訴訟)

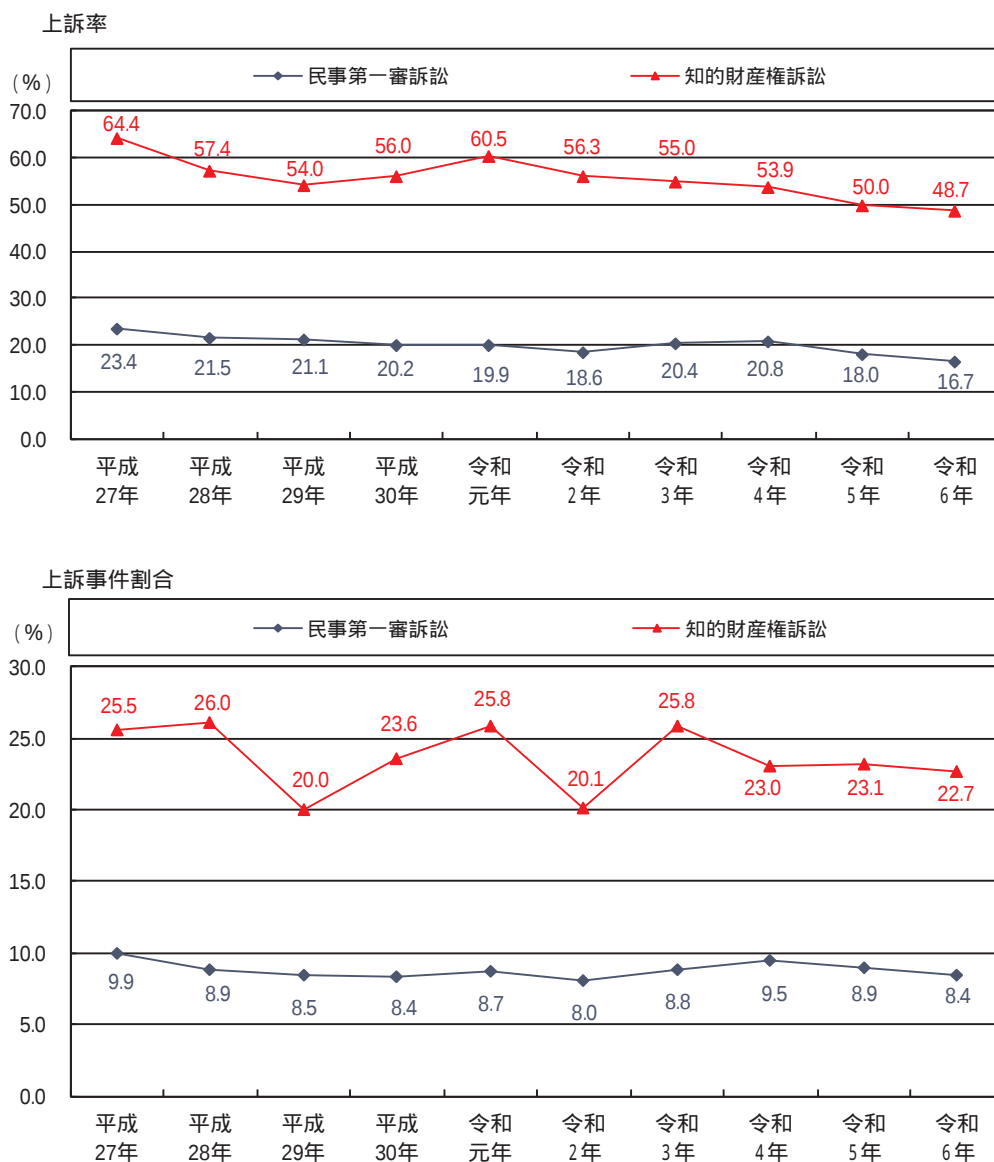
平均審理期間(月)	27.2
平均人証調べ期間(月)	0.8

⁶ 他の専門訴訟(医事関係訴訟や建築関係訴訟等)と比べて、知的財産権訴訟における人証調べ実施率がかなり低い水準である(前掲 . 1 . 2 . 1【図 10】及び . 1 . 2 . 2【表8】参照)のは、知的財産権訴訟で人証調べが実施されるのが、冒認出願(発明者でない者が出願すること)が問題になる場合等、例外的な場面にとどまり、主に問題となる技術的事項についての立証は書証によって行われる場合が多いことによるものと解される(第1回報告書 102 頁、第2回報告書 74 頁及び塚原朋一「知財高裁における特許訴訟の審理充実化について」知財ぱりずむ 2010 年7月号2頁参照)。

○ 上訴に関する状況

上訴率及び上訴事件割合については【図10】のとおりであり、民事第一審訴訟事件よりいずれも顕著に高い水準である。

【図10】 上訴率及び上訴事件割合の推移(知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件)



1.2.4 労働関係訴訟

労働関係訴訟については、平成21年以降新受件数が高い水準で推移しており、令和6年の新受件数は4,214件であった。事件数増加の影響もあって、平均審理期間が長期化傾向にある。

審理期間が6月以内の事件の割合(18.0%)は前回(15.1%)より増加しているものの、前回と同様、民事第一審訴訟事件と比べると顕著に低い。これに対し、1年超2年以内の事件の割合(37.6%)は前回(41.7%)より減少しているものの、前回と同様、民事第一審訴訟事件と比べると顕著に高い。

また、終局区分別の事件割合について、判決で終局した事件の割合(26.4%)は前回(27.2%)より若干減少したのに対し、和解で終局した事件の割合(62.2%)は前回(52.8%)より増加した。民事第一審訴訟事件と比べると、和解で終局した事件の割合が高い点は、前回と同様である。

なお、労働審判事件に係る終局事由別の事件割合について、調停成立で終局した事件の割合(65.6%)は前回(69.4%)から減少し、労働審判で終局した事件の割合(18.9%)は、前回(16.6%)より増加した。労働審判事件の平均審理期間(96.7日)は、前回(90.3日)より長くなった。

○ 事件数及び平均審理期間等

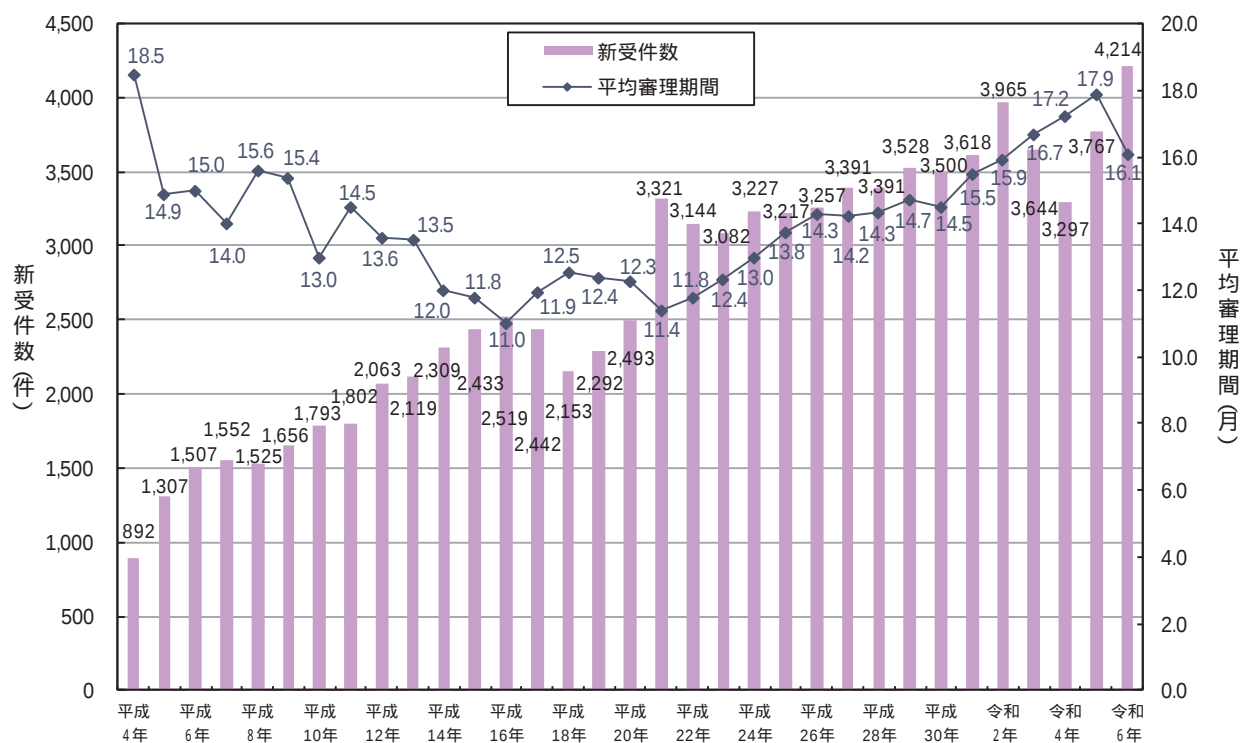
労働関係訴訟¹の新受件数及び平均審理期間の推移は【図1】のとおりである。

新受件数は、平成4年から平成16年にかけて増加傾向が続き、一旦横ばいとなった後、平成21年に急増し、その後も高い水準で推移しており、令和6年は4,214件であった。事件数増加の背景としては、平成20年に起きたリーマンショック以降の景気動向のほか、労働紛争に対する国民一般の関心や、時間外の割増賃金等に関する労働者の権利意識が高まっていること等が考えられる。

令和6年の平均審理期間は、【図2】のとおりであり、前回(17.2月)より短縮して、16.1月となった。これまでの推移を見ると、【図1】のとおり、平成4年(18.5月)からおおむね短縮してきたが、平成22年以降は長期化傾向が見られる。これには、上記で述べた事件動向のほか、双方に訴訟代理人が選任された事件の平均審理期間はそれ以外の事件と比べて顕著に長い傾向があるところ(【図7】)、前者の事件の割合の増加傾向からの高止まり状態等が反映されているものと考えられる(【図6】)。令和6年は平均審理期間が短縮したものの、令和6年も新受件数の増加が続いていることから、今後の推移について注視していく必要がある。

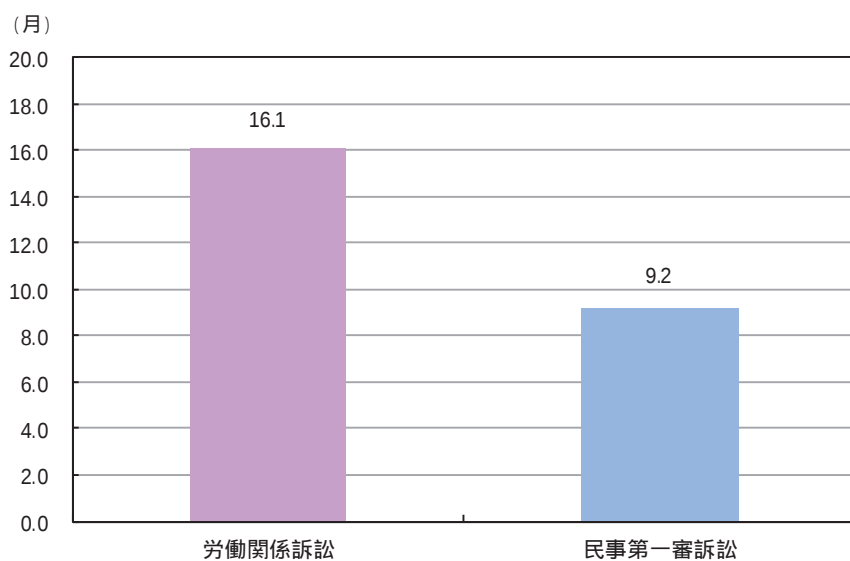
¹ 本報告書において、労働関係訴訟とは、事件票において「労働金銭」又は「労働」に区分される訴訟を指す(第1回報告書113頁参照)。

【図1】 新受件数及び平均審理期間の推移(労働関係訴訟)



平成16年までの数値は、各庁からの報告に基づくものであり、概数である。

【図2】 平均審理期間(労働関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)



○ 審理期間別の既済件数等

審理期間別の既済件数及び事件割合については【表3】のとおりである。審理期間が6月以内の事件の割合は、前回(15.1%)より増加して18.0%となっているが、民事第一審訴訟事件と比べると顕著に低い。これに対し、1年超2年以内の事件の割合は、前回(41.7%)より減少して37.6%となっているが、前回までと同様、民事第一審訴訟事件と比べると顕著に高い。なお、審理期間が2年を超える事件の割合は、前回(20.4%)より減少して17.0%となっている。(第10回報告書127頁【表3】参照)

【表3】 審理期間別の既済件数及び事件割合
(労働関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	労働関係訴訟	民事第一審訴訟
既済件数	3,591	139,370
平均審理期間(月)	16.1	9.2
6月以内	647 18.0%	80,923 58.1%
6月超1年以内	983 27.4%	24,870 17.8%
1年超2年以内	1,349 37.6%	22,960 16.5%
2年超3年以内	410 11.4%	7,089 5.1%
3年超5年以内	188 5.2%	3,048 2.2%
5年を超える	14 0.4%	480 0.3%

○ 終局区分別の既済件数等

終局区分別の既済件数及び事件割合については【表4】のとおりである。判決で終局した事件(うち9割以上が対席判決である。)の割合が前回(27.2%)より若干減少して26.4%となったのに対し、和解で終局した事件の割合は前回(52.8%)より増加して62.2%となった。和解で終局した事件の割合が、民事第一審訴訟事件と比べると高い水準であることは前回と同様である。なお、取下げで終局した事件の割合は、前回(16.6%)から減少して7.6%となっている。(第10回報告書127頁【表4】参照)

【表4】 終局区分別の既済件数及び事件割合
(労働関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	労働関係訴訟	民事第一審訴訟
判決	949 26.4%	70,423 50.5%
うち対席 (%は判決に対する割合)	869 91.6%	33,598 47.7%
和解	2,234 62.2%	44,080 31.6%
取下げ	274 7.6%	19,553 14.0%
それ以外	134 3.7%	5,314 3.8%

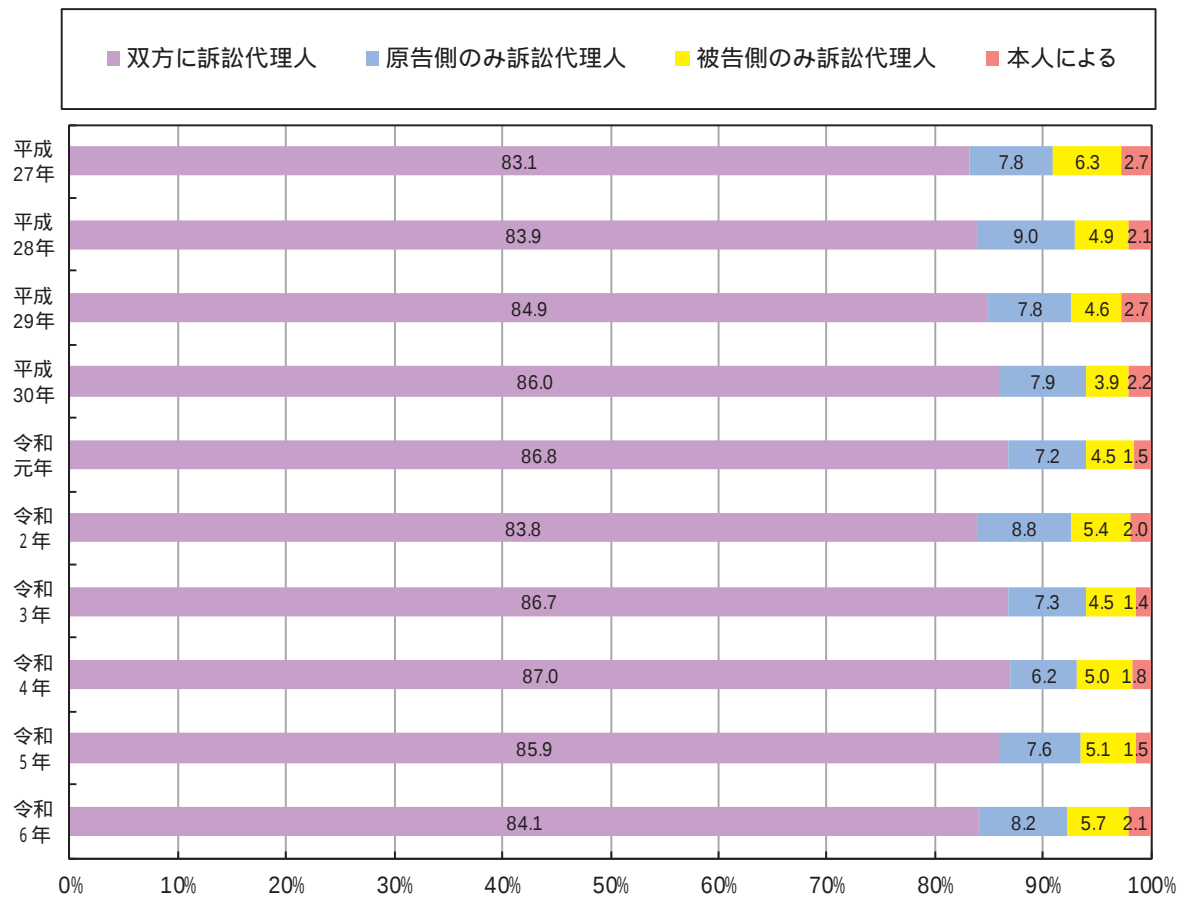
○ 訴訟代理人の選任状況

訴訟代理人の選任状況については【表5】のとおりである。双方に訴訟代理人が選任された事件の割合（84.1％）は、前回（87.0％）からは減少した。これまで増加傾向にあったところ近年は8割台で推移し、高止まり状態にある（【図6】）。双方に訴訟代理人が選任された事件の平均審理期間がそれ以外の事件と比べて顕著に長い傾向があること（【図7】）を踏まえると、平成22年以降における労働関係訴訟全体の平均審理期間の長期化傾向は、双方に訴訟代理人が選任された事件の割合の増加傾向からの高止まり状態が反映されているものと考えられる。令和6年は平均審理期間が短縮したものの、令和6年も新受件数の増加が続いていることから、今後の推移について注視していく必要がある。

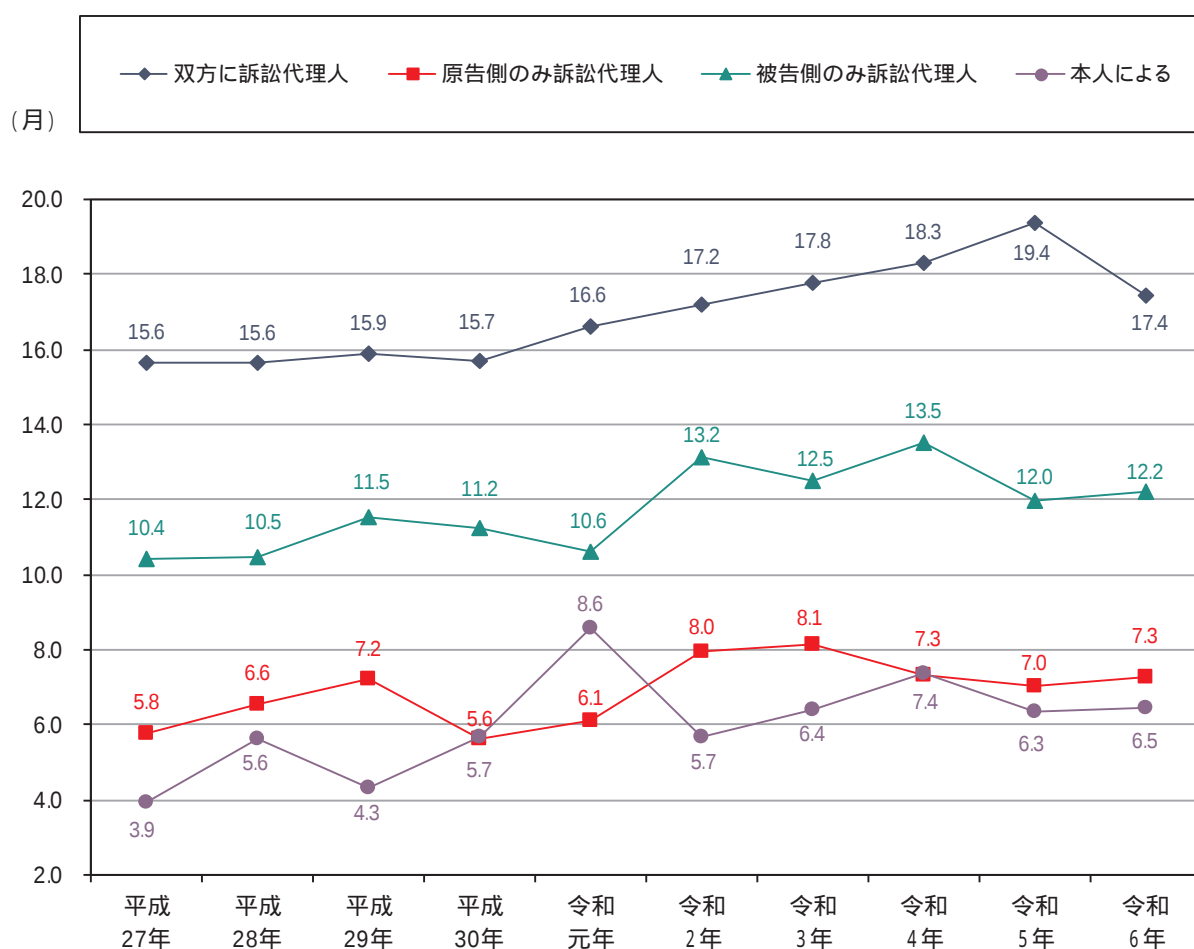
【表5】 訴訟代理人の選任状況
（労働関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	労働関係訴訟	民事第一審訴訟
双方に 訴訟代理人	3,020 84.1%	56,385 40.5%
原告側のみ 訴訟代理人	294 8.2%	67,205 48.2%
被告側のみ 訴訟代理人	203 5.7%	3,978 2.9%
本人による	74 2.1%	11,802 8.5%

【図6】 訴訟代理人の選任状況の推移(労働関係訴訟)



【図7】 訴訟代理人の選任状況別平均審理期間の推移(労働関係訴訟)



○ 審理の状況

平均期日回数及び平均期日間隔については【表8】のとおりである。平均期日回数(6.4回)は、前回(7.0回)より減少しているところ、そのうち、平均口頭弁論期日回数(1.1回)は、前回(1.6回)より減少し、平均争点整理期日回数(5.3回)も、前回(5.4回)より若干減少している。平均期日間隔(2.5月)は、前回から変化はない。(第10回報告書129頁【表8】参照)

労働関係訴訟の平均審理期間の長期化傾向には争点整理期間の長期化の影響も考えられるため(第6回報告書59頁参照)、その推移については注視していく必要がある。

【表8】 平均期日回数及び平均期日間隔
(労働関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	労働関係訴訟	民事第一審訴訟
平均期日回数	6.4	3.6
うち平均口頭弁論期日回数	1.1	1.2
うち平均争点整理期日回数	5.3	2.5
平均期日間隔(月)	2.5	2.5

争点整理手続の実施件数及び実施率については【表9】のとおりである。争点整理手続の実施件数は、前回（3,272件）より減少して3,045件となった。また、争点整理手続の実施率は、前回（85.3%）より若干減少して84.8%となったが、民事第一審訴訟事件と比べて顕著に高い水準であることは前回と同様である。（第10回報告書130頁【表9】参照）

【表9】 争点整理手続の実施件数及び実施率
（労働関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類		労働関係訴訟	民事第一審訴訟
争点整理手続	実施件数	3,045	57,354
	実施率	84.8%	41.2%

人証調べ実施率及び平均人証数については【表10】のとおりである。人証調べ実施率は、前回（32.7%）より減少して27.5%となったが、民事第一審訴訟事件と比べて高い水準であることは前回と同様である。また、人証調べを実施した事件における平均人証数（3.0人）は、前回からほとんど変化は見られず、民事第一審訴訟事件よりも多い。（第10回報告書130頁【表10】参照）

【表10】 人証調べ実施率及び平均人証数
（労働関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	労働関係訴訟	民事第一審訴訟
人証調べ実施率	27.5%	11.4%
平均人証数	0.8	0.3
平均人証数 （人証調べ実施事件）	3.0	2.6

労働関係訴訟では、解雇権の濫用が争点になる場合等、規範的要件をめぐって多くの事実が問題

となる一方で、客観的証拠が不十分なこともあるため、このような傾向になるものと解される。（詳細は、第3回報告書分析編78頁から84頁参照）

人証調べを実施した事件における平均審理期間及び平均人証調べ期間については【表11】のとおりであり、前者（24.6月）は、前回（23.9月）より若干長くなっているが、後者（0.2月）は、前回から変化はない。（第10回報告書130頁【表11】参照）

【表11】 人証調べを実施した事件における平均審理期間及び平均人証調べ期間（労働関係訴訟）

平均審理期間（月）	24.6
平均人証調べ期間（月）	0.2

さらに、審理に比較的長い期間が必要となる、人

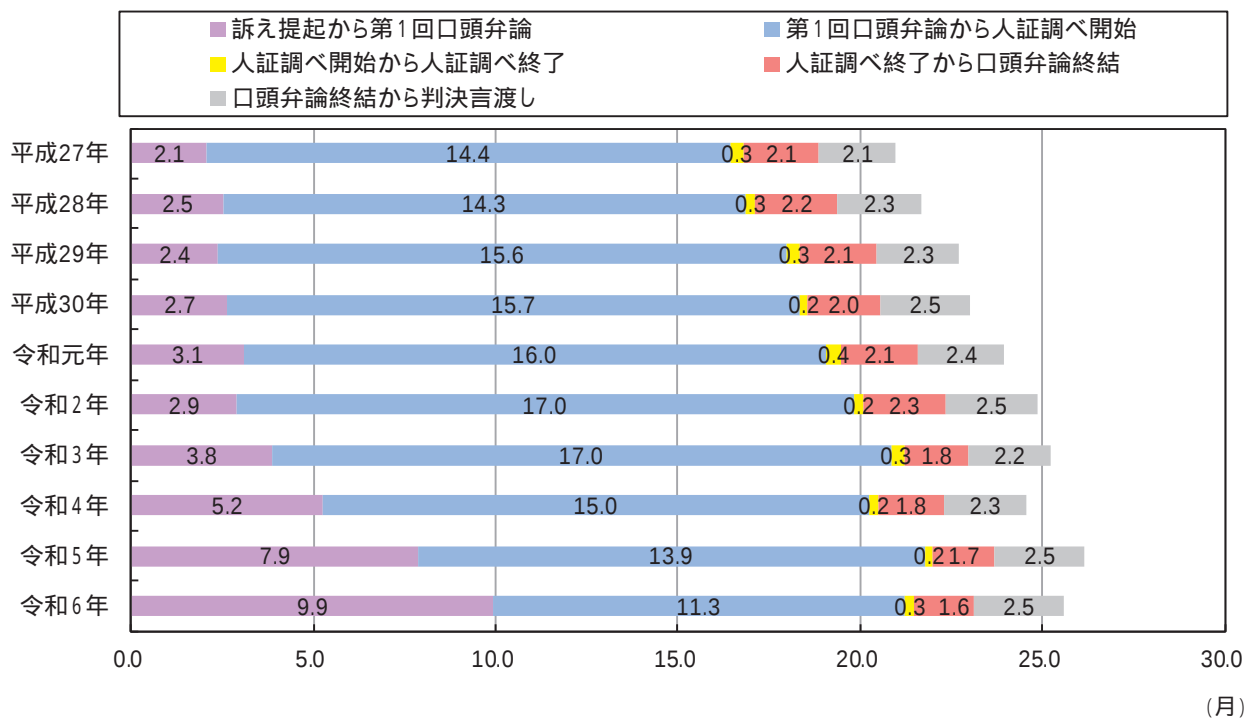
証調べを実施して対席判決で終局した事件（労働審判手続から移行した訴訟事件²を除く。）³について、手続段階別の平均期間の推移を見ると、第1回口頭弁論から人証調べ開始までの平均期間（この期間は、基本的に争点整理期間と考えて良いと思われる。）は、【図12】のとおり、前回（15.0月）より短縮して11.3月となっているが、訴え提起から第1回口頭弁論までの平均期間は前回（5.2月）より長期化して9.9月となっており⁴、全体として長期化傾向が見られるところである。今後も、争点整理期間の推移については注視していく必要がある。

² 労働審判手続から移行した訴訟事件とは、労働審判に対する異議の申立てがあり訴訟に移行した事件（労働審判法 21 条 1 項、3 項、22 条 1 項）、労働審判を取り消す旨の決定があり訴訟に移行した事件（同法 23 条）及び労働審判をしない場合の労働審判事件終了により訴訟に移行した事件（同法 24 条）を指す。

³ 労働審判手続から移行した訴訟事件の中には、第1回口頭弁論期日を指定する前に事件を争点整理手続に付する例が相当数あるところ、当該事件においては、訴え提起から第1回口頭弁論までの期間が顕著に長くなり、他方で、第1回口頭弁論から人証調べ開始までの期間が顕著に短くなるので、手続段階別の平均期間をよりの確に把握するため、分析対象から除いた。

⁴ 指定済みの第1回口頭弁論期日を取り消し、最初からウェブ会議などを活用した実質的な争点整理手続を行う運用が拡大していることが影響しているものとも思われる。

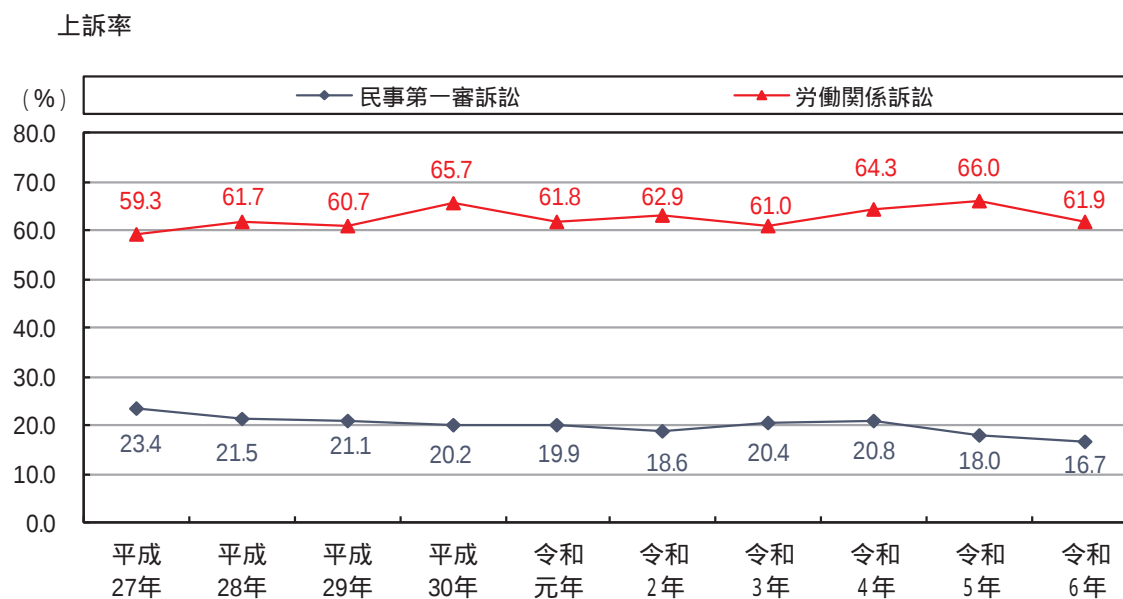
【図12】 人証調べを実施して対席判決で終局した事件における手続段階別平均期間の推移
(労働関係訴訟(労働審判手続から移行した訴訟事件を除く))



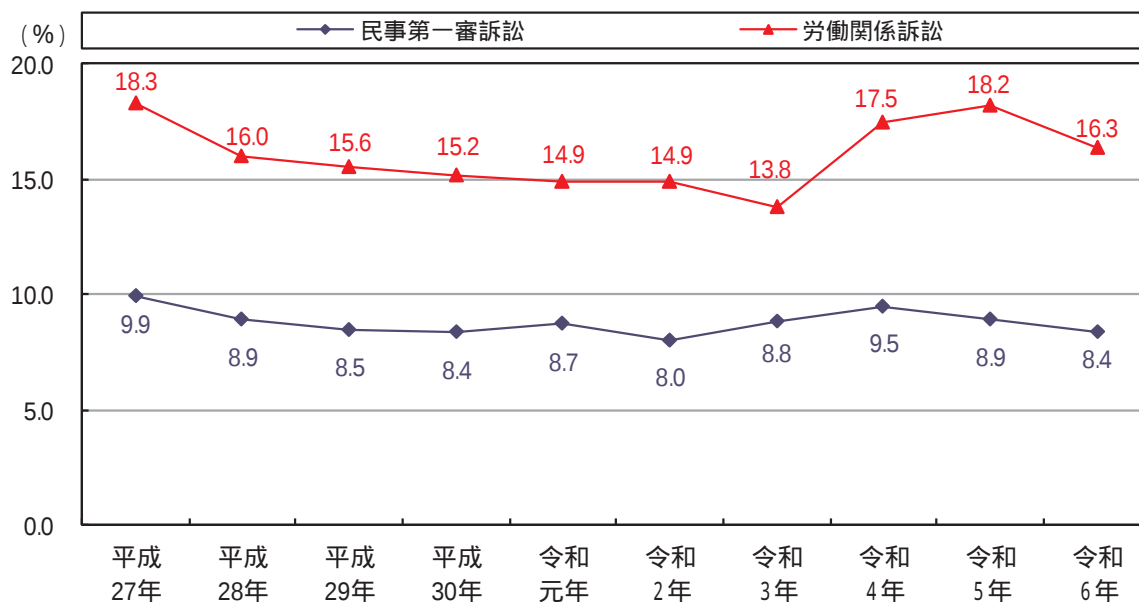
○ 上訴に関する状況

上訴率及び上訴事件割合については【図13】のとおりであり、民事第一審訴訟事件よりいずれも顕著に高い水準である。

【図13】 上訴率及び上訴事件割合の推移(労働関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)



上訴事件割合

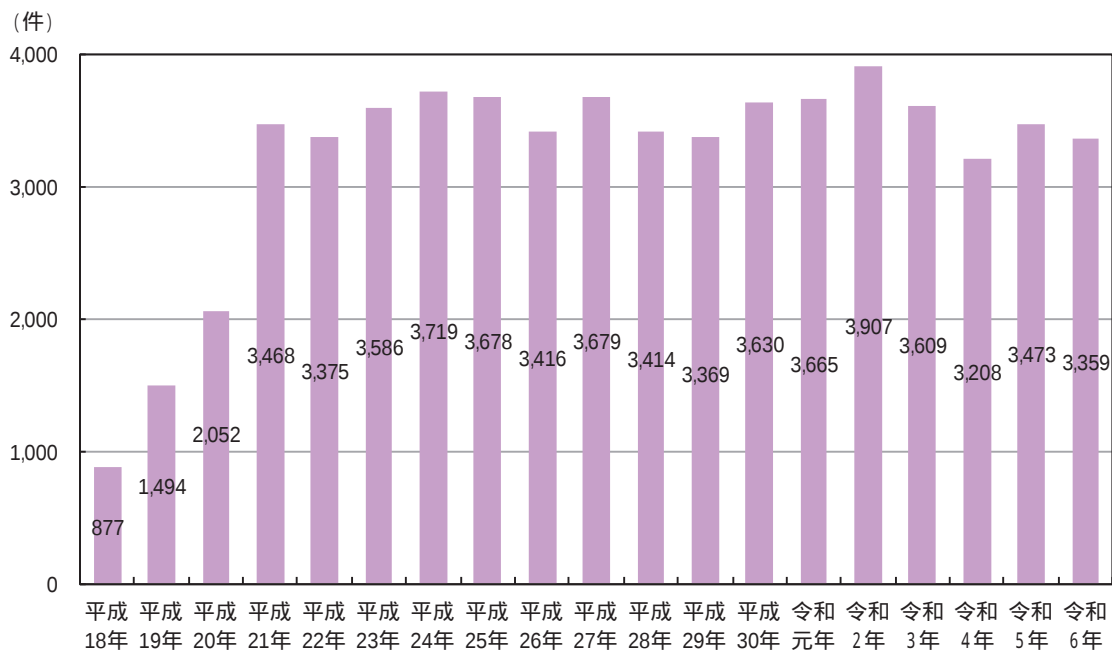


(参考) 労働審判事件の概況等

○ 労働審判事件の概況

労働審判手続は、平成18年4月に導入された制度であるところ、労働審判事件の新受件数については【図14】のとおりであり、労働関係訴訟と軌を一にして平成21年に大幅に増加し、令和6年まで高水準で推移している。

【図14】 新受件数の推移(労働審判事件)



平成18年の数値は、同年4月から同年12月までの数値である。

労働審判事件に係る終局事由別の既済件数及び事件割合については【表15】のとおりであり、調停成立で終局した事件の割合は、前回（69.4％）から減少し、65.6％となっている。労働審判で終局した事件の割合（18.9％）は、前回（16.6％）から増加し、そのうち、異議申立てがあった事件の割合は、前回の50.4％（274件）から増加し、53.8％（351件）となっている。（第10回報告書133頁【表15】参照）

【表15】 終局事由別の既済件数及び事件割合（労働審判事件）

事件の種類	労働審判事件
労働審判	652 18.9%
調停成立	2,263 65.6%
24条終了	228 6.6%
取下げ	270 7.8%
却下・移送等	38 1.1%

労働審判	652
うち異議申立てあり	351 53.8%
うち異議申立てなし	301 46.2%

また、労働審判で終局した事件のうち異議申立てがなく確定した事件が労働審判事件全体に占める割合は8.7％（301件）であり、これと調停成立で終局した事件との合計が労働審判事件全体に占める割合（74.3％）は、前回（77.7％）から減少した（第10回報告書133頁【表15】参照）。もっとも、取下げで終局した事件（270件）の中にも、当事者間の手続外での合意等により満足的に解決したものと考えられるため、全体の約8割の事件は労働審判手続を契機として最終的な解決に至っているものと考えられる。

労働審判事件の平均審理期間については【表16】のとおり、前回（90.3日）より長くなり96.7日となっている。また、審理期間別の既済件数及び事件割合については【表16】のとおり、3月以内に終局した事件の割合は49.9％となっており、前回（56.9％）から減少した。（第10回報告書133頁【表16】参照）

【表16】 審理期間別の既済件数、事件割合及び平均審理期間（労働審判事件）

事件の種類	労働審判事件
既済件数	3,451
平均審理期間（日）	96.7
1月以内	77 2.2%
1月超2月以内	599 17.4%
2月超3月以内	1,045 30.3%
3月超6月以内	1,585 45.9%
6月超	145 4.2%

申立人代理人の選任状況については【表 17】のとおりであり、約 9 割の事件で申立人代理人が選任されており、前回（90.2%）と同様に高い水準にある（第 10 回報告書 134 頁【表 17】参照）。

【表 17】 申立人代理人の有無別の既済件数（労働審判事件）

事件の種類	労働審判事件
申立人代理人あり	3,051 88.4%
申立人代理人なし	400 11.6%

○ 労働審判事件についての分析

前述のとおり、労働審判事件の新受件数は、制度導入以降平成21年まで増加を続け、その後も高水準で推移している。

労働審判手続は、3 回以内の期日において審理を終結することを原則とする制度である（労働審判法15条 2 項）ところ、このように労働審判事件の事件数が高水準で推移している状況等をも踏まえると、適正かつ迅速な審理のためには、労働審判委員会による迅速処理に向けた取組はもとより、労働審判手続に適した事件について手続が利用されることが一層必要であろう。特に、申立人代理人においては、事前に相手方と交渉をし、労働審判手続での解決に適した事件であるかを見定める必要があり、その際には、その他の手続（労働関係訴訟、民事調停等）も視野に入れて適切に手続を選択していくことが重要といえよう⁵（第 4 回報告書施策編58頁でも、適切な手続選択の促進が掲げられている。第 5 回報告書概況編112頁脚注 4 も参照）。そして、労働審判事件を申し立てる場合には、予想される争点や関連事実・証拠のみならず、当事者間の事前交渉に係る事実経過を具体的に記載すべきとした労働審判規則 9 条 1 項各号の趣旨に鑑み、これらを十分に記載できるだけの事前準備を尽くし、準備不足のために申立後に「補充書面」（労働審判規則17条から19条等参照）の提出が何度も繰り返されるような事態をできる限り防ぐこと等が代理人に期待されているといえよう。

⁵ 適切な手続の選択に関する議論について、第 6 回報告書 64 頁参照

1.2.5 行政事件訴訟

行政事件訴訟の新受件数（1,746件）は、前回（1,834件）より減少した。

平均審理期間（14.8月）は、前回（16.4月）より短縮したが、既済事件のうち審理期間が6月以内の事件及び1年を超える事件の割合は、いずれも前回（それぞれ29.7%、48.5%）から減少し、それぞれ29.3%、45.6%となった。

当事者双方に訴訟代理人が選任された事件及び人証調べを実施した事件はいずれも平均審理期間が長い傾向にあるところ、双方に訴訟代理人が選任された事件の割合は、前回（47.0%）より増加して49.7%となったが、その平均審理期間は、前回（25.5月）より短縮して21.7月となった。また、人証調べ実施率は前回（23.0%）より減少して19.5%となり、人証調べを実施した事件における平均審理期間は、前回（32.1月）より短縮して27.0月となっており、双方に訴訟代理人が選任された事件における人証調べ実施率は、前回（44.1%）から減少して35.2%となった。

争点整理手続の実施率は、前回（36.0%）より大きく増加して40.0%となり、民事第一審訴訟とほぼ同様である。

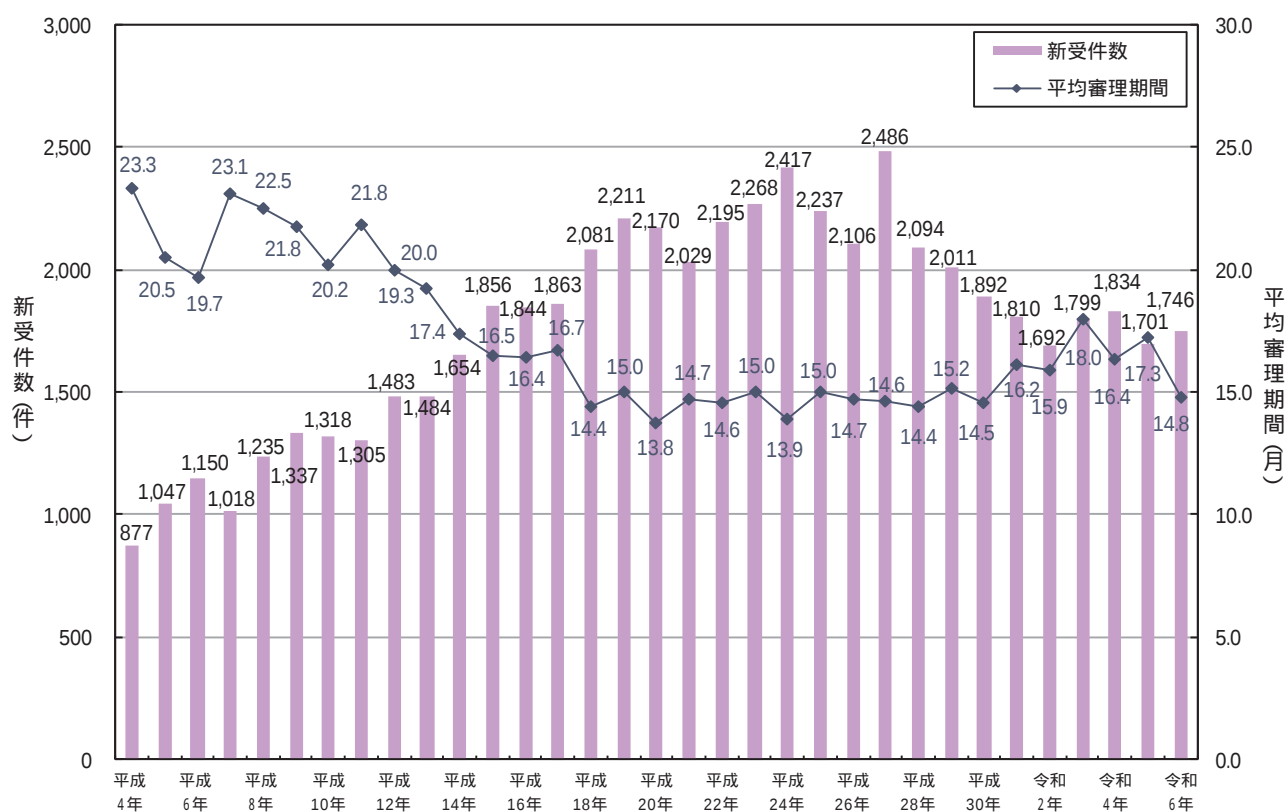
その余の主な統計データ（終局区分別の既済件数及び事件割合）については、全体としては前回から大きな変化は見られなかった。民事第一審訴訟事件と比べると、審理期間が6月以内の事件の割合が低く、1年を超える事件の割合が高いこと、大半の事件が判決で終局することは、前回と同様である。

○ 事件数及び平均審理期間

行政事件訴訟¹の新受件数及び平均審理期間の推移は【図1】のとおりである。新受件数は、平成4年以降、長期的にはおおむね増加傾向にあり、平成18年以降、2,000件を超える高い水準で推移していたが、平成28年以降は減少傾向にあり、令和6年は1,746件であった。

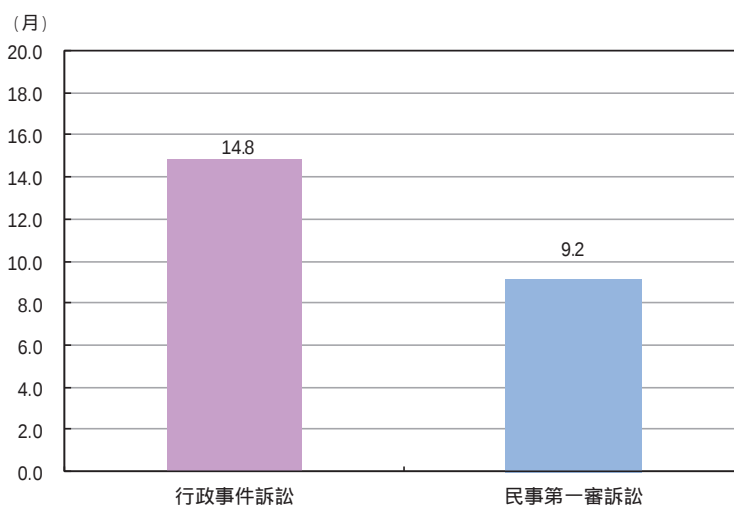
¹ 行政事件訴訟とは、抗告訴訟（取消訴訟、不作為の違法確認訴訟、無効等確認訴訟、義務付け訴訟、差止訴訟）、当事者訴訟、民衆訴訟及び機関訴訟を指し、国又は地方公共団体を被告とする国家賠償請求訴訟を含まない（行政事件訴訟法2条から6条）（第1回報告書128頁参照）。

【図1】 新受件数及び平均審理期間の推移(行政事件訴訟)



平均審理期間は、平成4年以降大幅に短縮し、平成18年以降はおおむね14月から15月の範囲で推移しており、令和元年以降は16月前後に長期化した。令和6年の平均審理期間は、前回(16.4月)より短縮して14.8月となった(【図1】【図2】)。

【図2】 平均審理期間(行政事件訴訟及び民事第一審訴訟事件)



○ 審理期間別の既済件数等

審理期間別の既済件数及び事件割合については【表3】のとおりである。民事第一審訴訟事件と比べて審理期間が6月以内の事件の割合が低く、1年を超える事件の割合が高い傾向にあることは、前回と同様である。審理期間が6月以内の事件及び1年を超える事件の割合は、いずれも前回(それぞれ29.7%、48.5%)から減少し、それぞれ29.3%、45.6%²となった。(第10回報告書137頁【表3】参照)

【表3】 審理期間別の既済件数及び事件割合
(行政事件訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	行政事件訴訟	民事第一審訴訟
既済件数	1,762	139,370
平均審理期間(月)	14.8	9.2
6月以内	516 29.3%	80,923 58.1%
6月超1年以内	443 25.1%	24,870 17.8%
1年超2年以内	504 28.6%	22,960 16.5%
2年超3年以内	198 11.2%	7,089 5.1%
3年超5年以内	76 4.3%	3,048 2.2%
5年を超える	25 1.4%	480 0.3%

○ 終局区分別の既済件数等

終局区分別の既済件数及び事件割合については【表4】のとおりであり、判決で終局した事件の割合(79.2%)が前回(77.2%)から増加した。行政事件訴訟の性質上、大半の事件は判決で終局しており、和解による終局はほとんどない(第10回報告書137頁【表4】参照)。

【表4】 終局区分別の既済件数及び事件割合
(行政事件訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	行政事件訴訟	民事第一審訴訟
判決	1,395 79.2%	70,423 50.5%
うち対席 (%は判決に対する割合)	1,212 86.9%	33,598 47.7%
和解	16 0.9%	44,080 31.6%
取下げ	222 12.6%	19,553 14.0%
それ以外	129 7.3%	5,314 3.8%

² 端数処理の関係上、表3の数値を足し合わせた数値とは一致しない。

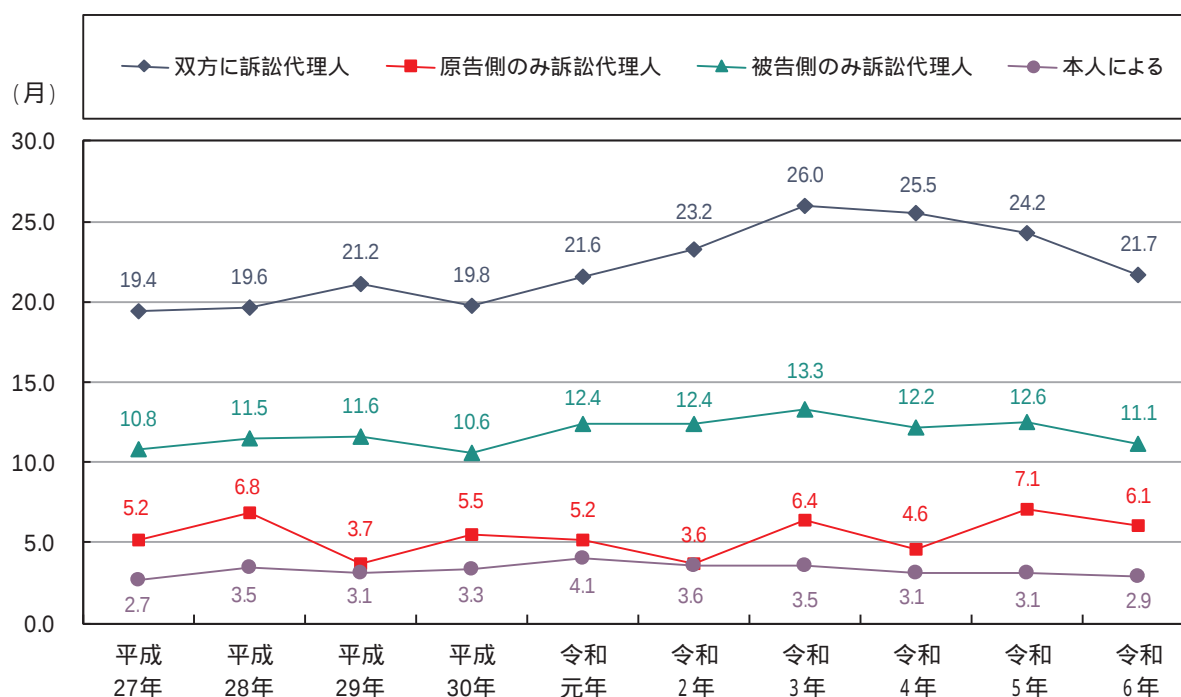
○ 訴訟代理人の選任状況

訴訟代理人³の選任状況については【表5】のとおりである。双方に訴訟代理人が選任された事件の割合は前回（47.0％）より増加して49.7％となり、被告側のみに訴訟代理人が選任された事件の割合は前回（29.4％）より若干減少して28.9％となった。また、双方とも本人による事件の割合⁴が前回（19.6％）より減少して15.4％となった（第10回報告書138頁【表5】参照）。【図6】のとおり、双方に訴訟代理人が選任された事件の平均審理期間が、それ以外の事件よりも一貫して顕著に長い傾向にあることは、前回と同様である。

【表5】 訴訟代理人の選任状況
（行政事件訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	行政事件訴訟	民事第一審訴訟
双方に訴訟代理人	876 49.7%	56,385 40.5%
原告側のみの訴訟代理人	104 5.9%	67,205 48.2%
被告側のみの訴訟代理人	510 28.9%	3,978 2.9%
本人による	272 15.4%	11,802 8.5%

【図6】 訴訟代理人選任状況別の平均審理期間の推移（行政事件訴訟）



³ 訴訟代理人には、弁護士代理人のみならず、国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律5条1項、6条2項、7条3項等に基づく指定代理人も含まれる。この点は、控訴審における行政事件訴訟（後掲 1.2）においても同様である。

⁴ 被告側に指定代理人も付かない事案の多くは、被告が応訴する前に終局したものであると思われる（第1回報告書140頁参照）。

○ 審理の状況

平均期日回数及び平均期日間隔⁵については【表7】のとおりである。平均期日間隔が前回（3.3月）より若干短縮して3.2月となり、平均期日回数は前回（4.9回）から若干減少して4.6回となった（第10回報告書139頁【表7】参照）。

【表7】 平均期日回数及び平均期日間隔
（行政事件訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	行政事件訴訟	民事第一審訴訟
平均期日回数	4.6	3.6
うち平均口頭弁論期日回数	2.5	1.2
うち平均争点整理期日回数	2.1	2.5
平均期日間隔(月)	3.2	2.5

争点整理手続の実施件数及び実施率は【表8】のとおりである。争点整理手続の実施率は、令和2年が23.9%であったが、前回（36.0%）から引き続き増加して40.0%となり、民事第一審訴訟事件とおおむね同程度の実施率となっている⁶（第10回報告書139頁【表8】参照）。

【表8】 争点整理手続の実施件数及び実施率
（行政事件訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	行政事件訴訟	民事第一審訴訟
争点整理 実施件数	705	57,354
実施率	40.0%	41.2%

人証調べ実施率及び平均人証数については【表9】のとおりである。人証調べ実施率は、前回（23.0%）から19.5%へと減少したが、民事第一審訴訟事件と比べて高い傾向があることは前回と同様である。人証調べを実施した事件における平均人証数は前回（2.6人）から2.1人へと若干減少した（第10回報告書139頁【表9】参照）。【図10】のとおり、双方に訴訟代理人が選任された事件の人証調べ実施率（35.2%）は前回（44.1%）から減少しているが、それ以外の事件と比べて一貫して顕著に高い傾向にあることは、前回と同様である（第10回報告書140【図10】参照）。

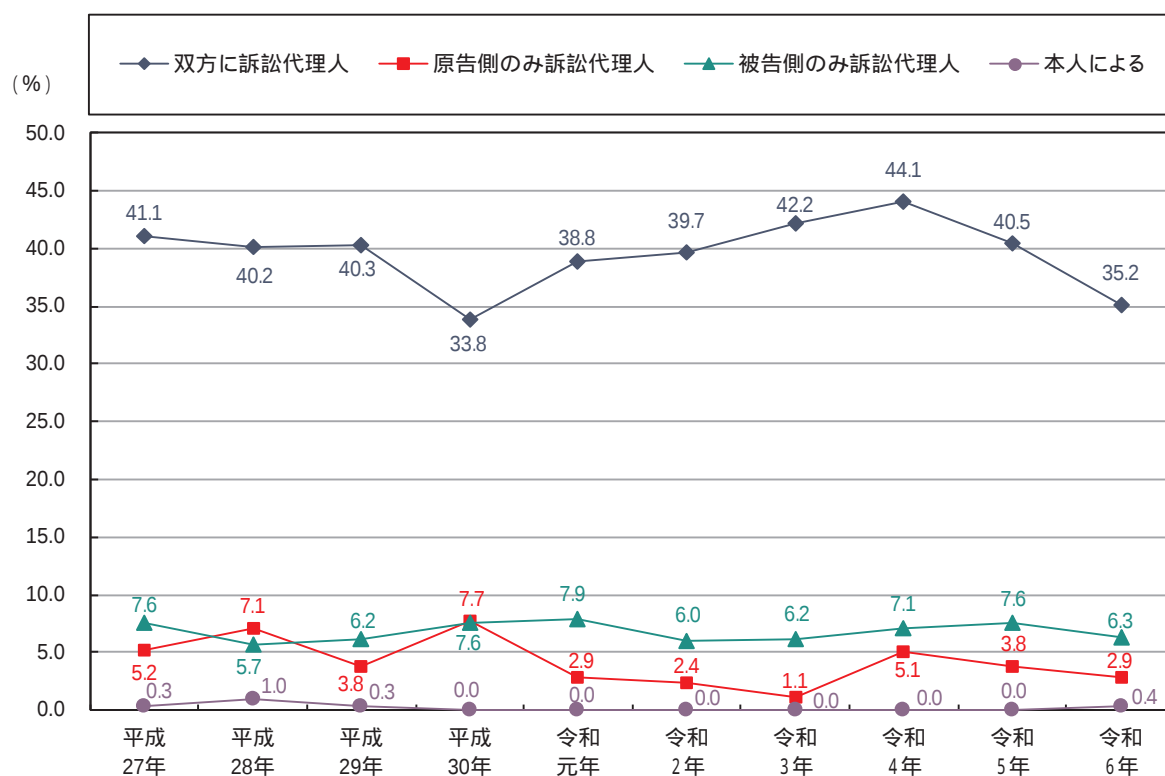
【表9】 人証調べ実施率及び平均人証数
（行政事件訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	行政事件訴訟	民事第一審訴訟
人証調べ実施率	19.5%	11.4%
平均人証数	0.4	0.3
平均人証数 (人証調べ実施事件)	2.1	2.6

⁵ 平均期日間隔は3.2月であり、民事第一審訴訟事件よりも顕著に長い。これは、訴訟要件具備の有無や行政実体法規の解釈適用について専門的な知識が必要となり、当事者の期日間準備に時間を要する場合が多いこと等に起因するものと考えられる（第1回報告書130頁参照）。

⁶ 行政事件訴訟では、通常口頭弁論期日において争点整理をするケースが多いものと考えられる（第5回報告書概況編53頁参照）。前回以降、争点整理手続の実施率が大きく増加している要因としては、ウェブ会議を利用した争点整理手続が実施されるようになったことが寄与している可能性がある。

【図10】 訴訟代理人選任状況別の人証調べ実施率の推移(行政事件訴訟)



人証調べを実施した事件における平均審理期間及び平均人証調べ期間については【表11】のとおりであるところ、平均審理期間は前回(32.1月)よりも短縮して27.0月となっており、平均人証調べ期間は前回(0.6月)よりも若干減少して0.3月となった(第10回報告書140頁【表11】参照)。

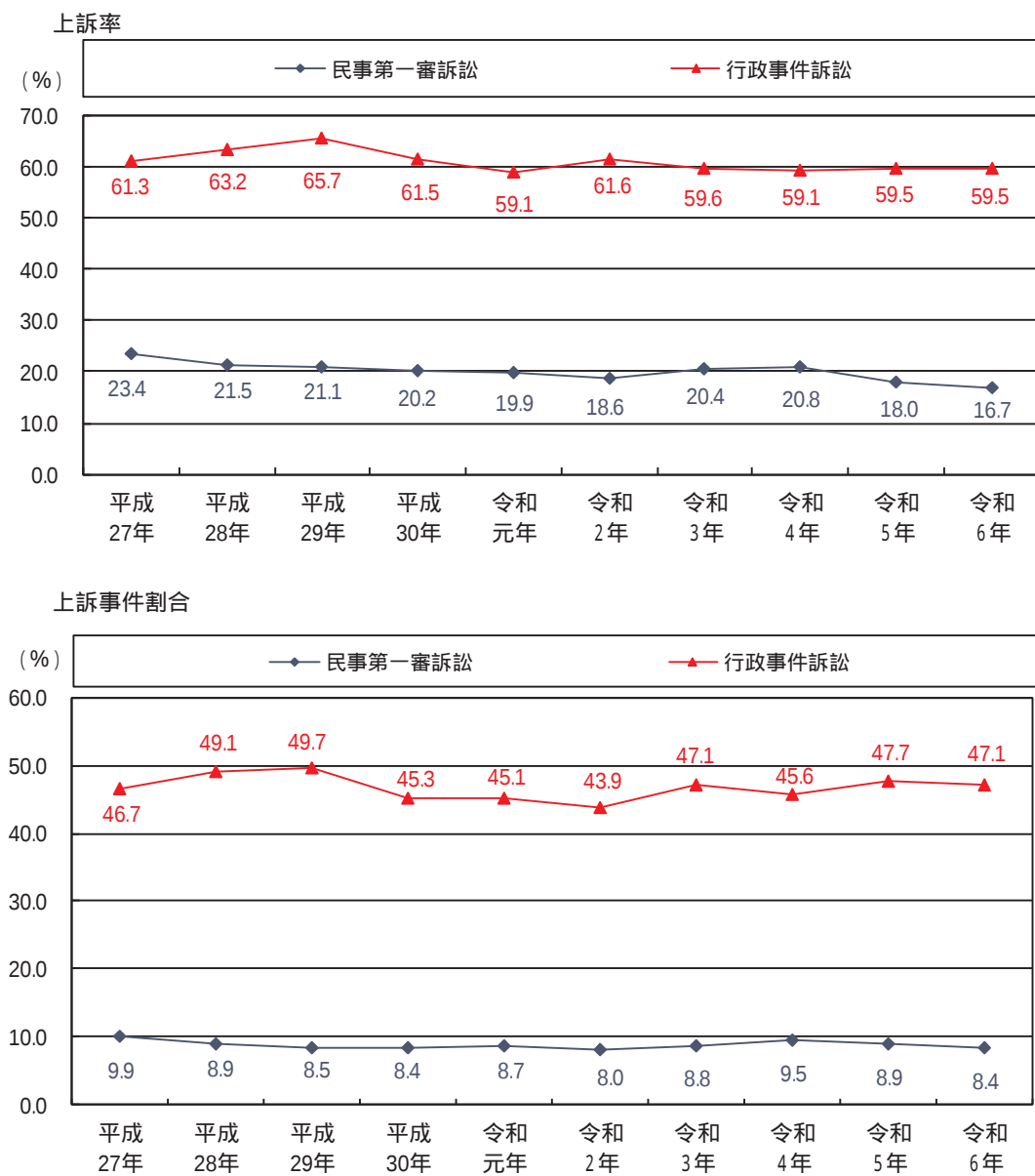
【表11】 人証調べを実施した事件における平均審理期間及び平均人証調べ期間(行政事件訴訟)

平均審理期間(月)	27.0
平均人証調べ期間(月)	0.3

○ 上訴に関する状況

上訴率及び上訴事件割合については【図12】のとおりであり、民事第一審訴訟事件よりいずれも顕著に高い水準である。

【図12】 上訴率及び上訴事件割合の推移(行政事件訴訟及び民事第一審訴訟事件)



2 民事第一審訴訟事件に係る実情調査の結果

1 実情調査の位置付け（目的）

民事第一審訴訟事件については、過去の報告書でも指摘されてきたとおり、争点整理期間が長期化し、それに伴って全体の審理期間が長期化する傾向にある。争点整理は、裁判所と当事者との間で主要な争点や何が重要な証拠であるかについて認識を共有することにより、攻撃防御を当該争点に集中させ、必要な人証を集中して調べることで、充実した審理を迅速に行うためのものであるところ、争点整理期間が長期化している状況からは、このような認識共有の作業が必ずしも円滑に行われていないことがうかがわれる。

民事訴訟のデジタル化は、このような争点整理のプラクティスを改善する契機となることが期待される。ところ、前回の検証では、令和2年2月に、デジタル化・フェーズ1の運用が開始され、ウェブ会議等のデジタルツールを活用した争点整理が行われるようになったことを踏まえて、デジタル化・フェーズ1が平均審理期間の長期化等従前からの課題に与えた影響や合議体の審理の現状と課題等について実情調査を行った。実情調査では、デジタルツールを活用して早期に実質的な争点整理を実施するための工夫が広がりつつある状況がうかがわれた。

前回の検証以降、令和5年3月に双方当事者がウェブ会議の方式で参加する弁論準備手続、令和6年3月にはウェブ会議の方式による口頭弁論の運用が開始され、民事訴訟のデジタル化がフェーズ2の段階に入った。また、令和4年4月以降、民事訴訟法132条の10等に基づき、準備書面、書証の写し等の裁判書類の電子提出を可能にするためのシステム（民事裁判書類電子提出システム、通称「mints（ミンツ）」）の運用が開始された。今回の検証では、このようにデジタル化が進展する中、裁判所で使用する上記システムやウェブ会議のアプリケーション等を中心とするデジタルツールを活用した争点整理の運営改善の手法がどの程度浸透し、進化しているのか、また、そうした取組を多くの裁判官・弁護士が共有するためにどのような取組が行われているのかを調査することとした。これに加えて、前回に引き続き、合議体による審理の現状と課題についても調査対象とした。

デジタル化が進展する中での争点整理の運営改善の実情を把握するためには、デジタルツールの活用が進み、一定の蓄積が見込まれる庁を対象とするのが相当である。このような観点から、実情調査先は、令和2年2月からフェーズ1の運用を開始した第一次実施庁ないし書面の電子提出を可能とするmintsを全国に先駆けて導入した庁の中から、異なる地域に所在する大規模庁及び小規模庁を選定し、令和6年3月及び11月に、これらの庁の本庁及びこれらの庁に対応する単位弁護士会に対して実情調査を行った。なお、上記のとおり、これらの庁は、デジタル化が全国に先駆けて実施され、特に先進的な取組が行われているため、今回の実情調査の結果は、全国の民事第一審訴訟事件の平均的な「実情」とは必ずしも一致しない点には留意が必要である。

実情調査の結果は、次のとおりである。

2 実情調査の結果

（1）デジタル化が進展する中における争点整理の現状と課題について

ア 争点整理の現状等

（ア）序盤の争点整理の充実化（争点整理序盤の口頭協議の浸透）

前回の実情調査では、デジタル化・フェーズ1の下において、争点整理の序盤において口頭協議を

行うプラクティスが紹介された¹。この協議は、争点整理の早期の段階で、裁判所と当事者との間で、主要事実レベルでの争点や主張立証の見通しについて口頭で協議を行い、共通認識を持ち、これを前提に、その後の審理イメージを共有することなどを目的としたものである。このようなプラクティスについては、前回の検証検討会において、議論の拡散や五月雨的な求釈明による無用な審理を防ぐことができる旨の指摘があったところである。

今回の実情調査においても、いずれの裁判所からも、多くの裁判官がこのような争点整理の序盤の口頭協議の有用性を認識し、実際の事件で広く実践している実情が紹介され、このような取組により、当事者と事案のポイントを共有でき、進行の見通しを立てやすくなる、当事者が裁判所の心証を踏まえて、無用な主張立証を避け、ポイントを絞った主張立証が可能になる、和解の話を進めやすくなるとともに、和解勧告のタイミングも把握しやすいなどの効果があるという指摘があった。弁護士からも、このような協議を行う機会は増えており、序盤に双方の主張の骨子を明示的に確認することにより、双方の主張を噛み合わせることができ、審理期間の短縮につながるなどといった意見や、最近では、裁判所から、ただ単に相手方の書面に反論することを求められることが減り、どの主張に対して反論をすべきかについて具体的な話がされるようになってきているという指摘があるなど、実質を伴った争点整理を目指す方向への裁判所側の態度の変化に関する指摘もあった。また、弁護士においても、早期に実質的な争点整理を開始するため、交渉段階で当事者がどのような主張をしていたかが裁判所にも分かるように、要件事実だけでなく、交渉段階で相手方との間でどこに認識の食い違いがあったかを記載したり、交渉段階の書面を早期に提出する工夫をすることがあるという紹介があり、裁判所と弁護士の間で審理の序盤から実質的な争点整理を行う必要性が共有されていることがうかがわれた。

このような審理の序盤から実質的な争点整理を実施するための期日指定（以下、書面による準備手続における協議や事実上の打合せ等も含めて、単に「期日」という。）の工夫として、裁判所から、第1回口頭弁論期日指定後に被告代理人が選任された場合には、実質的な反論を記載した書面の提出に必要な期間等を踏まえて新たな期日を指定する（実質答弁先行型）、比較的近い時期に新たな期日を指定し、口頭で主要事実レベルの争点や主張予定を確認する（口頭協議先行型）という2通りの対応が考えられ、事案の軽重、代理人の属性等を踏まえてこれらを使い分ける運用が紹介された。例えば、事案が複雑なものについて、被告がしっかりとした準備をしたいという場合には実質答弁を先行させる場合もあるし、まず事案の大枠を把握したいという場合等には口頭協議を先行することもあるとのことであった。弁護士からは、従前見られた、第1回口頭弁論期日において被告欠席で擬制陳述をするためだけに原告代理人が出頭することはなくなったという指摘があった。

また、前回の実情調査では、このような序盤の口頭協議を効果的に行う工夫として、裁判所から、当事者双方に対して、参考事項の聴取・事前照会書を活用して、事前交渉の有無、被告代理人の有無、進行についての意見、デジタルツールを利用したウェブ会議の利用の可否、和解の意向の有無等を確認し、序盤の口頭協議を実施すべき事案を選別するなどしているとの紹介があった。今回の実情調査でも同様の取組が行われていることが紹介されたが、従前の紙媒体での照会では回収率が芳しくないことから、デジタルツールを活用してオンライン上で回答可能な方法を用いているという工夫も紹介された。

他方、口頭協議は、裁判所・代理人双方に一定の準備の負担を課すことから、裁判所からは、すべての事件において口頭協議を行うのではなく、口頭協議を実施する事案を選別したり、事案の複雑さ

¹ 第10回検証検討報告会では、「方向性協議」と呼んでいたプラクティスであるが、このような呼称は特定の庁で用いられるものであることから、本報告書では、より一般的に、「序盤の口頭協議」などと表現することとする。

等を踏まえて口頭協議の密度を変えながら実施している、あるいは、序盤の口頭協議において無理して争点を固めるのではなく、口頭協議を続行しているという実情の紹介もあった。

(イ) 活発な口頭協議を行う方策

上記(ア)のとおり、争点整理の序盤から口頭協議を行い、早期に実質的な争点整理を開始するプラクティスが浸透しつつあることがうかがわれる中、次のとおり、デジタルツールを活用しながら口頭協議を活性化する工夫も紹介された。

デジタルツールの活用

まず、裁判所からは、口頭協議の結果、当事者が次回までに検討すべき事項を確認した上で、投稿機能(36頁参照)を利用して協議結果を当事者と共有する取組により、裁判所の指示が取り違われることなく、協議した内容に沿った準備がなされ、口頭協議の活発化につながっているという紹介があった。また、当事者から提出された書面の内容を踏まえ、期日前に、期日に口頭で確認したい点等について予告することにより、簡単な内容であれば、期日において当事者から口頭で回答をしてもらえる場合があり、口頭協議の活性化に一定の効果があるという紹介があった。

さらに、期日中における工夫としては、書証のデータに書き込みをした上でそれを画面共有しながら口頭協議を行ったり、誤解なく争点等の認識共有を図るために裁判官が作成した表を共有するなどの取組が紹介された。こうした表の作成については、弁護士からも一覧表の作成により当事者の主張の全体像が把握しやすくなり、審理の迅速化にもつながっているという意見があった。この点に関し、裁判所からは、データの活用が容易になったことにより、当事者との間でこうした表を共同で作成する作業を行うことが増えるのではないかという意見があり、弁護士からも、裁判所が記載のルールや表のフォーマットを作成してくれれば、利用しやすい表を作成できるという意見があったところであり、今後裁判所と代理人の間で、このような充実した争点整理に向けた共同作業を双方の適切な役割分担の下に効果的に行うための方策の検討がさらに進むことが期待される。

他方で、弁護士からは、ツールが何であれ、裁判所が分かりやすい求釈明をしなければ、噛み合った議論にはならないという指摘があったが、裁判所が準備事項を投稿機能等のデジタルツールを活用して明示的に共有することにより、準備事項に関する認識の齟齬はかなり少なくなったという意見もあり、デジタルツールを用いて事前準備が効果的に行われ、口頭協議の活性化にもつながっていることがうかがわれた。

また、裁判所が適切な求釈明を行うには、裁判所が当事者の主張立証を的確に把握することが重要であるところ、mints を利用している事件における工夫として、提出された準備書面のPDFデータを活用して、相手方の認否に応じて否認(赤)、不知(黄色)、認める(緑)で色分けし、これをデジタルノートアプリ上に切り貼りをして、否認している部分と争いのない部分に整理し、関係証拠を引用することで、争いのある部分についての証拠のあるなしが一つのファイル上で視覚的に明らかになり、事案を把握しやすくなっているという紹介があった。

以上のとおり、デジタルツールの争点整理での活用については、試行錯誤が行われている状況であるが、裁判所、弁護士双方から、デジタル化によって自動的に審理が迅速化するものではなく、デジタルツールの利用が自己目的化しないように留意し、効果的に活用することが重要である旨の意見があった。

期日指定等の工夫

裁判所からは、口頭協議により、当事者が反論すべき具体的事項が明らかになることから、例えば、当事者本人への事実確認が必要な内容であれば準備期間を長くとり、法的評価に関する主張にとどまるのであれば準備期間を短くするなど、準備に必要な期間に応じて、次回期日を指定しているといっ

た工夫の紹介があったほか、1期日の時間設定についても、通常30分程度であるところを15分にするなどして、期日ごとにメリハリをつけて期日の指定等を行う工夫が紹介された。

弁護士からは、準備期間については、反論の対象となる準備書面及び書証の分量、依頼者からの事実確認や証拠の収集・提出が必要な争点かどうか、他の事件の尋問準備や書面の提出期限等、依頼者が個人か法人か等、決裁に時間を要する事情があるか、といった点が考慮要素として考えられるという意見があったほか、準備事項の内容等にかかわらず、漫然と長期の準備期間を希望する代理人に対しては、裁判所から、合理的な期間で準備を行うように指摘してほしいといった意見や、15分刻みの期日の場合には、裁判所として口頭協議を行うことを想定していないということかと受け止めるといった意見もあったが、いずれにしても、裁判所・弁護士ともに、準備内容に応じた合理的な準備期間を前提にして期日指定を行うべきであり、当該期日で予想される口頭協議の内容に応じて必要な期日の時間を確保すべきであるという認識は共有されていることがうかがわれた。

書面の提出期限の遵守

書面の提出期限の遵守状況については、前回の実情調査でも、弁護士から、期日の1週間前に書面が提出されるのは半分程度であるという指摘もあり、書面の提出期限の遵守について改善が見られない状況が広く存在することがうかがわれ、デジタルツールを用いるなどして適切な進行管理をする必要性等が指摘された。

今回の実情調査では、mints が利用されている事件の実情も紹介されたが、mints の自動督促機能（書面提出期限の数日前に自動的に督促のメールが送信され、期限が過ぎると毎日督促メールが送信される。）については、弁護士からは、書面の提出の動機付けになっているという意見があり、裁判所からも、mints を利用している事件ではおおむね書面の提出期限が遵守されており、かつ、書記官による督促の手間を省くことができるという意見があった。

また、mints を利用していない事件については、裁判所から、投稿機能やチャット機能を活用して代理人に準備状況を確認すると、経過報告等を行う代理人もあり、チャット等での督促には一定の効果があるという意見がある一方、弁護士は裁判所からのチャット等による連絡を常時確認しているわけではないので、チャット等を利用した督促はしていないという裁判官も少なくないという実情が紹介された。こうした実情も踏まえ、裁判所からは、裁判所からの投稿機能によるメッセージに対してはリアクションボタンを押すことにより裁判所に対する既読の通知をすることなど、代理人に依頼したい事項をまとめたペーパーを作成し、これを代理人と共有するなどして、弁護士に対して、裁判所のメッセージを確認するように促す取組を行っていることが紹介された。

これに対して、弁護士からは、極力期限は守っているが、依頼者側の作業が遅れたり、予想していたよりも準備が難航して期限に間に合わないことはあるという実情が紹介される一方で、書面の提出が期限よりも遅れる場合でも、裁判所及び相手方が読めるよう、期日当日や前日の提出にはならないようにし、あるいは、投稿機能を用いて書面等のデータだけでも先に提出しているといった工夫や、期日を空転させないために、書面の前半部分だけでも準備、提出して、次回までに相手方に認否反論してもらい、同時並行で後半部分を準備するといった工夫が紹介された。

（ウ）協議結果の共有の方法

協議結果の共有方法と効果に関しては、最終的に確定した争点や、審理の中盤で争いのないことを明確にした方がいい場面における当該争いのない事実については調書に記載する一方で、ノンコミットメントルールを前提にした暫定的な協議結果は投稿機能を利用して事実上確認するにとどめているという紹介があった。これについては、弁護士から、依頼者が確認している書面に記載されている以上のことは言えないといったノンコミットメントルール自体に慎重な意見があった一方、協議結果が投稿されると、内容が明確化し、形に残るため、認識共有に資するという意見もあった。もっとも、

裁判所からの投稿を確認しない弁護士もいるという指摘もあった。また、特に、非定型的な類型の訴訟で、当事者の主張の法的な位置付けが明確でない場合においては、当事者に要件事実に沿った主張立証を意識してもらうために、期日において、口頭ないし画面共有機能を用いて、争点となる主要事実や、当事者の主張の骨子について、裁判所の理解を当事者に伝え、齟齬がないか確認した上で、その結果について、投稿機能を活用して当事者と共有を図るといった工夫も紹介された。

なお、裁判所からは、投稿機能を利用して当事者と結果を共有する場合、裁判官の異動があった際にも、前任の裁判官が当事者と共有した内容について、後任の裁判官が確認することができ、裁判官の引継ぎという観点からも有益と考えられるという意見があった。

イ 争点整理を充実させるための組織的取組

(ア) 裁判所内部での取組

今回の実情調査では、裁判所内部において、単に審理運営改善の方策を裁判官の間で共有するにとどまらず、多くの裁判官が過度な負担なくそのような方策を試行、実践できるように工夫を凝らした組織的取組が行われていることがうかがわれた。

まず、争点整理序盤の口頭協議について、庁内で広く取組内容を共有するため、転入者説明会等で情報共有を行ったり、実際に口頭協議を実施している期日を見学することができるようにしているという取組が紹介された。

また、投稿機能を効果的、効率的に活用するという観点から、庁内の裁判官が実際にした投稿例を収集して、日常的に使用する投稿と、事案の状況に応じて使用する投稿のサンプル集を作成して、庁内で共有するという取組が紹介された。

さらに、有志の裁判官の間で、参考事項聴取の照会書の作成、試行を行ったり、投稿機能等を活用して、審理運営に関する意見交換を行っているという取組も紹介された。

(イ) 弁護士会内部での取組

弁護士会内部での取組として、新規登録者に対する講習として、口頭協議やノンコミットメントルールといった、司法修習中にはあまり取り扱われない実務上の重要事項について周知を図っているという紹介があった。

また、裁判所との間で争点整理やデジタルツールの活用等について協議を行う場合には、弁護士の間でも議論を行った上、裁判所との協議結果について結果報告を行って弁護士間で周知しているという紹介があった。

(ウ) 裁判所と弁護士会との間での取組

今回の実情調査の対象地においては、裁判所と弁護士会の間では、複数の協議会で争点整理が協議事項にされているとのことであった。もっとも、前回の実情調査と同様、弁護士会においては、そうした議論の結果について、弁護士会の月報や会員専用ホームページで周知しているものの、月報やホームページをあまり見ていない弁護士もいるという課題が指摘された。

他方、審理運営改善のためには裁判所側において弁護士のビジネスモデルを知る必要があるという問題意識から、右陪席と若手弁護士の意見交換の場を設け、弁護士業務についての認識共有から始め、その後、デジタル化の中での争点整理や準備書面の在り方について意見交換を行い、その成果を裁判所及び弁護士会それぞれの内部で共有しているという意欲的な取組の紹介もあった。

また、実情調査を行ったうちの1庁では、mintsの利用率が高いところ、その要因として、裁判所からは、弁護士、事務員向けの説明会の実施、説明動画等の周知のほか、個別の事件において初回の期日の最後に必ず利用の意向確認を行っている旨の紹介があった。弁護士からも、当該庁においては、裁判所が熱意をもって利用を促していること、実際に使ってみると、書面を正式に提出できる上、正本・副本の作成や書面の郵送・FAXの負担がなくなるなど、使い勝手がよかったことがmintsの普及

につながっているのではないかという意見があった。

(2) 合議体による審理の現状と課題について

ア 合議体による審理の実情

(ア) 付合議の実情について

実情調査の対象庁のうち1庁では、医療関係事件、建築関係事件、行政事件、知的財産事件、労働関係事件については原則として合議とし、そのほか、世間の耳目を集める事件や事案が複雑困難なものも合議に付しており、定期的に、支部も含めた管内の民事担当裁判官全員で担当事件についての意見交換・相談をする中で、審理や判断が困難と思われる事件について情報共有することにより、適切に合議に付しているという実情が紹介された。もう1庁では、合議に付している事件類型としては、安全配慮義務違反が問題となるものや、証券取引関係、国家賠償、事実関係が複雑で判断に迷うもの、社会の耳目を集めるもの等があるが、合議基準を設けているわけではなく、新件の訴状の回覧や、定期的な「棚卸し」(単独事件として係属している未済事件の中に付合議が相当なものが含まれていないかについて部全体で意見交換し洗い出す作業)に加え、各裁判官から適宜のタイミングで部内で相談するなどして合議に付しているという実情が紹介された。

もっとも、弁護士からは、事件類型で機械的に合議にしている印象があり、たとえば、単純な事件でも形式的に医療事件に該当すれば合議になっているという意見や、本庁の専門部で合議になるような事件が支部で単独で進行している事件もあるなど、合議に付すべき事件について単独で進行している事件もあるように思うといった意見もあった。

(イ) 付合議の効果について

付合議の効果については、裁判所からは、比較的時間に余裕のある左陪席が主任裁判官を務めることで、複雑な前提事実・当事者の主張の整理、判例調査等を行い、単独事件よりも丁寧に判断を行うことができ、適正な解決に結びついている、各裁判官の経験等を共有することで、審理が漂流することを防ぎ、迅速な解決につながる面もある、多角的な視点から適切な結論を導いていると思われるという意見があった。弁護士からも、合議に付されてから急に進行がスムーズになることがあるといった意見や、合議に付されて困ったという経験はないといった意見が出され、合議体の審理のメリットについては、裁判所及び弁護士の双方が認識していることがうかがわれた。

他方で、弁護士からは、単独事件として進行している事件について合議体による審理が適切であると考えられる場合において、付合議の上申を出すことはあるが、当該単独体による審理が不十分であると言っているように受け取られると思うと、上申を出すことには躊躇を覚えるといった意見もあった。

イ 合議の充実・活用を図る取組の実情

限られた時間の中で、合議体内で事件内容を共有できるよう、時系列表や、当事者の主張対比表を作成し、共有したり、合議の際には、上記一覧表など、必要なものを画面で共有したり、合議の際に、すぐに必要な情報にアクセスできるよう、予定表管理ソフトを使ってスケジュールを共有した上で、そこに合議メモ等の必要なデータを張り付け、情報を一元化するなどの工夫が紹介された。

また、mints上に主張書面・証拠等がアップされている場合、尋問等の弁論期日において、合議体全員がそれぞれの端末からこれらの書面を見ながら合議事件の審理に参加することができ、より充実した審理を行うことができているという実情が紹介された。

合議の充実のために、当事者に協力を求めたい事項として、合議事件については、左陪席が記録を検討した上で、裁判長等と進行の合議をする必要があるため、準備書面の提出期限から、翌々週に期日を設定するようにしていることから、書面を提出期限のとおり提出すること、mintsを利用すれば、書記官により提出された書面が記録に綴られて裁判官の下に届くまでのタイムラグを省略でき、また、

合議体の全員が同時に記録を見ることができるため、迅速な合議に資することから、mints を積極的に活用することが挙げられた。

ウ 部全体の事件の処理態勢

前回の実情調査を踏まえた検証検討会の議論においては、バランスの良い合理的な審理・判断が可能になるという合議体による審理のメリットを活かし、部内全体で手持ちの事件をマネジメントするという観点も踏まえつつ、引き続き、合議強化に向けた取組を進めていく必要があることが指摘されていた。

このような指摘を踏まえて、付合議されていない事件も含めた部全体の事件を適切に処理する取組についても調査を行ったところ、上記ア（ア）のとおり、定期的な「棚卸し」のほか、部内での相談を随時かつ適宜のタイミングで行う、あるいは管内の裁判官が集まった意見交換を定期的に行うことにより、他の裁判官からの意見を聴けるようにしており、こうした相談等を通じて、困難な事件については合議に付している実情が紹介された。

3 検証検討会での議論

1 争点整理の現状と課題について

(1) デジタル化が進展する中における争点整理の実情

第 10 クールの検証検討会においては、争点整理の序盤での口頭協議において、争点整理の土俵を形成することは重要であり、裁判所と当事者が主たる争点や主張立証の見通しを共有することで、議論の拡散や五月雨的な求釈明による無用な審理を防ぐことができる旨の指摘があった。今回の実情調査では、こうした取組が広く浸透していることがうかがわれ、これを評価する意見があった。もっとも、一部の弁護士には、序盤に口頭協議を行うことの意義や、ノンコミットメントルール・デジタルツールの扱い等の口頭協議に当たってのルールについて理解が十分に浸透していないこともうかがわれたとして、裁判所から弁護士に対して、序盤の口頭協議の意義や、口頭協議に当たってのルールを事前に説明し、弁護士側からもノンコミットメントルールの意義・目的について確認するなど、裁判所と弁護士との間で十分なコミュニケーションをとることが重要であるという指摘があった。

また、第 10 クールの検証検討会では、口頭協議を充実させるためには、簡単な打合せや情報共有はチャットやメール等で事前に済ませるなど、期日間の在り方そのものが変わらないといけないという指摘もあったところ、今回の実情調査では、ウェブ会議のアプリケーションの機能の一つである投稿機能を用いて期日における口頭協議の結果をグループ内で共有したり、期日間において釈明を行うといった取組が紹介された。このように期日間においても事件を進行させることができる選択肢が増えることは望ましいことであると評価する一方で、実情調査でも紹介があったとおり、それが裁判官にとって過度な負担とならないように費用対効果を考えてメリハリをつけて実施していくことや、書記官との役割分担についても検討することが重要であるという指摘があった。

他方、今回の実情調査では、裁判所からは、上記のような投稿機能による口頭協議の結果の共有等のほか、チャット等を用いて書面提出の督促を行う取組が紹介されたが、一部の弁護士については、裁判所から送られる投稿等を見ていないという実情もうかがわれた。この点に関しては、弁護士において投稿等を確認する必要性及びそれに向けた裁判所側からの働きかけの重要性が指摘されたほか、デジタルツールの活用により期日間でも事件が進行していくことが弁護士の間でも認識されるようになれば、こうした投稿等を確認しないとといった対応はなくなっていくのではないかと指摘があった。

(2) 争点整理を充実させるための組織的取組

今回の実情調査では、多くの裁判官が過度な負担なく審理運営改善に取り組めるようにするため、争点整理の序盤の口頭協議について、転入した裁判官向けの説明会や実際に口頭協議を行う期日の見学を実施したり、実際に事件で使うことができる口頭協議の結果についての投稿のサンプル集を作成するなどの工夫が紹介された。

こうした取組に関して、特別の知識や技能を持った裁判官でなくても審理運営の改善の方策を実践できるような工夫を行うことについては、このような工夫をこれまで実践していなかった裁判官も新たに取り組んでみようというきっかけとなり、裁判所全体の審理の質の底上げにつながることから、望ましい取組であり、今後も進めるべきであるという意見があった。

他方で、審理の迅速化の観点からは、個別の事件において裁判官の交代があった場合においても、円滑に審理を進行させることが重要であるところ、事件を引き継いだ裁判官がどのような情報を必要としているかについて弁護士側が把握することは難しいため、裁判所側において適切に引継ぎが行われるような工夫を検討することも重要ではないかという指摘があった。

2 合議体による審理の現状と課題について

第 10 クールの検証検討会においては、付合議により、事案のポイントや結論に至る道筋が明確になることが少なくなく、審理の促進に役立っているという指摘があった。今回の実情調査においても、裁判所、弁護士ともに合議体の審理によるメリットを感じていることがうかがわれたが、他方で、弁護士からは、単独で進行している事件について合議体による審理が適切であると考える場合においても、代理人側から付合議の上申を出すことには躊躇を覚えるといった意見もあった。この点については、弁護士からの上申は適切な付合議の契機となることから、裁判所において、弁護士が積極的に付合議上申できるような方策を検討するべきではないかという意見もあった。

3 mints の活用について

今回の実情調査は、迅速化検証としては初めて mints を活用した審理の実情を調査する機会となったが、複数の委員から、mints で提出されたデータを活用して、事案を効率的に把握する工夫（108 頁参照）は、審理の迅速化に資するのみならず、裁判の質の向上にも資するものであるといった、取組を積極的に評価する意見があった。また、紙媒体の記録では、合議体の裁判官が同時に記録を閲覧することはできなかったが、mints を利用して書面がデータで提出されれば、複数の裁判官が同時に記録を読みながら合議を行うことができるなど、審理そのものだけでなく、合議の活性化の観点でも効果が期待できるという意見もあった。

その一方で、mints を利用した審理の工夫については、一部の裁判官の個人的な工夫にとどまっているのではないかと、mints とウェブ会議のアプリケーションをどのように使い分けるのかも検討が必要であるといった課題も指摘されたが、有効な手法については裁判所内において共有するだけでなく、弁護士にもその理解を浸透させ、裁判所と弁護士が協力しながら、デジタルツールを活用した効率的な審理を裁判実務に普及させる取組が重要であることに異論はなかった。

4 今後に向けての検討

1 デジタル化が進展する中における争点整理の実情と課題について

令和2年2月にデジタル化・フェーズ1の運用が一部の庁で開始された後、現在全ての庁において、ウェブ会議の運用が開始され、広く活用されている。また、ウェブ会議の定着に伴い、投稿機能等のデジタルツールの活用も広がっていることがうかがわれる。さらに、令和4年から mints の運用が順次開始し、書面の電子提出が実際の審理において利用可能となっている。こうしたデジタルツールを積極的に活用して審理の合理化、効率化を図ることが重要であることはいまでもないが、検証検討会でも指摘があったとおり、デジタルツールを活用した取組は、一部の特別な知識や技能を持った裁判官が行っても、裁判所の事件全体の迅速化に結び付くことは期待できないことから、多くの裁判官が過度な負担なく実践することができるものであることが重要である。

序盤の争点整理の充実化については、争点整理序盤に口頭協議を行い、早期に主要な争点を確定し、進行の見通しを立てることにより、議論の拡散を防ぎつつ、的確に争点整理を進めることが重要であると考えられるが、今回の実情調査では、裁判所のみならず、弁護士にもこのような認識が定着しつつあることがうかがわれた。こうした口頭協議を活発化するためには、口頭協議を予定している事項を事前に投稿機能等で予告したり、期日において画面共有機能を利用して共通の資料を関係者で一緒に確認しながら協議をするなどの工夫のほか、期日において、口頭協議の結果、すなわち、主要事実レベルの争点や次回期日までの準備事項・提出期限を明示的に確認・共有するなどの方策が考えられる。また、争点整理序盤の口頭協議を効果的かつ充実したものとするためには、口頭協議の目的・意義やノンコミットメントルール等の基本的なルールについて、裁判所・代理人間で十分に認識共有しておく必要がある。

他方で、期日間において投稿機能等を利用しながら争点整理をする場合には、弁護士が投稿等を確実に確認することが前提となる。既に多くの弁護士が、裁判所による投稿機能等の活用を前提に、裁判所からの投稿等に対応しているものの、期日間において投稿等を用いるプラクティスは比較的新しいものであり、期間に投稿等を確認しなければならないという認識が必ずしも全ての弁護士に浸透していないことがうかがわれる。こうしたプラクティスを定着させるためには、期日間の投稿等の確認の必要性についての弁護士側の認識の強化と、それに向けた裁判所側の組織的かつ継続的な働きかけが重要である。

また、特に複雑な事件においては、一覧表を活用して事件の全体像を把握した上で整理を行うことが有効な場合もあると考えられる。一覧表は従前から活用されているが、今回の実情調査では、主張書面のデータを活用するなどして、裁判所と当事者との間でこのような一覧表をより効率的に作成する取組も広がりつつあることがうかがわれた。今回の実情調査では、mints で提出された書面のデータを活用して裁判官が事案を効率的に把握する工夫も紹介されたが、このような工夫も含めて、フェーズ3において記録が電子化した段階ではさらにデータの活用による争点整理の効率化が図られることも期待されるところであるが、実情調査において指摘があったとおり、データの活用自体を自己目的化することなく、その作業に当たっては、裁判所と当事者が一覧表作成の目的・方法について十分に認識を共有した上で、適切な役割分担の下で作成することが重要であると思われる。

争点整理を充実させるための組織的取組に関しては、裁判所からは、審理運営改善の取組を広く裁判官の間で共有するための工夫が紹介されたが、上記のとおり、審理運営改善の取組は、特別な知識・技能を有する裁判官だけではなく、多くの裁判官が過度な負担なく実践できるものでなければ、裁判所全体の審理の迅速化に結び付けることは困難であると考えられることから、このような視点を持って今後も工夫を凝らしていくことが必要である。他方で、前回の実情調査と同様、今回の実情調査においても、弁護士の間での争点整理に関する取組等の周知については、弁護士全員に共有するのは難しいという課題の指摘もあったとこ

るであり、効果的な取組等について広く周知できるよう、引き続き弁護士会と裁判所とで連携しながら取り組んでいくことが必要であると考えられる。

2 合議体による審理の現状と課題について

合議体による審理については、バランスの良い合理的な審理・判断が期待できるなどメリットが大きいことについては、裁判所及び弁護士の双方が認識しているところである。これまでは、基本的には裁判所が主導して付合議の判断を行ってきたところ、今後とも裁判所内部における適時適切な付合議のための体制や仕組みを構築するための取組は継続する必要があるが、それに加えて、弁護士からの上申も適切な付合議の一つの契機となると考えられることから、弁護士から裁判所に対して積極的に付合議の上申ができるような方策について検討することも考えられる。

3 フェーズ3の開始に向けて

今回の検証は、前回に引き続き、デジタル化によって争点整理がどのように変容しているかに着目して調査を行ったが、これらの調査を通じて、ウェブ会議や投稿機能等といったフェーズ2までに導入されたデジタルツールを用いながら、裁判所と当事者の間で、訴訟の早い段階から、争点についての認識を共有して、効率的に審理を進めるプラクティスが浸透してきている実情がうかがわれたところである。また、今回の実情調査では、フェーズ3の一部先行実施と位置付けられる mints を活用した取組が紹介されたところ（108頁参照）。このような取組は、必ずしも一般的なものではなく、特に先進的な庁の取組と思われるものの、電子提出されたデータの活用による更なる審理の合理化、効率化の可能性を感じさせるものであった。フェーズ3の開始が目前に迫り、新システムの導入に向けた準備が本格化する一方、デジタル化を契機にした審理運営改善の営みの真価が問われる時期に差し掛かっているところであり、新システムの機能を前提とした新たな視点から、これまでの争点整理改善の取組がさらに深化していくことに期待したい。